

かわさき教育プラン（案）

～市民の力が教育を変える～

（答申）

平成17年1月11日

かわさき教育プラン策定委員会

目 次

はじめに.....	1
第1章 プランの基本的な考え方.....	3
1 プランの目標.....	3
2 プランにおける施策の方向性.....	4
（1）各学校や地域の自主性・自律性を促進する.....	4
（2）市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する.....	4
（3）客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する.....	4
第2章 重点施策.....	5
1 川崎式で「生きる力」をつける.....	5
2 「個性が輝く学校」をつくる.....	9
3 「教職員の力」を伸ばす.....	13
4 「地域に開かれた学校施設」にする.....	16
5 「市民の学び」を支援する.....	19
6 「市民の力」を活かす.....	23
第3章 施策体系.....	26
基本政策1 幼児・学校教育.....	26
基本政策2 家庭・地域における教育.....	43
基本政策3 社会教育・文化・スポーツ.....	51
基本政策4 教育行政.....	64
第4章 プランの進め方.....	68
1 プランの広報.....	68
2 PDCA のサイクル、スケジュール、進捗管理体制.....	68
3 川崎市教育目標について.....	68
参考.....	
1 語句説明一覧表.....	71
2 策定経過.....	72
3 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱.....	75
4 委員名簿.....	76
5 諮問文.....	79
6 市民からの意見の概要.....	80
7 川崎市の教育の現況と課題.....	98
8 プランに関連する具体的な動き.....	126
9 時代潮流と教育.....	128
巻末 「施策体系一覧表」「現況と課題一覧」	

はじめに

1 策定の主旨

わが国は、少子高齢化、グローバル化、情報化、産業・就業構造の変化、価値観の多様化、地方分権の推進などの大きな時代の変化の中にあります。この大きな変化の中で、教育分野においては、学力の低下、モラルの低下、学級崩壊などの新たな課題が浮かび上がってきています。

本市では、高度経済成長下における豊かな財源に支えられ、多くの優れた独自政策を展開してきましたが、右肩上りの社会の終焉に伴う制度疲労や少子高齢社会の到来といった社会構造の変化に伴う諸要因から、財政が急速に逼迫してきました。そこで、平成 14 年度に「川崎市行財政改革プラン」が策定され、全庁的に行財政改革に取り組んでいます。

本市では、昭和 61 年に市長あてに報告のあった「いきいきとした川崎の教育をめざして」に基づく教育が展開されてきました。報告は、20 年近く前のものでありながら、「教育への市民参加」の重要性を説き、その第一歩を踏み出すきっかけとなった点で大きな意義があったと考えます。

策定委員会では、市民と行政の協働がさらに重要となっていることを踏まえて、そのシステムを教育行政計画として具体化するために、市民と行政が共に手を携えて教育を進める「かわさき教育プラン」の策定を進めてきました。

また、サブタイトル「市民の力が教育を変える」は、そのような教育を進めることにより、市民一人ひとりに内在する力が、本市全体の教育を活性化するというねらいを表現したものです。

このプランは、子どもから高齢者まで、全ての市民が教育・学習、文化・スポーツなどの各分野にわたって、生き生きと学びあうことのできる学習社会の実現を目指すものです。

2 プランの位置づけ

このプランは、「川崎市行財政改革プラン」や新たな総合計画との整合を図り、新しい時代における、より効果的な教育財政のあり方などについて、平成 16 年 3 月に策定された「教育委員会事務事業改善プラン」の内容も踏まえてまとめています。

3 対象とする期間

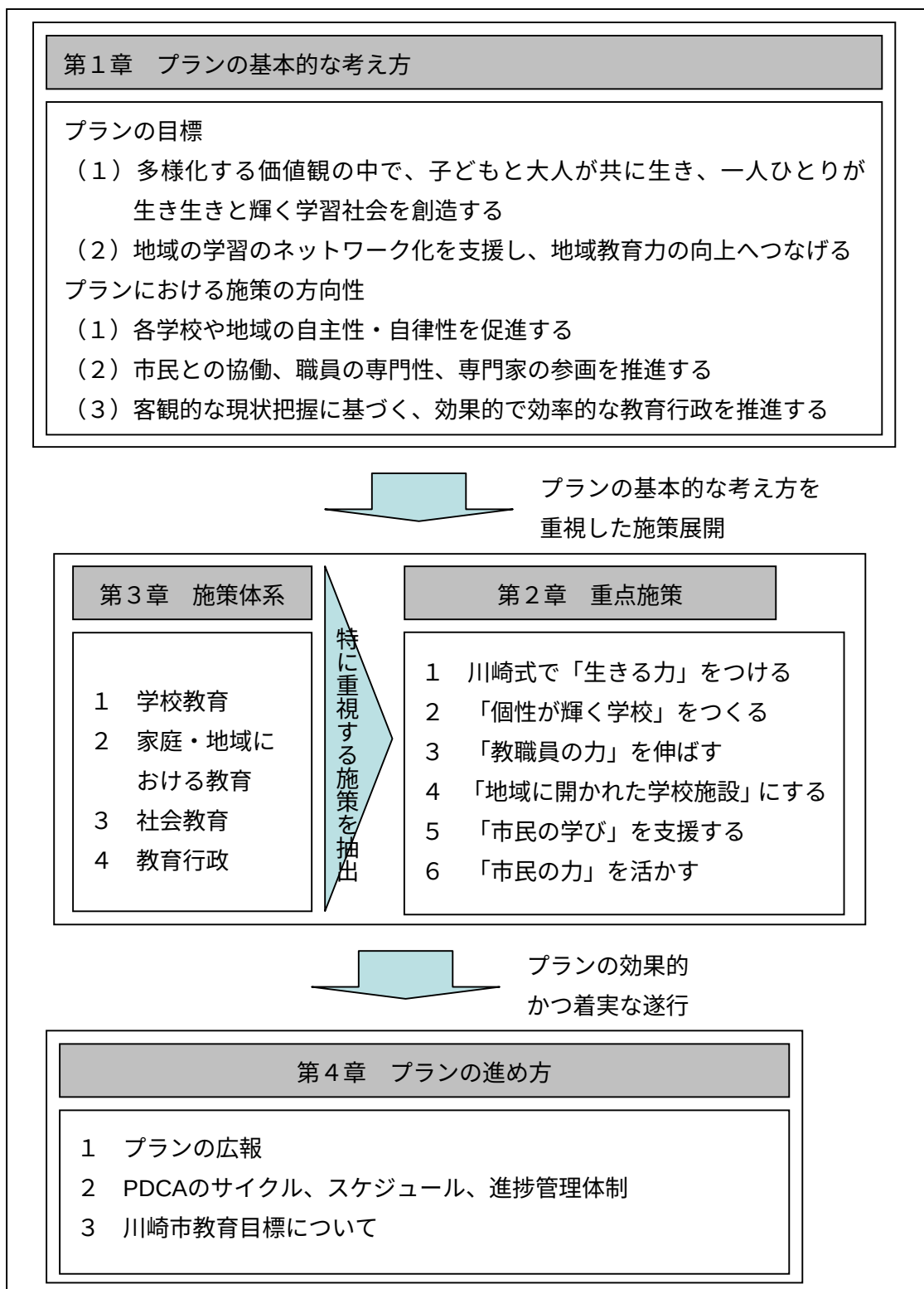
このプランの対象期間は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間とします。

4 プランの対象分野

このプランにおいて対象とする分野は、幼稚園や市立の小・中・高・聾・養護学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

5 プランの全体像

プランは、全体として以下に示すように構成されています。



第1章 プランの基本的な考え方

本市では、教育を取り巻く環境、本市の教育の現況と課題、これまでの本市の取組、本市の行財政全般の状況などを踏まえて、プランの目標と施策の方向性を以下のように設定しました。

1 プランの目標

本プランでは、学校教育や社会教育における施策を展開していく上で、以下のように、「次代を担う人づくり」と「地域づくり」の観点から二つの目標を設定しました。

多様化する価値観の中で、子どもと大人が共に生き、一人ひとりが生き生きと輝く学習社会を創造する。

社会の急激な変化、地域の国際化などにより人々の価値観が多様化する中で、子どもも大人もお互いの人権を尊重し、全ての人々が自己を実現して生き生きと輝けるような社会を創造することが必要です。

そのためには、共に認め合い、共に高め合い、そのことによって自らも成長できるような子どもを育てる教育が学校・家庭・地域が連携して行われる必要があります。特に学校は、教職員一人ひとりが自らの能力を十分に活かすことができ、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点として地域に開かれた学習環境でなくてはならないでしょう。また、大人も一人ひとりが生き生きと輝けるように、地域の中で主体的に学習に取り組むことが必要です。

本プランでは、このような教育や学習が展開する社会を学習社会ととらえ、その創造を目標とします。

地域の学習のネットワーク化を支援し、地域教育力の向上へつなげる。

本市では、学校においては、子どもの学力、「生きる力」などを形成する取組が行われてきています。また、地域においては、市民の自主的な学習活動や市民活動も活発に展開されてきています。しかし、そうした取組や活動の相互の間の連携・協力をさらに、密接にしていく必要があります。学習社会を創造し、地域全体の教育力を高めるためには、地域における様々な施設、機関、団体、市民の自主グループなどによって行われている実践をつなぐネットワーク化を図ることによって、子どもも大人も成長できる地域をつくる必要があります。本プランは、そうしたネットワーク化を支援し、地域教育力の向上を図ることを目標とします。

２．プランにおける施策の方向性

時代の潮流や市民一人ひとりの学習ニーズが変化するなか、教育分野の政策について、様々な変革に対応する新たな方向性が必要となっています。本プランでは、プランの目標の実現に向けて、以下の方向性を重視して教育施策を進めます。

（１）各学校や地域の自主性・自律性を促進する

学校における教育課題は非常に多様化しており、子どもたちが「生きる力」を身につけるためには、家庭や地域との連携の推進や、よりきめ細かい施策の実施が求められています。学校教育においては、児童生徒一人ひとりが個性豊かに輝くための学校経営や、保護者の参加、教職員の資質向上などを効果的に支援することが求められています。

また、社会教育や文化・スポーツなどの生涯学習は、市民の多様なニーズに応じて、地域の中で自主的・自律的に展開されるものです。市民の「参加と協働」を基本として、生涯学習を効果的に支援することが求められています。

本プランでは、学校教育については、各学校が子どもの実態に即した創意工夫を重ね、優れた教育実践が他校との交流などによって一層充実するように支援していくことを重視します。また、社会教育については、市民自らの課題や、地域の課題解決につながるような市民の主体的な学習や活動がより豊かに行われることを重視します。

（２）市民との協働、職員の専門性の向上、専門家の参画を推進する

学校や地域が抱える課題がますます複雑化・高度化する中、個々の学校や地域で全ての課題について、的確な現状把握や解決を行うことは困難となっています。一方で、自らの学習の成果や経験を活かして、学校の教育活動に協力したり、地域課題の解決に貢献できるような市民が増えてきています。

本プランでは、市民との協働を促進するとともに、教職員など職員の専門性を向上させ、さらに教育分野の専門家の参画を促進して、教育施策を推進することを重視します。

（３）客観的な現状把握に基づく、効果的で効率的な教育行政を推進する

これまでの教育行政は、成果を重視することに比べて、効率性などについての意識が低かったと言えます。コストの意識化、チェック機能の強化、組織のスリム化などが求められています。

本プランでは、客観的な現状把握に基づいて、よりよい成果を効率的に実現することを重視します。

第2章 重点施策

プランの目標を実現するために、本市が重点的に推進する施策を6つ提示します。

この章の重点施策は、プラン策定後、最初の3年間に、特に何を重視していくかということを市民の方々に分かりやすく伝えるために、第3章の施策体系から具体的な事業を抽出し、再構成したものです。

1 川崎式で「生きる力」をつける

【背景・目的】

少子高齢化、グローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む21世紀の社会では、市民に求められる能力や知識がますます高度化・多様化しています。このような21世紀の社会を生きていく中で、子どもたちには「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいて、子どもの最善の利益が確保されること等が大切です。その上で、子どもたち一人ひとりが個性を発揮し活躍することができるよう、「知（確かな学力）」「徳（豊かな人間性）」「体（健康・体力）」からなる「生きる力」を、身につけることが求められています。

このような「生きる力」をつけるためには、全ての教育の出発点である家庭における教育機能を高め、幼児期から、学齢期（6歳～15歳）及び後期中等教育期間（16歳～18歳）にわたって、子どもたちが成長や発達状況に応じて必要な力を身につけていくことが大切です。

本重点施策では、多様な文化や国籍の市民が共生するなどの本市の特色を活かしながら、子どもの発達に応じた教育を展開する方法を「川崎式」として、本市の教育を受ける全ての子どもたちが「生きる力」をつけることを目的とします。

【内容】

本市の学校では、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら、「生きる力」を育む教育活動を行っています。これまで「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえて本市が特に力を入れてきた、いのち、こころの教育・人権尊重教育などの教育内容をより一層推進します。

知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力、問題を解決し、自分で道を切り開くことができる力を本市では、「確かな学力」と捉え、読み書き計算などの基礎・基本、自ら学ぶ意欲や態度、思考力・判断力、表現力・コミュニケーション能力などの育成や定着を目指した取組を行います。その上で、基礎的な学力の定着度を調査し、指導方法等の改善に活かすために、子どもたちの学習状況調査を実施します。

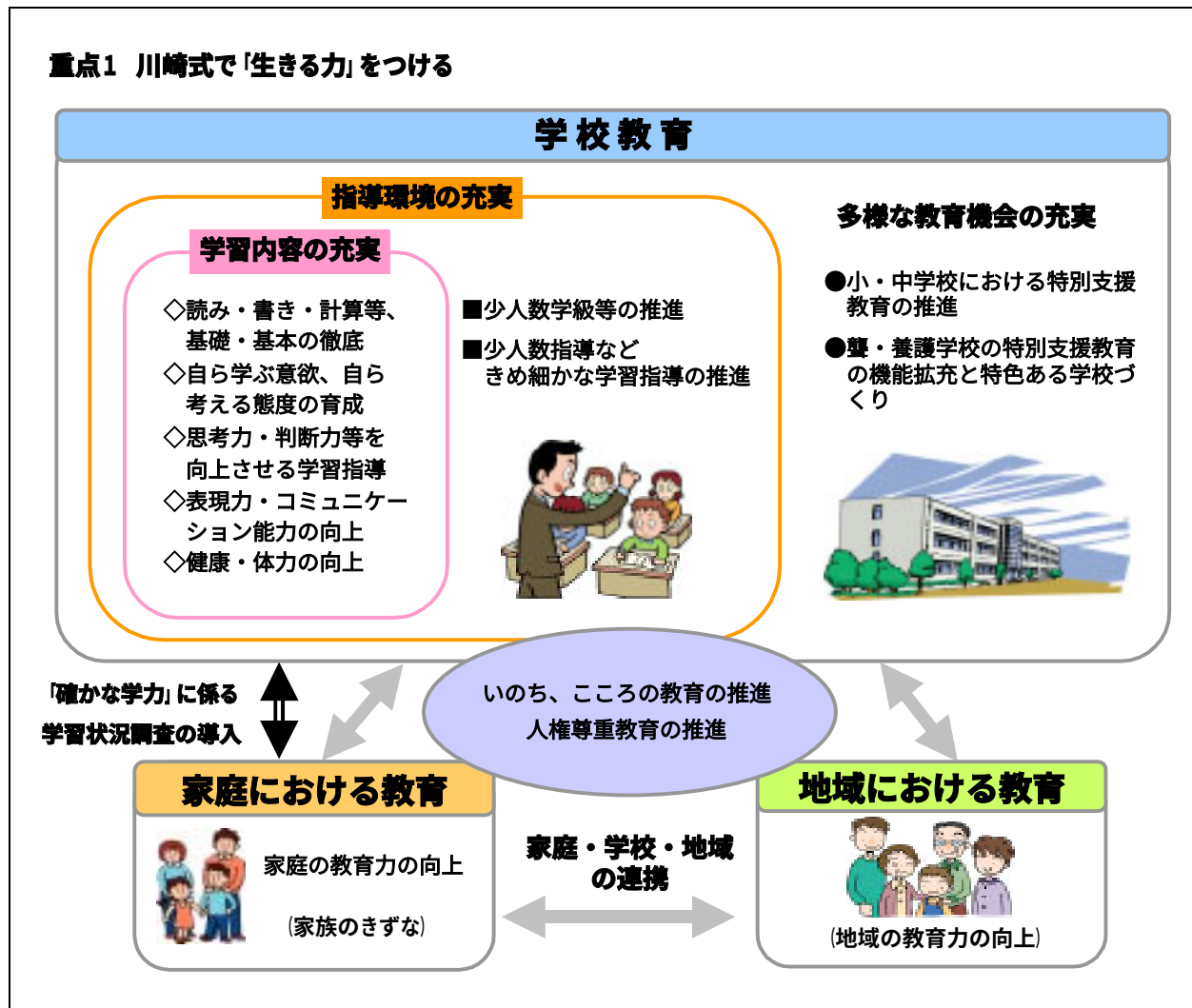
加えて、全国的に低下が懸念されている子どもたちの健康・体力の向上に取り組むとともに、一人ひとりの子どもへのきめ細かな対応を図り、「生きる力」を子どもたちに育むため、少人数学

級や少人数指導などの展開を図ります。

また、これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組を進めていきます。

さらに、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育に関する学習を支援します。

【イメージ図】



【展開する事業】

①いのち、こころの教育の推進（施策体系1-1-(1)-①）

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

②人権尊重教育の推進（施策体系1-1-(1)-②）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底（施策体系 1-1-(4)-①）

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

④自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成（施策体系 1-1-(4)-②）

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

⑤思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実（施策体系 1-1-(4)-③）

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要のある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

⑥表現力・コミュニケーション能力の向上（施策体系 1-1-(4)-④）

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑦「確かな学力」に係る学習状況調査の導入（施策体系 1-1-(4)-⑤）

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。

調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

⑧健康・体力の向上（施策体系 1-1-(3)-①）

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

⑨少人数学級等の推進（施策体系 1-1-(6)-①）

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

⑩少人数指導などきめ細かな学習指導の推進（施策体系 1-1-(6)-⑩）

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、

個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

⑪小中学校における特別支援教育の推進（施策体系 1-1-(9)-①）

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児学級に在籍する児童生徒に加え、通常級に在籍する LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置を進めます。

⑫聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり（施策体系 1-1-(9)-②）

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、2校の養護学校を将来的には総合的（知・肢併置）養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。

⑬家庭の教育力の向上（施策体系 2-2-(4)-② 重点施策 5-⑥）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

【スケジュール】

（答申後に教育委員会で作成）

2 「個性が輝く学校」をつくる

【背景・目的】

これまでは、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域の方々からの要望、子どもの学習状況や生活状況などが多様化することによって、各学校が地域に根ざし、創意工夫を発揮して個性ある教育活動を行うことが求められています。保護者や地域からの要望や子どもの生活の場を踏まえた教育活動を行うと、おのずから各学校に特色が生まれてきます。そのために、保護者・地域が学校と連携をとり、子どもの成長に責任を持って、学校運営に参加することが重要です。

本重点施策では、各学校がそれぞれの特色を活かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進することを目的とします。

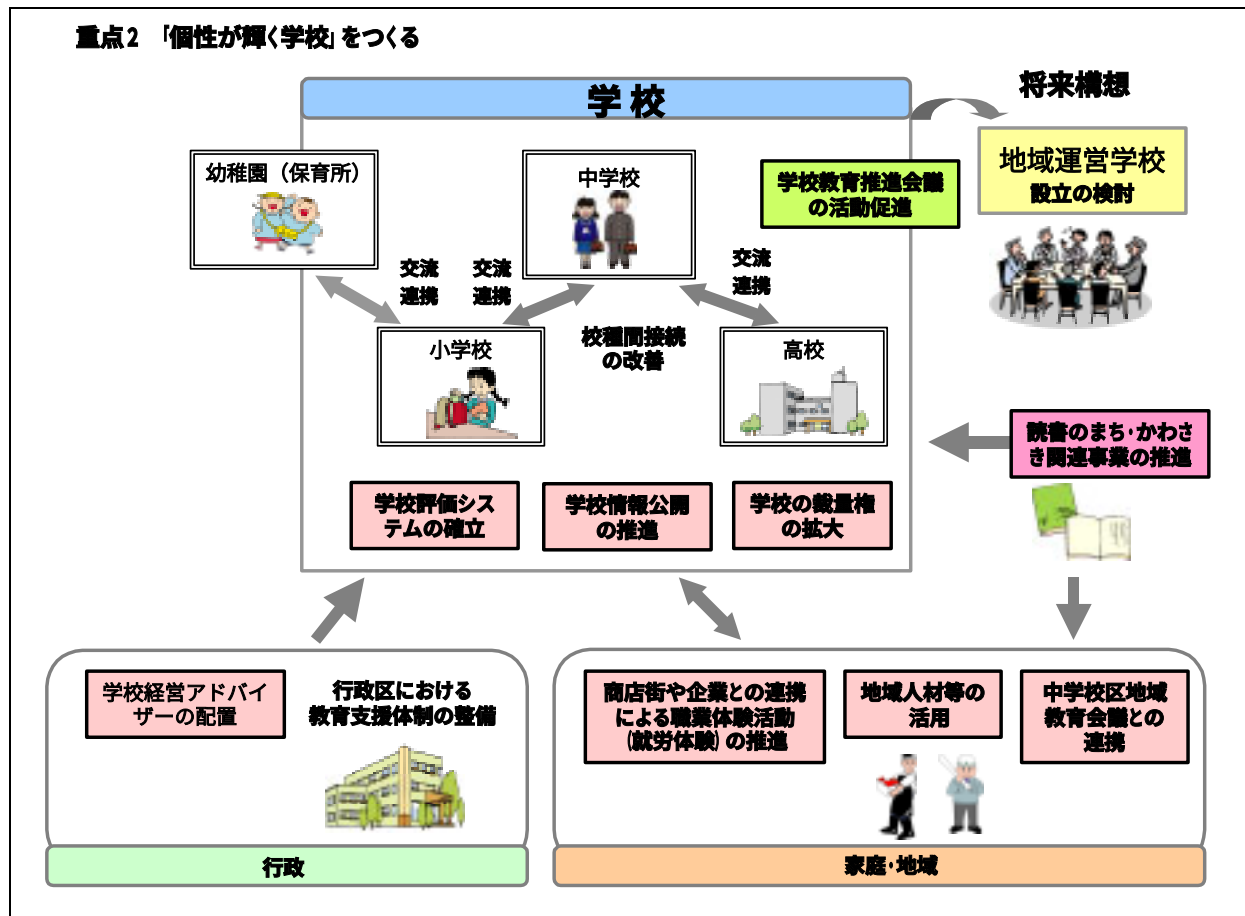
【内容】

人事や予算などに関する学校の裁量権を拡大することで、各学校が創意工夫を活かした取組を行えるようにします。さらに、学校の情報をわかりやすく積極的に地域に公表し、学校運営に対して、学校内部での評価とともに、地域住民等の学校外部による評価を行う学校評価システムを確立することで学校の自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを推進します。こうした学校の取組を、学校現場に近い行政区ごとに支援するための体制を整備し、豊富な経験を活かして学校経営に対する助言を行う人材等を配置します。

また、それぞれの学校の特色を大切にしながら、異なる学校種（幼稚園と小学校など）との間で、教育のなめらかな接続を図ることで、進学時の支援体制等を整えるとともに、学校図書館の活性化を中心とした子どもの読書活動推進に向けた取組を、家庭・地域と連携しながら進めていきます。

さらに、各学校が地域の教育力を活かし、地域に開かれた教育活動等を展開していくために、地域人材・地域資源の活用や商店街、企業と連携した職業体験・就労体験活動、学校教育推進会議の活動の促進、中学校区地域教育会議との連携とともに、権限と責任をもって地域住民などが学校運営に参画する地域運営学校の設立も検討していきます。

【イメージ図】



【展開する事業】

①学校の裁量権の拡大（施策体系 1-2-(2)-①）

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

②学校の情報公開の推進（施策体系 1-2-(1)-②）

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

③学校評価システムの確立（施策体系 1-2-(1)-②）

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

④行政区における教育支援体制の整備（施策体系 4-1-(3)-① 重点施策 6-⑥）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していき

ます。

- 社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑤学校経営アドバイザーの配置（施策体系 4-1-(3)-②）

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑥子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善（施策体系 1-2-(4)-①）

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

⑦読書のまち・かわさき関連事業の推進（施策体系 1-1-(5)-①）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において乳幼児から子どもの様々な読書活動に取り組むための環境整備に取り組みます。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

⑧地域人材等の活用（施策体系 1-2-(2)-① 重点施策 6-⑤）

地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑨商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（施策体系 1-2-(2)-②）

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

⑩学校教育推進会議の活動促進（施策体系 1-2-(3)-① 重点施策 6-①）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

⑪中学校区地域教育会議との連携（施策体系 1-2-(3)-④）

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

⑫地域運営学校の設立の検討（施策体系 1-2-(3)-② 重点施策 6-②）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与す

る地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

【スケジュール】

(答申後に教育委員会で作成)

3 「教職員の力」を伸ばす

【背景・目的】

社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

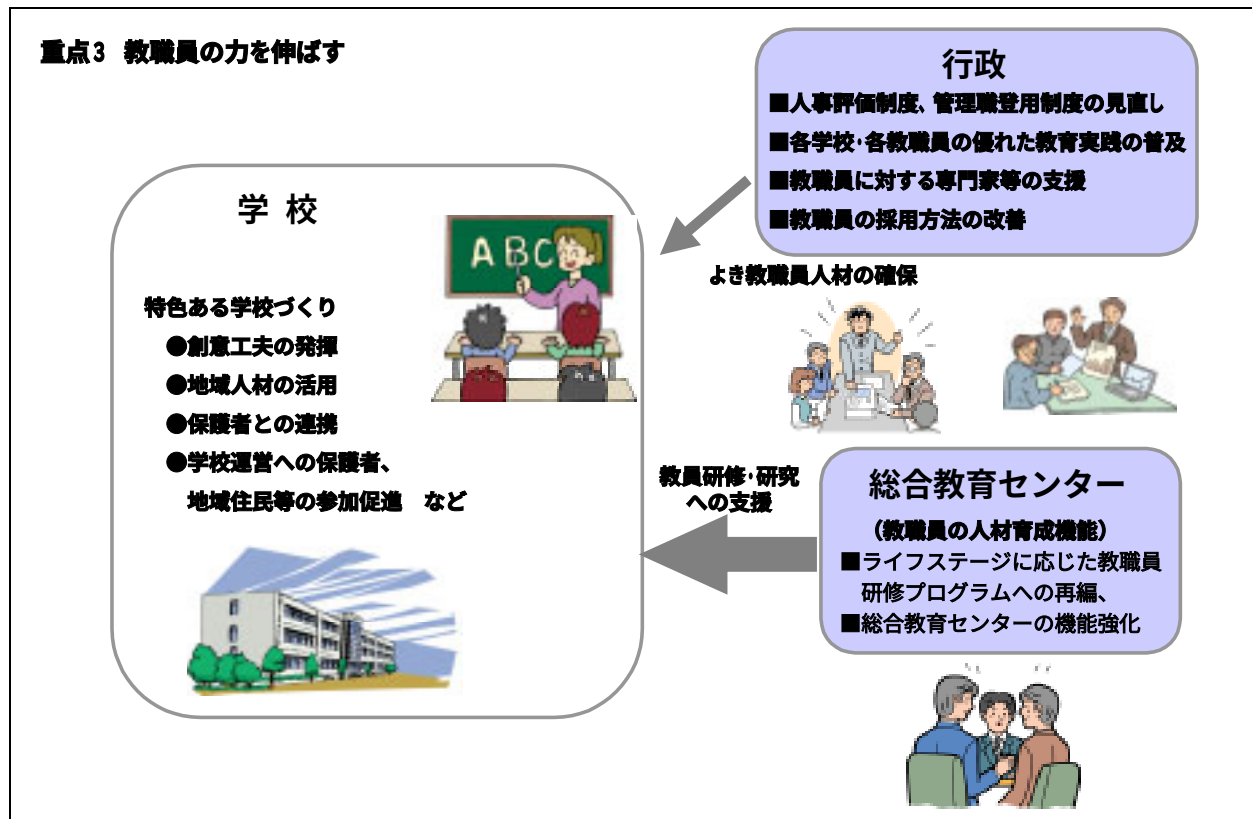
本重点施策では、教職員が自らの力を伸ばし、本市の教育改革を第一線で推進していくための支援を行っていくことを目的とします。

【内容】

教職員が創意工夫を発揮し、自らの能力を充分に発揮できるように人事評価制度を見直します。また、教職員や管理職に求められる能力や資質を満たした人材を登用できるように、教職員の採用方法の改善や管理職登用制度の見直しを行います。

さらに、教職員の指導力等を高めるために研修体系を再編し、優れた教育実践が普及するように努めます。また、総合教育センターの機能強化、教員に対する専門家等の支援などにより、学習指導や児童生徒指導などに関する教職員への支援体制を強化します。

【イメージ図】



【展開する事業】

①人事評価制度の見直し（施策体系 1-3-(1)-③）

教職員が自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

②教職員の採用方法の改善（施策体系 1-3-(1)-②）

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③管理職登用制度の見直し（施策体系 1-3-(1)-①）

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

④ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編（施策体系 1-3-(3)-①）

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

⑤総合教育センターの機能強化（施策体系 1-3-(2)-①）

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充

実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

⑥各学校・各教職員の優れた教育実践の普及（施策体系 1-3-(3)-④）

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑦教職員に対する専門家等の支援（施策体系 1-3-(2)-②）

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

【スケジュール】

（答申後に教育委員会で作成）

4 「地域に開かれた学校施設」にする

【背景・目的】

学校は、子どもたちの教育を担う重要な教育機関であるとともに、市内全域に設置されている市民の財産です。学校を、子どもと大人が触れ合うコミュニティの拠点としていくために、子どもだけでなく地域のあらゆる人々の学習や活動の場であるにとらえ、市民にとってより身近な施設にしていく必要があります。

また、多くの市民に安心して使用してもらえるように、より安全な学校施設が必要とされています。

本重点施策では、学校をコミュニティの拠点として整備し、子どもや市民に様々な学習や活動の場を提供することを目的とします。

【内容】

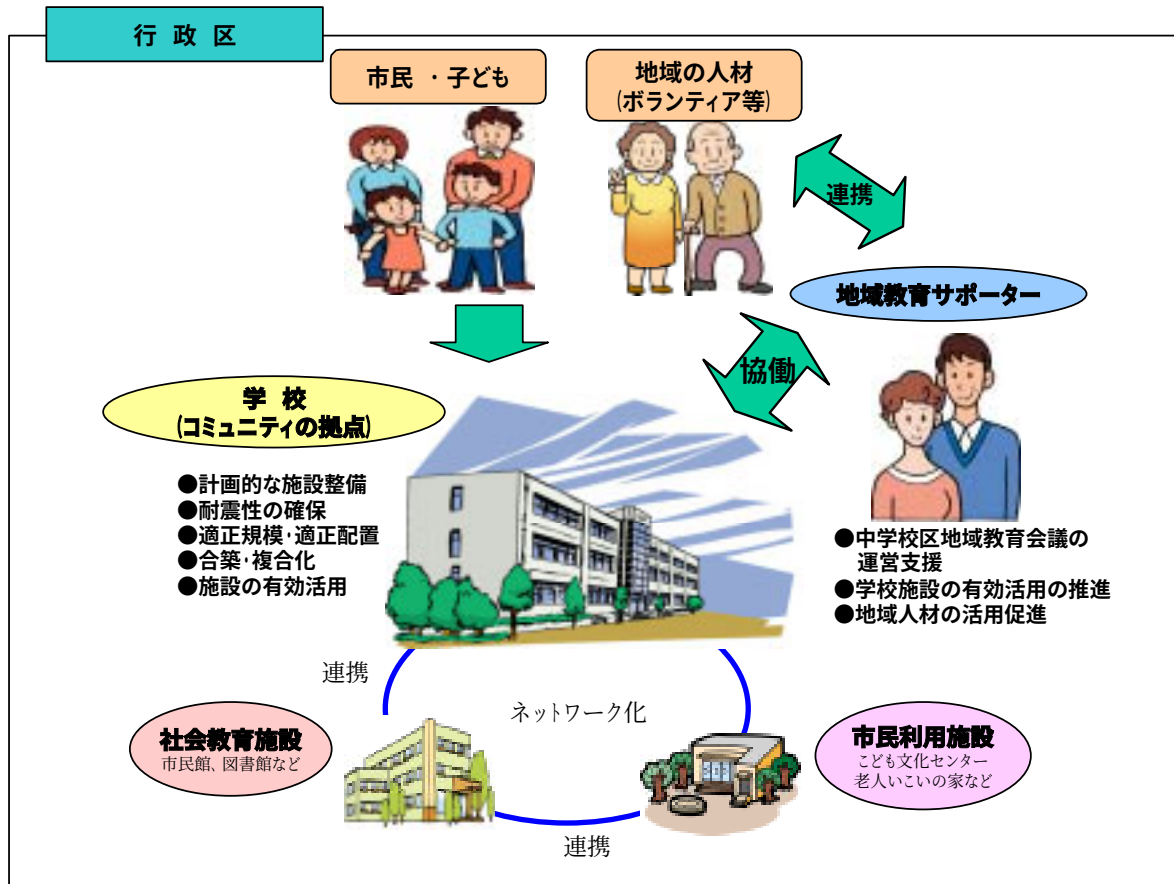
学校を子どもと大人が安心して使えるコミュニティの拠点としていくために、利用しやすく、安全で快適な学校施設の整備を計画的に進めていきます。同時に、地域の多くの人々が様々な形で学校施設を利用することができるように、体育館・校庭などの開放、再転用可能教室・特別教室の有効活用や、他の公共施設との合築・複合化を進めていきます。

また、学校施設と市民館や図書館などの社会教育施設や、こども文化センターや老人いこいの家などの施設との連携を深め、日常生活圏における市民の学習や活動の場としての機能充実を図ります。

さらに、学校と地域の連携を推進する地域教育サポーター制度を構築します。

【イメージ図】

重点4 地域に開かれた学校施設にする



【展開する事業】

①計画的な学校施設の整備（施策体系 1-4-(4)-①）

学校と地域で共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

②校舎の耐震性の確保（施策体系 1-4-(1)-①）

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、安心して学校施設を利用してもらうために、校舎の耐震補強を行います。

③学校の適正規模・適正配置（施策体系 1-4-(4)-②）

児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきています。そのため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

④学校施設の有効活用の推進（施策体系 3-1-(1)-⑥ 重点施策 5-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じて

いきます。

⑤他の公共施設等との合築・複合化の推進（施策体系 1-4-(2)-②）

保育所やデイケアセンターなどの公共施設等と合築・複合化させることにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

⑥学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系 3-1-4-① 重点施策 5-⑤）

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑦地域教育サポーター制度（施策体系 4-1-(3)-③ 重点施策 6-④）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

【スケジュール】

（答申後に教育委員会で作成）

5 「市民の学び」を支援する

【背景・目的】

本市においては、これまで実施してきた幅広い社会教育施策により、多くの市民が自己の学習課題や地域課題、生きがいを発見してきました。そして、地域に目を向けた自主的な市民活動が展開されています。

地域社会が抱える課題が複雑化する中で、行政による解決（公助）とともに、地域に目を向けた自主的な市民活動（自助・共助）がさらに増えていくように、市民の学びを支援していくことが求められています。

今後は、これまでの学習機会の提供や社会参加の動機付けのための施策に加え、その成果が、まちづくりや福祉、学校教育支援などの取組につながっていくような社会教育の重要性が高まっているとともに、そのための社会教育関係職員等の力量形成が求められています。

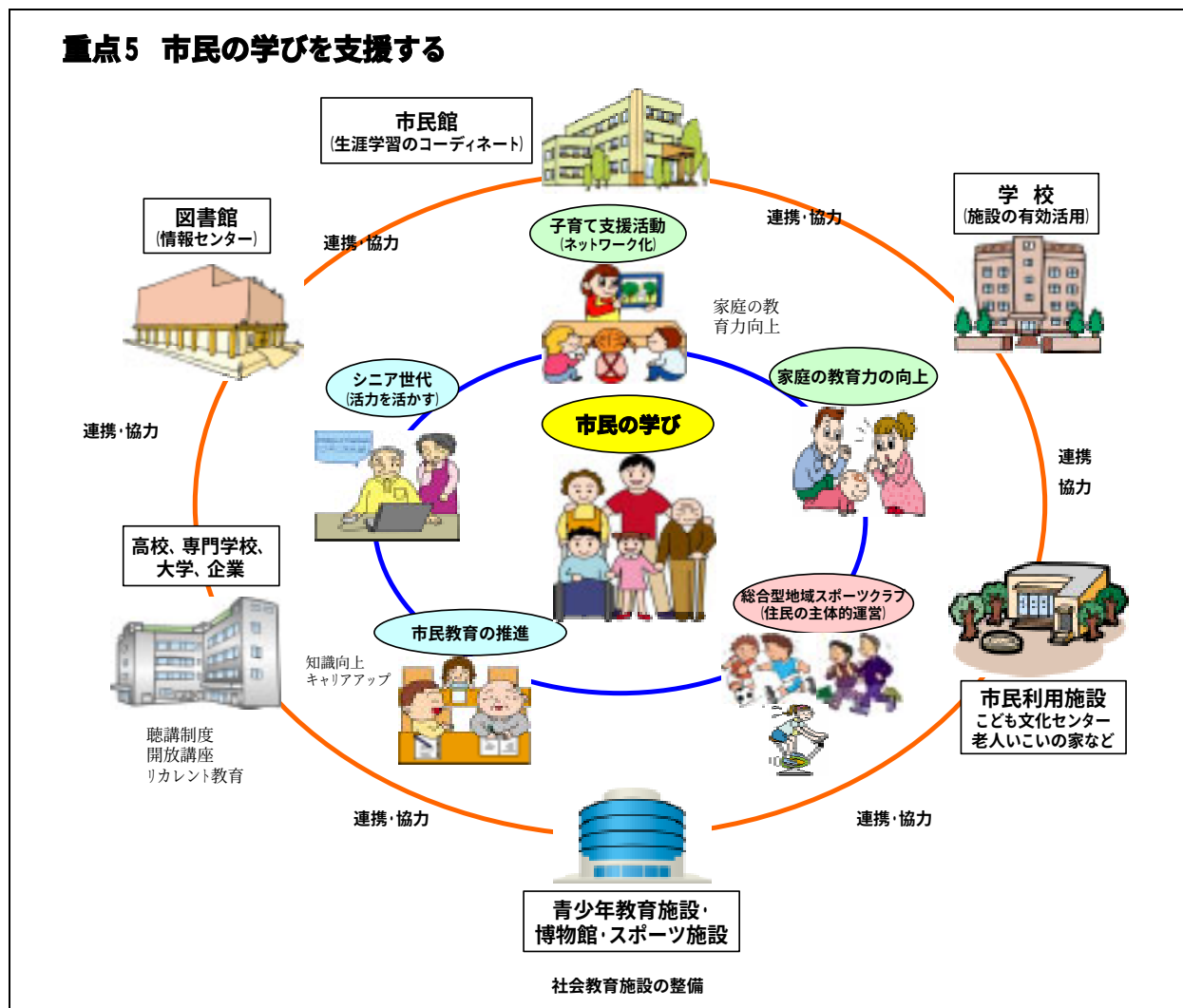
本重点施策では、市民が自ら学ぶ意欲を持ち、主体的に学習や活動に取り組めるように、きめ細やかに支援していくことを目的とします。

【内容】

市民館を中核に行政区全体の生涯学習をコーディネートし、学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をつないでいきます。また、情報提供を通して市民の学びを支える図書館の機能を充実させるとともに、社会教育施設の計画的な整備や、施設間のネットワークづくりなどにより、学習の場や機会の充実を図ります。さらに、家庭の教育力の向上や市民同士のネットワーク化の促進、学校・企業・大学等の連携、市民教育の推進、総合型地域スポーツクラブの育成などを進め、地域の教育力と自治能力を高めます。

【イメージ図】

重点5 市民の学びを支援する



【展開する事業】

①市民館を拠点とした生涯学習の推進（施策体系 3-1-(1)-①）

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、情報提供・相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行います。その中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

②図書館機能の充実（施策体系 3-1-(1)-③）

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の

学習や活動、社会的自立を支えています。

③社会教育施設の整備（施策体系 3-1-(1)-(4)）

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

④学校施設の有効活用の推進（施策体系 3-1-(1)-(6) 重点施策 4-④）

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応えていきます。

⑤学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化

（施策体系 3-1-(4)-① 重点施策 4-⑥）

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

⑥家庭の教育力の向上（施策体系 2-2-(4)-② 重点施策 1-⑬）

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

⑦子育て支援活動のネットワーク化（施策体系 2-2-(1)-(5)）

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

⑧シニア世代の活力を地域で活かすための支援（施策体系 3-1-(3)-②）

今後 10 年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPO の立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

⑨市内の高校・専門学校・大学・企業との連携（施策体系 3-1-(5)-①）

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

⑩市民教育の推進（施策体系 3-1-(3)-①）

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

⑪総合型地域スポーツクラブの育成（施策体系 3-3-(1)-①）

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者・障害者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

【スケジュール】

(答申後に教育委員会で作成)

6 「市民の力」を活かす

【背景・目的】

教育に対する市民の期待や要望、地域社会が抱える課題が多様化する中で、従来の画一的な施策でそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、多様な知識や能力を備えた市民が増えてきているとともに、そうした知識や能力を活かして地域や社会のために貢献する市民も増えてきています。

今後は、こうした自主的な活動をより多様化、活発化させ、学校や地域社会が抱える課題を、市民と行政の新たな協働関係の中で解決していくために、市民活動の支援や市民参画の場を、全市、行政区、日常生活圏において充実させていく必要があります。

本重点施策では、市民が学校の活動や、地域における教育の施策づくりに参加・参画できる仕組みをつくることで、分権と市民参画による本市の教育・学習活動の活性化を図ることを目的とします。

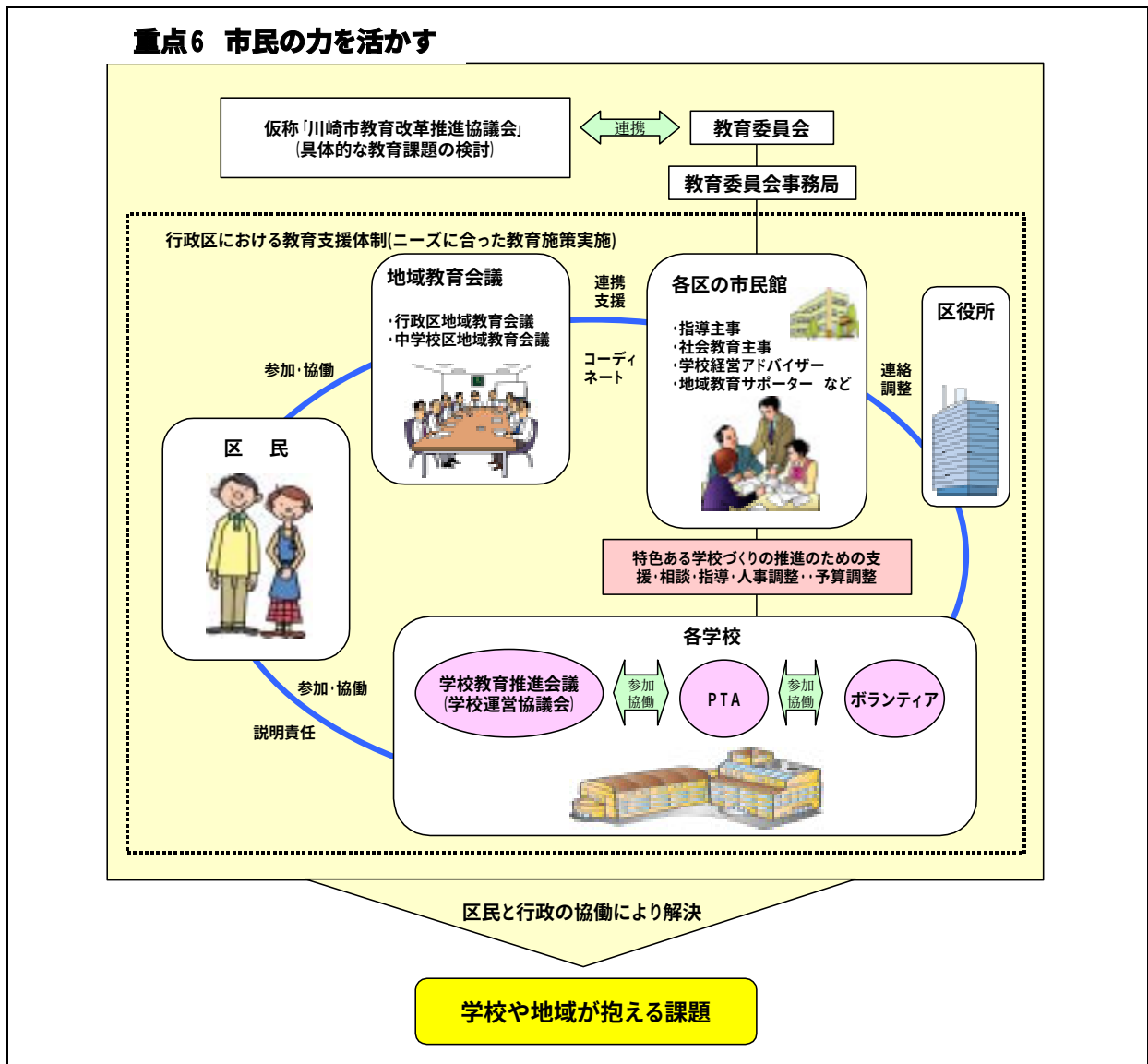
【内容】

学校教育推進会議の活動促進、地域運営学校の設置などにより、多くの市民が学校の活動や地域における教育などに参画しやすい仕組みづくりを進めていきます。また、学校と地域の連携を深めていくために、地域教育会議の役割や体制の見直しによる活性化、地域教育サポーターの設置などにより、教育活動における地域人材の活用を進めて、中学校区における市民の参画と協働を促進します。

さらに、市民活動の楽しさと地域の豊かさを実感できる施策を、地域の中で展開し、教育以外の分野でも市民の力が発揮されていくように、区役所や行政区地域教育会議等と連携しながら生涯学習の推進と学校支援を一緒に行う体制を行政区ごとに整備します。

また、川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置により、「市民の力を活かす」教育行政を推進していきます。

【イメージ図】



【展開する事業】

①学校教育推進会議の活動促進（施策体系 1-2-(3)-① 重点施策 2-⑩）

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

②地域運営学校の設立の検討（施策体系 1-2-(3)-② 重点施策 2-⑪）

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③行政区・中学校区地域教育会議の活性化（施策体系 3-1-(2)-②）

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行うとともに、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

④地域教育サポーター制度（施策体系 4-1-(3)-③ 重点施策 4-⑦）

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域の連携を推進する新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤地域人材等の活用（施策体系 1-2-(2)-① 重点施策 2-⑧）

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を支援するとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

⑥行政区における教育支援体制の整備（施策体系 4-1-(3)-① 重点施策 2-④）

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

●学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

⑦川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（施策体系 4-1-(2)-①）

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

【スケジュール】

（答申後に教育委員会で作成）

第3章 施策体系

基本政策1 幼児・学校教育

本市の子どもたちが、確かな学力や健康・体力、豊かな人間性を備え、たくましく生きる力を身につけることを目指します。また、地域の教育資源や地域人材を教育活動に活用するとともに、学校運営などに対する保護者等の参加、参画の仕組みを整えることで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。さらに、子どもたちの成長に大きな役割を果たす教職員の力量形成と自己研鑽を支援するとともに、学校施設・設備については、地域における施設の有効活用も視野に入れた整備を行い、施設の充実を図ります。

基本施策 1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成

子どもの心と体が健やかに育つことは、社会の願いです。人間の心と体の形成期ともいえる一生で一番大事な時期にある子どもたちが、健やかに成長していくことができるようにすることが大切です。さらに知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力などからなる「確かな学力」を育むことで、の子どもたちに「生きる力」をつけることを目指します。

基本施策 1-1 では、子どもたちが生涯にわたって健やかに成長し、学力を伸ばすことをねらいとする施策を展開します。

<展開する施策>

(1) いのちの教育・こころの教育の推進

これまで本市は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極的に取り組み、人権教育を教育施策の基本理念としてきました。この姿勢を継続し、より一層、子どもたち一人ひとりが自信と誇りをもって生きていけるよう、自尊感情を育むと同時に、他者を大事にし、共に生きる力の育成を目指した施策を推進します。

■具体的な事業

①いのち、こころの教育の推進 ⇒重点施策 1-①

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

②人権尊重教育の推進 ⇒重点施策 1-②

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③子どもの権利学習の推進（＊）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

④性に関する教育の充実

学校・家庭・地域が連携し、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達に応じて正しく理解させるとともに、異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。

（２）いじめ・不登校等への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、学校・家庭・地域が連携して、早期発見・早期対応のための体制と不登校児童生徒等に対する相談・支援体制を充実します。また、教職員の人権意識の向上などにより体罰等の根絶に向けた取組を進めます。

■具体的な事業

①いじめ・不登校等への対応

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組の充実を図ります。

②不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、学習活動やグループ活動等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実、児童相談所や NPO 法人、フリースペースなどの関係機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。

③人権意識を高めるための研修等の充実

学校内における体罰・セクハラ等の人権侵害を防止するため、研修や啓発を充実させ、教職員の人権意識をより向上させます。また、体罰・セクハラ等に対して、学校・家庭・地域及び専門家等の連携や相談機能の充実により、早期発見・解決に向けた体制強化を図ります。

（３）健やかな身体の育成

低下が懸念されている子どもたちの体力の向上を図るとともに、けが・病気の予防や「食に関する指導」等を行うことで、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育

みます。

■具体的な事業

①健康・体力の向上 ⇒重点施策 1-⑧

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

②部活動の充実

学校部活動における外部指導者を導入・拡充したり、市内、地域の各種団体や地域で活動するスポーツ指導者等と学校の指導者との連携を図ります。また、学校間の連携による合同練習の実施を推進します。

③健康教育の推進

定期健康診断等を実施し、病気の早期発見や治療に向けての啓発に努めます。また、健康を増進し、病気を予防する「一次予防」を重視して、豊かな生涯づくりを目指すため、計画的に健康教育を推進します。

④「食に関する指導」の充実

児童生徒が、バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう、「食に関する指導」を学年に応じて、計画的に推進します。

⑤学校給食の充実

小学校給食では、衛生管理面における取組を一層強化するとともに、献立内容の充実を図り、安全・安心で、おいしい給食を実施していきます。また、給食調理業務の委託にあたっては、保護者や地域の要望に配慮しながら、民間委託化についての検証結果を踏まえて進めていきます。

中学校では、ミルク給食を実施するとともに、栄養バランスに配慮したランチサービス方式を展開します。また、高等学校定時制課程における夜間給食のあり方についての検討を行います。

⑥薬物乱用防止教育の充実

薬物が身体に与える影響や被害の深刻さを理解するための授業や、啓発活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの薬物への接触を追放する地域社会の環境づくりの推進を図ります。

(4)「確かな学力」の育成

揺るぎない基礎・基本の定着、自ら学び、自ら考える学習態度の形成や、思考力、判断力、表現力などを育成することで、生涯にわたって学び続け、自己実現を図ることができることを目指した教育活動を展開します。

■具体的な事業

①読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底 ⇒重点施策 1-③

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

②自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成 ⇒重点施策 1-④

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

③思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実 ⇒重点施策 1-⑤

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

④表現力・コミュニケーション能力の向上 ⇒重点施策 1-⑥

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑤「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入 ⇒重点施策 1-⑦

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカリキュラムの検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

（５）川崎らしさを活かした学習機会の提供

本市が特に力を入れている分野や本市の独自性を活かした取組に関する、教育や学習機会の提供を、学校との連携を図りながら実施します。

■具体的な事業

①読書のまち・かわさき関連事業の推進（＊） ⇒重点施策 2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において乳幼児から子どもの様々な読書活動に取り組むための環境整備に取り組みます。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

②音楽のまち・かわさき関連事業の推進

地域の音楽家やプロの音楽家の協力を得て、よりよい音楽活動を推進します。ミューザ川崎シンフォニーホールにおいて、生のオーケストラ等の演奏を聴く機会をもつことで川崎の子どもたちに豊かな感性を育み、音楽を愛好する心情を育てます。

③21世紀子どもサイエンス事業の推進

子どもたちの理科離れに歯止めをかけて科学に興味・関心を持つ子どもの育成を図るため、科学の基礎的な原理や先端科学を身近に楽しく体験できる実験教材を製作し、実験教材を活用した科学体験教室を、学校や地域の施設などで開催します。

④子どもの権利学習の推進（再掲 1-1-(1)-③）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

⑤多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが自分の文化に対する自尊感情を育むと同時に、日本の子どもたちも異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育みます。

（６）「生きる力」の向上のための環境づくり

子どもたちが、「生きる力」をより確かに身につけることができるよう、一人ひとりの子どもたちの学習状況に応じた、きめ細かな指導の充実や学習環境の整備に努めます。

■具体的な事業

①少人数学級等の推進 ⇒重点施策 1-⑨

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

②少人数制指導などきめ細かな学習指導の推進 ⇒重点施策 1-⑩

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③学校二学期制の導入

試行校における実施結果を基に本市の実情に応じた二学期制を導入します。

（７）社会の変化に対応できる能力の育成

様々な社会の変化に対応し、問題を解決する能力を培うことが教育の課題となっています。情報化、国際化、環境問題など、様々な社会変革、社会問題によって新たに生起する教育課題に対

応する教育活動の展開を図ります。

■具体的な事業

①情報活用能力の育成

インターネットや電子メールなどのコンピュータやインターネットを利用し、情報活用能力の向上を図るため、情報を主体的に収集・判断・処理等できる能力や情報を取り扱う際のモラルを身につけ情報社会に参画する態度の育成、さらに情報を活用するための基礎的な理念や方法の理解を図る取組を行います。

②国際理解教育の推進

広い視野を持って異文化や様々な習慣をもった人々と交流し、共に生きていくための資質や能力を子どもたちに育成するとともに、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深めることを目指します。

③小学校での英語活動の推進

小学校での国際理解教育の一環として、英語活動を通して積極的に人との関わりをもち、自分を表現したり相手を理解する態度を育みます。そのため、外国人英語講師の派遣、英語に慣れ親しむ機会の拡大等を図ります。

④環境教育の推進

自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する態度をもち、問題解決をしていこうとする力を育むため、省エネ活動や体験的な学習を一層進め、家庭や地域社会において学習内容を実践できるような教育を展開します。

⑤福祉教育の推進

車椅子体験や施設訪問など、主に体験活動を通して、共感する心、思いやりの心を育み、助け合い協力し合う態度や能力を子どもに育てる教育を展開します。

⑥望ましい勤労観・職業観の形成（キャリア教育の推進）

子どもたち一人ひとりに対して望ましい勤労観・職業観の形成を図るために、学校の全ての教育活動を通して、小学校・中学校・高等学校の各学校におけるそれぞれ取組を、相互に関連づけや系統立てを行いながら、子どもの成長に応じた教育活動を計画的に展開します。

（８）幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、個々のニーズに応じた幼児教育の充実を目指します。

■具体的な事業

①幼稚園教育の充実

私立幼稚園の園児の保護者に対し、負担を軽減するため、保育料の補助を行うとともに本市の幼児教育を担う私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行い、その健全な教育活動の充実を図ります。

②幼保一元化の検討（＊）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を生かし、行政と民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（＊）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どもによりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

④幼児教育関係職員の研究・研修

保育の質の向上と、就学前の子どもたちの成長についての共通理解を目指して、幼稚園・保育所・子育て支援センター等の職員の研修の充実を図ります。また、幼児教育の今日的課題に対応した調査・研究を進めます。

⑤幼児教育センターと関係機関の連携

一人ひとりの子どもの成長に応じた適切な支援が行われるよう、幼児教育センターと、幼稚園、保育所、子育て支援センター等の子育て施設、社会教育施設、小学校等が連携を図ります。

⑥家庭の教育力の向上（再掲 2-2-(4)-②） ⇒重点施策 1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

（９）特別支援教育の推進

従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。

また、聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど機能の拡充を図ります。

■具体的な事業

①小中学校における特別支援教育の推進 ⇒重点施策 1-⑪

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児学級に在籍する児童生徒に加え、通常級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、特別支援教室の設置を進めます。

②聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり ⇒重点施策 1-⑫

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口

を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、2校の養護学校を将来的には総合的（知・肢併置）養護学校として整備し、医療的ケアについても対応できるよう体制を整えます。

③聾・養護学校・重度重複障害児学級の適正配置の検討

（仮称）県立川崎北部方面養護学校の設置に伴う、聾・養護学校や重度重複障害児学級（たんぽぽ学級）の今後のあり方に関して、学識経験者や市民を含めた検討委員会を設置して長期的な視野に基づき検討します。

（10）多様な教育機会・支援体制等の整備

様々な理由で支援が必要な児童生徒等に対して、家庭環境や学習能力、身体能力などに応じた教育・支援を受けることが可能な体制づくりを行うとともに、相談体制の充実を図ります。

■具体的な事業

①就学援助の実施

経済的理由により就学が困難な小学校・中学校に通う子どもの保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助を実施します。

②奨学金事業の実施

就学促進を図るとともに社会的に有用な人材育成に資するため、経済的理由により就学困難な高校・大学生に対して奨学金を支給（貸与）します。

③学校と家庭の連携・相談の促進（＊）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

④海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実（＊）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

⑤夜間学級の実施

義務教育を未修了で、中学校の就学義務年齢を超えた希望者に対して、夜間に中学校教育を受ける機会を提供します。

基本施策 1-2 地域に根ざした特色ある学校づくり

一人ひとりの子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進めていくと、それぞれの学校には特色が生まれてきます。そのためには、学校だけでなく、保護者、地域住民が連携し、地域特有の教育資源や人材を活用していくことが必要です。また、各学校が地域に開かれ、地域の独自性を活かしながら、保護者や地域住民が教育活動や学校運営等に参加、参画しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

基本施策 1-2 では、幼稚園から高等学校、聾・養護学校にいたる各学校が創意工夫や連携を行いながら、保護者・地域住民とともに地域に開かれた学校運営が行えるような仕組みを整えることを目的としています。

<展開する施策>

(1) 創意工夫を発揮できる地域に開かれた学校づくり

各学校が自主的、自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。

■具体的な事業

①学校の裁量権の拡大 ⇒重点施策 2-①

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

②学校評価システムの確立 ⇒重点施策 2-③

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

③学校の情報公開の推進 ⇒重点施策 2-②

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

④学校経営アドバイザーの配置（再掲 4-1-(3)-②） ⇒重点施策 2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑤川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（再掲 4-1-(2)-①） ⇒重点施策 6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置しま

す。

⑥効果的な学校運営費等の執行

市立学校及び幼稚園における、児童生徒の教育にかかわる消耗教材や各種備品類や理科教育、産業教育に関する教材、学校図書館用図書等について、整備状況を把握し適正な予算管理を行います。

また、市立学校・幼稚園で使用する光熱水費については、節減努力により、予算の有効活用を図ります。

(2) 地域教育資源の活用

文化、歴史や伝統、産業、自然環境、人材などの地域の教育資源を活かした元気で活力ある教育活動を展開するための仕組みや基盤をつくります。

■具体的な事業

①地域人材等の活用 ⇒重点施策 2-⑧、6-⑤

地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

②商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（＊） ⇒重点施策 2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

③地域における体験活動の推進（＊）

地域の住民や各種団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

④ボランティア等の外部人材の確保

保護者や地域住民の学校教育現場への参加により、教育活動における学習支援や読み聞かせなどの学校図書館運営を支援する人材を確保して活用します。また、参加者に対して研修等を行い、ボランティアの資質向上を目指します。

⑤地域の文化財を活用した学習機会の提供（再掲 3-2-(2)-③）

文化財等の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

⑥地域住民との連携による学校の安全対策の推進

児童生徒に対し、災害や不審者進入等に対する、防災・安全教育を行うとともに、各学校において危機管理マニュアルの作成や実践的な防災訓練を行うことで緊急時における教職員対応についての共通理解を図ります。これらのことを地域と連携して取り組むことによって、より効果的な安全体制づくりを推進します。

（３）子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進

子ども・保護者・地域住民の意見や要望を反映し、地域性を活かした教育活動を推進するために、学校運営への参加、参画の仕組みを整えます。

■具体的な事業

①学校教育推進会議の活動促進（＊） ⇒重点施策 2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

②地域運営学校の設立の検討 ⇒重点施策 2-⑫、6-②

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、学校運営などに積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③PTAとの連携

PTA活動の活性化、学校とPTAの一層の連携により、よりよい教育環境づくりや学校行事等の協力・協同した運営等を行います。

④中学校区地域教育会議との連携 ⇒重点施策 2-⑪

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

（４）子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備

長期的な視点（義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など）を持って教育活動を行うことで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を行います。

■具体的な事業

①子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善 ⇒重点施策 2-⑥

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

②就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（再掲 1-1-(8)-③）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どもによりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

③幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼児期から児童期への連続した成長を支援するために、幼稚園・保育所と小学校の連携システムの検討を行います。

④小中一貫教育の検討

小中一貫教育検討委員会（仮称）を設置し、子どもたちの成長を 9 年間という長期的な視点で捉えた小中一貫教育のあり方を検討します。

⑤中高一貫教育の検討

中高一貫教育検討委員会を設置し、本市における中高一貫教育の基本的な考え方と方向性について検討し、6 年間のゆとりある学校生活と継続した指導を目指します。

（５）地域に根ざした市立高等学校づくり

各学校が特色を出し、個性ある学校づくりを進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化します。さらに、高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域と連携した教育を推進します。

■具体的な事業

①新たな市立高等学校の創造

定時制課程については再編成を行い、生徒の学習要求や生活スタイルに応じて、午前・午後・夜間に開設する三部制定時制課程の開設に取り組みます。また、全日制課程については、時代に対応した市立高等学校を目指し、改編を進めます。

②学校間連携の推進

生徒の学習の場を充実させるため、生徒が他の市立高等学校、さらに、大学や専門学校等の授業が受講できるような学校間連携を推進します。

③家庭・地域との連携

「学校教育推進会議」を充実することや、「教育ボランティア制度」を導入することなどにより、家庭・地域と連携した市立高等学校の教育活動を推進します。

④教育内容の市民への提供

生涯学習機会の創出を図るとともに、市立高等学校の教育内容を広く市民に提供する聴講制度の導入に取り組みます。

また、地域学習情報センター（仮称）を設置し、聴講制度に関する事務等を取り扱います。

基本施策 1-3 教職員の力量形成と自己成長

社会の状況が大きく変わり、学校、家庭、地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

基本施策 1-3 では、教職員が持てる力を十分に発揮していくための施策や教職員を支援する体制の整備を図るとともに、教職員が効果的に学ぶことのできる環境を整えることで、教職員一人ひとりの資質や指導力を向上させることを目的としています。

<展開する施策>

(1) 教職員の人事管理制度の再構築

優秀で多様な能力を持った教職員を確保・育成していくために教職員の人事管理制度の再構築を行います。

■具体的な事業

①管理職登用制度の見直し →重点施策 3-③

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

②教職員の採用方法の改善 →重点施策 3-②

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③人事評価制度の見直し →重点施策 3-①

教職員が、自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

(2) 実践的な学校・教職員の支援体制づくり

教職員の指導力向上に対するニーズに応えるための研修や相談支援の充実を図るとともに、教職員同士の連携体制構築の支援を行います。

■具体的な事業

①総合教育センターの機能強化 ⇒重点施策 3-⑤

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

②教職員に対する専門家等の支援 ⇒重点施策 3-⑦

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

③教職員相互の相談・支援体制づくり

横断的な教職員交流会の開催や、インターネットを利用した教職員相互の情報共有のための体制を整備します。

④指導力不足教職員等に対する研修

教職員の指導力不足等を評価指標に沿って的確に把握し、それに連動した研修プログラムの開発・実施を行います。

⑤外部専門家・研究機関との連携

総合教育センターや地域の諸機関、団体をはじめ、外部の専門家や関係機関、NPOなどが相互に連携し、学校や教職員を支援する体制を構築します。

（３）教職員の成長のための研修プログラムの再編

総合教育センターで実施されている研修を再編成するとともに、教職員の自発的な研修を支援するなど、指導力の向上を図ります。また、学校においては、研修に取り組める環境を整えるとともに、研修成果が効果的に校内に行き渡るよう、校内研修の充実を図ります。

■具体的な事業

①ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編 ⇒重点施策 3-④

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

②教職員の自己研修活動への支援

教職員の自己研修活動を充実させるため、インターネットを活用したEラーニングシステムを構築するなど、自己研修環境の整備を図ります。また、総合教育センターの夜間施設利用を拡大するなど、夜間の研修活動を支援します。

③教職員のIT活用研修の充実

コンピュータやインターネットを利用して、児童生徒が楽しくわかりやすい授業を行うために教職員のIT活用研修を実施します。

④各学校・各教職員の優れた教育実践の普及 ⇒重点施策 3-⑥

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努

めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑤教職員の企業等体験研修

広い視野や多角的なものの見方・考え方などを体得し、教職員の力量の向上を図るため、地域内外の企業等との連携を図り、教職員の企業等体験研修を実施します。

基本施策 1－4 学校施設の整備と充実

学校施設は、効率よく計画的に整備していく必要があります。時代潮流や社会の変化に伴って、学習指導や事務業務の効率化や質的向上を促進するための情報通信技術の導入や情報教育・環境教育・少人数指導などに適応した設備の整備が必要とされていると同時に、学校施設の安全性を確保することが求められています。

また、学校施設は、地域資源の一つであるという側面から、子どもの学習施設としての役割の他に、コミュニティの拠点としての役割が求められるようになってきました。そのため、多くの地域住民が学校施設を様々な形で利用することを前提とした、学校施設・設備の整備・充実が求められています。

基本施策 1-4 では、子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域住民も、安全で快適に利用できる学校施設を整備していくための施策を行っていくことを目的とします。

<展開する施策>

(1) 安全で快適な学校施設の整備

子どもたちが安全で快適に学べる環境整備を進めるとともに、学校施設の環境への配慮を高めるための取組を実施します。

■具体的な事業

①校舎の耐震性の確保 ⇒重点施策 4-②

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、学校施設を活用できるよう、校舎の耐震補強を行います。

②学校の防犯システムの整備

児童生徒の安全を図るために、防犯カメラ、防犯ブザー、インターホン等の設置を行います。

③環境に配慮した学校施設整備

校庭の芝生化、屋上緑化、ビオトープの設置等による学校の緑化を推進し、環境にやさしいだけでなく、環境学習に活用できる学校施設・設備を充実させます。

④教室等の快適化

特別教室や普通教室への空調設備等の導入を検討するなど、児童生徒が快適に学習に取り組める学習環境の整備を進めます。

(2) コミュニティの拠点としての学校の整備

子どもたちだけでなく、地域住民・保護者も利用しやすいコミュニティの拠点として、学校施設の整備を図ります。

■具体的な事業

①学校施設の有効活用の推進（再掲 3-1-(1)-⑥）⇒重点施策 4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

②他の公共施設等との合築・複合化の推進 ⇒重点施策 4-⑤

保育所やデイケアセンターなどの公共施設等と合築・複合化させることにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

③学校施設管理に関する地域住民との協働の推進

学校施設利用に対する地域住民のニーズをより一層反映させるために、学校施設の管理運営に関する地域の NPO や任意団体との協働を推進します。

（３）効果的な指導を支援する施設設備の整備

IT 学習、少人数指導や体験型学習等、多様な指導方法に適応するための学校施設設備の整備を図ります。

■具体的な事業

①IT を活用した学習環境の整備

全市立学校において校内 LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）の構築やコンピュータの整備を行います。

②少人数指導等に適したスペース・設備の整備

少人数指導等に適した設備の充実や教室空間の整備を行います。

（４）計画的な学校施設の整備

長期的な視野に立って、地域の実情に即した学校教育施設の整備を行います。

■具体的な事業

①計画的な学校施設の整備 ⇒重点施策 4-①

地域と学校が共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

②学校の適正規模・適正配置 ⇒重点施策 4-③

児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきているため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

基本政策2 家庭・地域における教育

地域社会全体で子どもの成長を支えるという共通認識のもと、家庭における子育ての不安の解消や支援を行うとともに、地域において子どもたちが安心して健やかに成長し、様々な交流や体験をすることのできる環境づくりを進めます。

基本施策 2-1 安心して子育てできる地域づくり

少子化や核家族化にともない、子育てに不安を抱える親が増える中、家庭だけでなく、地域全体として、安心して子育てができる環境が求められています。

本市では、これまで、安心して子育てを行うことのできる環境づくりを進めてきましたが、加えて、民間の保育・幼児教育との連携、地域の安全確保体制の整備などを行っていくことが必要です。

基本施策 2-1 では、市民が、安心して子育てを行うことができる環境づくりのために、保護者を直接的に支援することを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 保育サービスの充実

ますます多様化し、増加する保育ニーズに対応するために、保育サービスの充実を図ります。

■具体的な事業

①多様な保育サービスの充実

働く女性の増大が見込まれる中で、多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者との連携のもとで、保育受け入れ枠の拡充とともに、低年齢児、延長、休日、一時、病後時などの多様な保育サービスの充実を図ります。

②幼保一元化の検討（再掲 1-1-(8)-②）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を活かし、行政と民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③保育・幼児教育に関する情報提供

保護者に対して、保育・幼児教育に関する情報を多様なメディアを用いて提供します。

(2) 子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実

保護者が安心して子育てをすることができるように、医療、保健、福祉サービスを向上します。

■具体的な事業

①小児救急医療体制の充実

症状の変化しやすい幼児等の初期救急に対応するため、小児急病センターの充実を図ります。

②母子保健サービスの向上

保健福祉センター等で実施している母子保健サービスの一層の充実を図ります。また母子保健サービスを受ける機会を活用して、保護者に対し、子育てや家庭教育に関する様々な情報提供を行います。

③親子参加型健康づくり教室の開催

親子で参加できる健康づくり教室を開催し、子どもの健康・体力の向上を図るとともに、子育てに関する保護者のストレスや不安を緩和します。

④障害児発達支援

障害のある子どもに対する早期の発達支援を行います。

(3) 地域の安全性の確保

子どもたちが安心して登下校し、地域で遊べるように、地域の安全性を高める取組を行います。

■具体的な事業

①通学路の安全性の向上

子どもが安心して通学路を通行できるよう、関係機関等へ危険箇所の解消等に向けた働きかけを行います。

②地域における防犯対策の充実

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

③子どもの安全にかかわる関係機関との連携

子どもが巻き込まれる恐れがある地域における犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な情報の共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

基本施策 2-2 家庭教育の充実と子育ての支援

不登校やいじめ、薬物の乱用や有害な情報への接触など、子どもに関わる問題が深刻化する中、核家族化や、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化を背景として、家庭の教育力が低下していることが指摘されています。子どもの基本的な生活習慣や基本的なモラルの形成など、親の果たす役割は大きく、家庭教育の推進と子育て支援の充実が重要となってきました。

基本施策 2-2 では、子育て家庭を直接支援すること、家庭からの相談に対応すること、家庭の役割や子育ての重要性を啓発すること、親同士の交流や学習を促進することを目的とする施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 子育て支援の充実

家庭においてよりよい教育や子育てが行われるように直接的な支援を行うとともに、子どもの生命にかかわる危機を防止するための体制を強化します。

■具体的な事業

①幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実

保護者の子育てへの負担感や不安を軽減させるために、幼児教育センターや地域子育て支援センターにおいて、子育ての仲間づくりや育児相談、育児講座、情報提供などの機能を強化し、子育て支援を充実します。また、幼児教育センターでは、公私の幼稚園・保育所等就学前の子どもの成長に携わる職員のための研究・研修の充実に努めます。

②地域子育て支援活動の充実

地域の中で自主的に活動している子育て支援のグループ等を支援し、住民同士の子育て支援活動を充実させます。

③ひとり親家庭の支援

ひとり親の家庭に対する支援を充実するとともに、支援策に関する情報提供を行います。

④児童虐待防止体制の強化

児童相談所や民生・児童委員を中心に、地域の住民や学校との連携を強化して、児童虐待の防止に努めます。

⑤子育て支援活動のネットワーク化 ⇒重点施策 5-⑦

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

(2) 家庭教育・子育てに関する相談機能の強化

子どもの教育や子育てに関する保護者の不安や疑問、要望に対応する相談体制を強化します。

■具体的な事業

①学校と家庭の連携・相談の促進（再掲 1-1-(10)-③）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

②家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催

相談・情報提供窓口を通じた対応や情報提供を総合的に行うために、行政区単位で、関係機関の横断的な連絡会を定期的に開催します。

③海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実（再掲 1-1-(10)-④）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

（３）家庭教育・子育てに関する意識啓発

家庭教育や子育ての重要性を、家庭はもとより、市民や企業に対して啓発するため、イベントの開催や広報などを行います。

■具体的な事業

①各種事業や定期健診等を利用した家庭教育や子どもの権利保障の重要性の啓発

多目的の事業や定期健診などの場も活用しながら、家庭教育や子どもの権利保障の重要性を啓発していきます。

②家庭教育・子育てに関する啓発イベントの開催

家庭教育や子育ての重要性や留意すべき点などについて、市民に対して意識啓発のためのイベントなどを開催していきます。

③企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請

市内の企業などに対して、短時間勤務、在宅勤務、子育て休暇、子ども手当など、保護者が子育てしやすい就労環境づくりの要請を行っていきます。

（４）子育てネットワークの形成と学習機会の充実

親が自ら家庭の役割や子育てについて学習することを支援するとともに、親同士が交流することや子育て支援に関する情報を共有することを推進します。

■具体的な事業

①親子参加型事業の展開

市民館における子育て広場や、社会福祉協議会による子育てサロンなど、親子で参加できる事業を開催し、保護者間の交流を図り、親子のきずなを深める場を提供します。

②家庭の教育力の向上（＊）⇒重点施策 1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTA や自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

③学級や講座に併設する保育サービスの充実

子育て期の親の学習を支援するために、保育ボランティアの養成に努め、家庭教育等に関する学級・講座を中心に保育サービスを併設します。

④家庭教育・子育てに関するデータベースの作成

家庭教育や子育てに関する活動を行う団体や、ノウハウを持つ人材、家庭教育や子育てに関する事業や施設等の地域情報に関するデータベースを構築し、地域での情報共有を図ります。

基本施策 2-3 子どもが健やかに育つ地域づくり

本来、地域には、子どもが友達同士で自由に遊ぶことや、自然や社会を体験することや、異世代と交流することなど、学校でも家庭でも、担うことのできない様々な教育の機能が求められています。特に、学校週5日制の実施にともない、地域の中で子どもが諸活動を行う場に対するニーズが高まっています。

基本政策 2-3 では、地域の豊かな人材や資源を活かして、子ども達が様々な体験や学習を積み重ねながら、生きる力を育み、心豊かに育つことを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 居場所・遊び場の確保

こども文化センターが中学・高校生の居場所としての機能を拡充するとともに、小学校の中にはわくわくプラザが開設されています。こうした施設を改善・充実することによって、子どもたちがありのままの自分でいられる居場所・遊び場を、子どものより身近な地域の中に広げ、地域において、異年齢の子どもたちが共に遊び、学べるような場や機会を提供していきます。

■具体的な事業

①こども文化センターの充実

中学・高校生の居場所としての機能を拡充しているこども文化センターについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

②わくわくプラザの充実

小学生の居場所としてのわくわくプラザについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

③子ども夢パークの充実

子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ子ども夢パークについて、施設・事業運営への子どもの参加、スタッフの育成などを進め、地域の住民や団体の理解と協力を得ながら、充実を図ります。

④子ども会等各種青少年団体の活動支援

子ども会など、地域における既存の青少年団体に対して、活動や研修の場の提供、プログラム相談などを通して、活動を促進するための支援を行います。

⑤地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援

スポーツを通じた交流や人格形成を図るため、地域のスポーツクラブや団体の育成、活動支援を行います。

(2) 地域における様々な学習・体験の機会の提供

核家族化や情報化、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などによって減少してい

る、地域における子どもたちの自然・社会体験活動やボランティア活動の機会や場を充実させていきます。

■具体的な事業

①自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実

黒川や八ヶ岳、交流のある地方自治体等において、子どもたちが自然の中で学び・活動する機会を充実します。

また、自然系博物館である青少年科学館を中心に、子どもたちに自然体験や自然に関する学習活動の場を提供するとともに、施設の設備・機能の充実を図ります。

②博物館施設における体験学習の推進

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園などの博物館施設において、子どもが文化・芸術に触れる体験学習を推進します。

③商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（再掲 1-2-(2)-②）

⇒重点施策 2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

④地域における体験活動の推進（再掲 1-2-(2)-③）

地域の住民や団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

⑤読書のまち・かわさき関連事業の推進（再掲 1-1-(5)-①） ⇒重点施策 2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において乳幼児から子どもの様々な読書活動に取り組むための環境整備に取り組みます。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

（３）青少年の健全な育成の推進

地域における豊かな経験を通して青少年が成長していくために、青少年教育施設を中心に、居心地よく過ごせ、自己発見できるような居場所をつくとともに、青少年が不安や悩みを相談できる体制を充実します。また、地域において、青少年の非行を早期に発見し、指導する体制も強化します。

■具体的な事業

①青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり

青少年が地域で気軽に過ごせる居場所として、青少年教育施設などの拠点の充実を図り、青少年が社会性・自発性・創造性などを身に付けるための事業を展開します。

②相談体制の充実

ヤングテレホン相談事業の充実など、青少年が個人で気軽に悩みを相談できるようなシステムの充実を図ります。

③非行の早期発見・指導の体制づくり

学校や地域教育会議、地域の各種団体、地元の商店街・企業などが連携して、青少年の非行を早期に発見し、指導することのできる体制を強化します。

基本政策3 社会教育・文化・スポーツ

地域の豊かな人材や資源を有効に活かし、あらゆる市民の主体的な学習活動を支えるため、行政区における学習活動の拠点として市民館を位置づけ、他の社会教育施設や学校、市民利用施設などとネットワークを結び、市民の学習をきめ細かく支援していきます。また、市民と行政の協働による生涯学習、文化・スポーツ活動、まちづくりを支援・推進し、活動の楽しさと地域の豊かさが実感できる環境づくりを進めます。

基本施策 3-1 市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり

市民のライフスタイルが多様化し、学習に対するニーズも多様化・複雑化・高度化する中で、従来から実施してきている学習機会の提供や動機付けに重点を置いた施策だけではなく、市民が主体的に学習し、学習成果を地域課題の解決へ向け、発揮できるようなシステムを充実させることが求められています。

基本施策 3-1 では、学習を通じた市民の成熟を支援するため、社会教育施設を拠点として、地域の人材・施設等を連携・ネットワーク化させることにより、市民がいきいきと学び、成長する学習環境を創造する施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民の主体的な学習を支えるシステムの充実

市民が学習活動や地域づくりに関わる機会を保障するため、総合的な情報提供の仕組みを構築していきます。また、市民館や図書館などの社会教育施設の機能を充実させる中で、施設相互の連携と職員の力量形成を図ることによって、市民の多様な学習ニーズに対応していくとともに、市民グループや市民ネットワークを促進していきます。

■具体的な事業

①市民館を拠点とした生涯学習の推進 ⇒重点施策 5-①

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（＊）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

③図書館機能の充実 ⇒重点施策 5-②

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動、社会的自立を支えていきます。

④社会教育施設の整備（＊） ⇒重点施策 5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

⑤運営審議会の充実

市民のニーズを反映させた社会教育施設の運営や、事業展開を図るため、学識経験者、施設利用者、地域住民、関係職員等からなる各社会教育施設の運営審議会を、より充実させていきます。

⑥学校施設の有効活用の推進（＊） ⇒重点施策 4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応えていきます。

⑦社会教育関係職員の研究・研修

市民館、図書館、博物館施設、スポーツ施設などの社会教育施設において、市民の学習と活動を支援する関係職員の研修を行い、施設としての機能と専門性を高めていきます。また、時代の変化や市民のニーズに応じた社会教育の充実を図るための調査・研究を進めます。

（２）行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進

行政区単位で学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をコーディネートすることで、市民の学習をきめ細かく支援します。また、市民と行政の協働により生涯学習の活性化を図り、市民による自主・自治運営のシステムを確立していきます。

■具体的な事業

①行政区生涯学習推進会議の見直し

行政区における各施設の連携・調整を図り、より効果的・効率的に生涯学習施策を推進していくため、市民館を中心に、行政区生涯学習推進会議の見直しと充実を図ります。

②行政区・中学校区地域教育会議の活性化（＊） ⇒重点施策 6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通したネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行うとともに、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

③行政区における教育支援体制の整備（再掲 4-1-(3)-①） ⇒重点施策 2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

●学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化

④地域教育サポーター制度（再掲 4-1-(3)-③） ⇒重点施策 4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携

地域における生涯学習の主体として、社会教育関係団体・市民活動組織・NPO等の活動を支援するとともに、相互の連携を図りながら市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

（3）市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり

市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける市民教育を推進します。そして、豊富な経験と知識、多様な能力を持つ市民が、その力を地域の課題解決に向けて有効に活かすことができるシステムを構築し、課題解決のためにそうした経験や知識を必要とする地域のニーズと、地域社会へ貢献する機会を求めている市民のニーズを結んでいきます。

■具体的な事業

①市民教育の推進 ⇒重点施策 5-⑩

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

②シニア世代の活力を地域で活かすための支援 ⇒重点施策 5-⑧

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPO

の立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

③かわさき市民アカデミー事業の推進

かわさき市民アカデミーを拠点として、市民の活性化、社会参加、社会還元に向けた学習活動を実践するために、市民の主体的な学習や事業の企画・運営を援助します。

④ボランティア活動の支援

市民が地域社会との関係性をもち、より豊かな生活を送るために、ボランティアとして地域活動等へ参加することを促進・支援します。また、ボランティア入門講座などを通して市民がボランティアを始めるきっかけづくりに努めます。

（４）社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築

市民の学習や活動における場のニーズに対して、多様な選択肢をもって応えていくために、社会教育施設・学校・市民利用施設間のネットワーク化を図ります。また、各施設で展開される事業についても連携を図り、日常生活圏の課題解決に向けた学習活動や市民活動のネットワーク化を促進します。

■具体的な事業

①学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 ⇒重点施策 4-⑥、5-⑤

市民館を中核に、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習とコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（再掲 3-1-(1)-②）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

（５）社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築

大学や企業等との連携により、社会的自立を目指す市民・若者を対象として、産業・経済の構造的変化に伴う雇用形態の流動化や多様化に対応し、基礎的・専門的な知識や技術等を身につけるための学習システムを構築します。また、職業の多彩な選択に向けた情報提供を行います。

■具体的な事業

①市内の高校・専門学校・大学・企業との連携 ⇒重点施策 5-⑨

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

②図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実

図書館を中心として企業や研究所、商工会議所、ハローワークなどとの連携を進め、日常の

仕事、就職、転職に役立つ資料や情報を収集・提供し、社会的な自立を目指す若者や、キャリアアップや起業を目指す市民を支援します。

基本施策 3-2 文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動は、市民の心を豊かにし、生活に潤いを与えます。文化・芸術活動を推進し、活力ある地域づくりを進めることが求められています。

また、文化施設や文化財などの地域資源を有効に活用して、地域の魅力と地域への愛着を高める施策が期待されています。

基本施策 3-2 では、市民との「協働」をキーワードに、多様な文化・芸術活動を推進し、豊かで潤いのある市民生活と魅力ある地域社会を創造することを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民文化・芸術活動の支援

市民が自発的、自主的に文化・芸術を体験し、創造し、参加できる環境の整備や文化施設のネットワーク化の推進、地域の文化資産を活かした文化・芸術情報提供システムの構築、各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成、文化・芸術交流の推進、地域性・国際性豊かな文化政策の推進などに取り組みます。

■具体的な事業

①文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進

アートセンター等の整備を図るとともに、既存の文化施設（ミューザ川崎シンフォニーホール、市民ミュージアム、岡本太郎美術館など）の活用と、民間の文化施設を含めた様々な文化施設間での共同事業の開催や共通テーマによる事業展開の推進を図り、各施設の特徴や特質を活かすとともに、その機能が充分発揮できるよう取り組みます。

②市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築

市民の文化活動が自発的、自主的、創造的に行われるように環境の整備に努めるとともに、優れた文化を享受できる機会を提供するため、文化イベントや施設の情報等を、ホームページや電子メール等の情報通信技術の活用を図りながら、より効果的に市民に提供する仕組みを構築します。

③各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成

市民主体の文化・芸術活動を推進していくためには、市民が文化芸術の担い手として自主的に活動を展開するとともに、その活動をお互いに理解し、支援することが重要であることから、文化・芸術活動のきっかけづくりや興味・関心を深化させ助けること、また、活動意欲をもつ市民や、地域における文化・芸術資源をコーディネートする人材やアートマネージャー、活動を支援する文化ボランティア等の人材を育成します。

④文化・芸術交流の推進

様々な地域との文化・芸術交流が、文化・芸術活動を活性化させ、新たな文化・芸術の創造の契機となり、また、まちづくりにも貢献するように、国内外の様々な地域と文化・芸術の交

流やネットワーク化を図っていきます。

⑤地域性・国際性豊かな文化施策の推進

地域で展開されている外国人市民などによる固有の文化・芸術活動を継承、発展、支援することにより、地域の人々との交流を推進し、多様な文化が育つ豊かな地域社会の創造を図ります。

（２）文化財の保護・活用

市内に所在する文化財は、川崎の歴史や文化を理解するためにはなくてはならないものであり、文化の向上・発展の基礎となるものです。文化財を良好な状態で保存・継承していくために、調査、保護、活用を進めます。また、文化財の保護と活用における市民参加を推進し、市民生活の様々な場面で文化財を活用して魅力ある地域づくりを進めていきます。

■具体的な事業

①文化財の調査・保存

地域の文化財等を調査・研究するとともに、地域における文化財を保存・継承していくボランティアの育成と支援を推進します。

②橘樹郡衙推定地の保存・整備

奈良時代の役所の跡であると言われている橘樹郡衙推定地について、市民との協働により環境整備・保存管理を進めます。

③地域の文化財を活用した学習機会の提供（＊）

文化財等の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

④文化財を活用した地域振興

市民の、郷土への愛着を深めるため、インターネットの活用等により、文化財や川崎の自然について市民の理解を広めます。さらに、文化財を地域の観光資源として活用していくため、広報の推進や解説板の設置、案内ボランティアの育成などを図ります。

（３）魅力ある博物館づくり

地域の文化資源である「博物館施設」は、歴史や自然など地域に根ざした資料を保存・活用し、市民の学習活動や文化の向上に寄与していきます。市民参加による博物館活動を進めるとともに、効率的な管理運営を行い、市民ニーズを反映した魅力ある博物館活動を推進します。

■具体的な事業

①博物館施設の管理・運営

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、大山街道ふるさと館において、それぞれの専門性を活かした資料収集、保存、調査・研究を推進します。また、市民館

や図書館等との連携による事業展開を図るとともに、集客力の向上に向けた魅力づくりと、効率的な管理運営を推進します。

②市民参加による博物館活動の推進

講座やイベントの企画・運営への市民参加を促進し、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として、機能の充実を図ります。

（４）音楽によるまちづくりの推進

「音楽のまち・かわさき」を実現するために進めている各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミューザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致、ストリートミュージシャンのための演奏できる環境づくりなどを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

■具体的な事業

①各種イベントの開催支援

市民（グループ等）が日々の音楽活動を通じて習得した成果を地域で発表し、主体的に音楽のまち・かわさきの創造に寄与するための音楽イベント開催を支援します。

②音楽に関する情報発信支援

市民の音楽に関する学習ニーズに対応した情報に加え、音楽のまちの創造へ向けた市民・団体等の取組や行政の施策などを広く発信します。

③ミューザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致

ミューザ川崎シンフォニーホールを、音楽のまちづくりの拠点として位置づけ、市民の音楽に対する感性を向上させるために質の高い音楽事業を展開し、優れた各種コンサートを市内へ誘致するなど、市民が音楽に親しむことができる環境を提供します。

④ストリートミュージシャンの演奏場所の確保

川崎発の新しい音楽を全国へ発信していくため、音楽における若者文化の象徴でもあるストリートミュージシャンなどが、まちなかで演奏できる環境づくりを進めます。

基本施策 3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

少子高齢化の進展や運動機会の減少により、市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。また、日常のスポーツ活動の楽しみ、プロスポーツ等の観戦、スポーツボランティア活動など、「する」「みる」「支える」といったかたちで、多様なスポーツへの参画機会を充実させることが望まれています。

そのため、スポーツ施設の整備・充実に加え、スポーツ指導者の育成・活用、各種スポーツ教室や各種競技大会の開催等により、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めることが求められています。

基本施策 3-3 では、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換を図るとともに、競技面でのスポーツ振興に加え、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、興味に応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむためのスポーツ・レクリエーションの環境づくりを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、「総合型地域スポーツクラブ」などの育成、支援を進めます。また、子どもから高齢者まで地域の人々が交流できる多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進や、スポーツセンターにおけるスポーツ教室等のスポーツプログラムの提供、健康・体力保持増進のための事業を推進します。

■具体的な事業

①総合型地域スポーツクラブの育成 ⇒重点施策 5-⑪

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

②多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで、様々な年代の市民が交流し、地域の人々のコミュニケーションを活性化させるとともに、それぞれの年代にあわせたスポーツが楽しめるイベントの開催などを推進します。

③スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進

各区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターにおいて、スポーツ教室等を行うとともに、市民自らの健康と体力の保持・増進のため、地域の人々や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。

(2) 競技力の向上

子どもから大人まで、スポーツ競技者が各々目標を持ち、互いに切磋琢磨して、自らの競技力

や川崎の競技レベルを向上させていくことを目指し、各種競技大会の開催を支援します。また、トップチーム・トップアスリート、スポーツ団体や協会と連携し、指導者や選手の育成を図ります。

■具体的な事業

①各種競技大会の開催・支援

競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催や支援を行います。

②指導者の養成

市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者及び地域の競技スポーツを牽引する指導者を育成・確保するため、指導者養成講座などを開催します。

③スポーツ団体・協会等との連携

川崎から世界で活躍するトップアスリートを輩出するために、トップチーム、各競技団体や協会などが連携して、選手を育成・支援する環境を整えます。

④一貫した指導体制の整備

競技力向上のための一貫した指導プログラムの策定や、専任指導者の養成・確保を促進します。

（３）スポーツ環境の充実

の市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動できるように、スポーツ施設の整備を進めるとともに、ボランティアの育成と活動の支援を行います。

■具体的な事業

①スポーツ施設の管理・運営

施設の効率的・効果的な管理・運営体制の整備を図るとともに、市民の健康と体力の増進に向けた多様なプログラムの提供と支援を行います。

②社会教育施設の整備（再掲 3-1-(1)-(4)） ⇒重点施策 5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、市民館・図書館分館の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

③スポーツボランティアの育成・活動の場の提供

スポーツ活動の活性化を目指して、市民によるスポーツボランティア（NPO 等）を育成・支援するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場づくりを進めます。

④スポーツ情報提供の充実

地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化のために、施設の利用情報、スポーツイベント情報、地域のスポーツ活動情報など、スポーツに関する様々な情報を提供する仕組みづくりを進めます。

（４）ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

川崎フロンターレや東芝野球部など、本市のトップチームやトップアスリートと市民の交流を推進して、まちへの誇りと愛着を育むとともに、プロスポーツや競技スポーツの一層の振興を図ります。また、トップチーム等の活躍を通して、川崎の魅力づくりを進めます。

■具体的な事業

① トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援

各種競技のトップチーム・トップアスリートによる小中学校での体力づくり、地域でのスポーツ教室、ホームゲームへの招待など、市民とのふれあいを推進し、トップチームを身近に感じてもらうとともに、スポーツ活動のきっかけづくりを進めます。

② 市民によるホームタウンスポーツの推進

市民とトップチームなどが一体となってスポーツによる地域づくりを進めるため、ホームタウンスポーツを市民が中心となって応援し、支える体制づくりを進めます。

③ Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり

Jリーグクラブの活動をはじめ、川崎のホームタウンスポーツを支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。

④ 大規模スポーツイベント等の開催・誘致

大規模スポーツイベント等の開催を継続的に行うことにより、市民がトップレベルのスポーツにふれて、感動を味わい、観戦や参加の楽しみを通してスポーツへの意欲を向上させることを推進します。

また、小学生・中学生・高校生を対象にしたスポーツの全国的な大会を誘致し、スポーツの拠点づくりによる地域の活性化を図るとともに、多摩川を活用したスポーツイベント等の開催を通して、川崎の魅力を市内外へ発信します。

基本施策 3-4 共に支え生きる社会の創造

私たちは社会において多くの人々とのつながりの中で相互理解しながら生きており、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合った上で、互いを尊重し、「共生」する社会をつくっていく努力が必要です。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない社会の実現を目指すためには、の市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要です。

基本施策 3-4 では、の人々が権利の主体として人権を尊重され、互いに支え合いながら共に生きる社会の創造を目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 人権教育の推進

市民に広く人権意識の向上を図るため、事業者や関係団体、行政関係部局が連携し、人権尊重教育の推進に取り組みます。

■具体的な事業

①人権フォーラムの開催

施策の受け手としてではなく、送り手として、市民が施策に参画し、実施主体となってフォーラムを開催し、人権思想の普及啓発ができるよう支援していきます。

②人権・同和研修の充実

教職員や社会教育関係職員等を対象に様々な人権・同和問題に関する研修に取り組みます。

③平和・人権学習の推進

市民参加のもと、平和・人権について学習する機会を充実し、共に生きる地域社会の創造を目指します。

④人権・同和啓発の推進

市民が人権や同和問題について理解を深め、互いを尊重し、共に支えあう地域社会が実現するように、広報や啓発活動を推進します。

⑤男女平等推進学習の充実

男女が性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、対等な個人として互いの人権を尊重し合う関係を築くための学習機会を提供するとともに、学級・講座の企画運営への市民参画を推進し、男女の置かれた状況に配慮した、参加しやすい学習機会を提供していきます。

(2) 子どもの権利保障の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために、学校・家庭・地域

の連携による子どもの権利保障の推進を図ります。

■具体的な事業

①子ども会議の充実

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの意見を市政に反映させる場である「子ども会議」の充実を図ります。子どもの意見の具現化に向けて学校・家庭・地域・行政の連携を深めるとともに、全市・中学校区・行政区子ども会議の交流の推進と、子どもによる子どものための情報ネットワークの整備に向けた支援を行います。

②子どもの権利に配慮した学習機会の提供

家庭教育学級等、様々な機会をとらえ、子どもの権利に関する学習を促進します。

(3) 共生社会の推進

人は地域社会の一員であるという考えに立ち、共に支え合う地域社会を実現するために、様々な市民の社会参加と相互理解を推進します。

■具体的な事業

①外国人市民のための識字（日本語）学級の充実

外国人市民が地域で生活する上で必要な日本語を学ぶ場として、各市民館では識字学級を開催するとともに、外国人市民の日本語学習を支えるボランティアの養成・研修を進め、識字学級が外国人市民と日本人市民との共同学習の場となるよう、充実を図ります。

②障害者社会参加活動の支援

市民館における障害者社会参加事業の開催など、障害のある市民の学習・交流の機会の充実を図り、社会参加を支援するとともに、そのためのボランティアの養成に努めます。

③社会人学級の推進

様々な事情で十分な教育を受けられなかった市民が、中学課程の学習領域における基礎的知識や教養を学び、学習者同士の交流を通して支え合う場を提供します。

④図書館における外国人や障害のある市民の学習支援

図書館への来館が困難な市民への図書の郵送サービスなどを進めるとともに、外国語資料の充実や、多言語での資料検索システムの整備を行います。

基本政策 4 教育行政

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という考え方を重視して教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに十分応えることが難しくなってきました。

一方で、財政状況の厳しい中、効率的、効果的な政策の推進が急務の課題となっており、教育行政も例外ではありません。

これからの新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに、効果的・効率的にきめ細かく応える体制の構築を進めていきます。

基本施策 4-1 教育支援体制の再編

価値観の多様化により、社会教育・文化・スポーツ活動における市民のニーズが多様化するだけでなく、学校教育においても、保護者や地域住民のニーズが多様化しており、全市一律ではなく、個々のニーズに応じたきめ細かい施策や取組が求められています。

また、少子高齢化、情報化、グローバル化、などの社会環境の大きな変化にともなって、子どもたちの教育や生涯を通じた学習に関する課題は非常に複雑化、高度化しており、専門的な支援を行うことが求められています。

基本施策 4-1 では、多様化する市民のニーズや高度化する教育課題に対応するために、市民との協働、専門的な支援、行政区単位の支援を実現する教育行政の体制をつくることを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民参加による教育支援体制の充実

教育行政における既存の住民参加の仕組みである地域教育会議と学校教育推進会議について、その活動を活性化し、これまで以上に住民の力を教育行政の推進に活かせるような体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区・中学校区地域教育会議の活性化（再掲 3-1-(2)-②） ⇒重点施策 6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進するとともに、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う組織として機能する。

②学校教育推進会議の活動促進（再掲 1-2-(3)-①）⇒重点施策 2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

（２）専門的な教育支援体制の整備

複雑化、高度化する教育課題について、的確な現状の把握・分析を行い、専門的な解決策の検討を行うことのできる教育支援体制をつくります。

■具体的な事業

①川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（＊）⇒重点施策 6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

②大学や研究機関との連携

市内外の大学や研究機関との連携を深め、高度な教育課題の解決に対する専門的な支援を受けられるようにします。

（３）行政区単位での支援体制の整備

多様化する市民ニーズへの対応のために、現場により近いところで意思決定できる体制や、市民から見て身近なところで教育に関する総合的な対応を行うことのできる体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区における教育支援体制の整備（＊）⇒重点施策 2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の２つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

●学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

②学校経営アドバイザーの配置（＊） ⇒重点施策 2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

③地域教育サポーター制度（＊） ⇒重点施策 4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

④行政区地域教育会議等との連携

上記の行政区における教育支援体制の整備に際しては、行政区地域教育会議等との連携を重視します。

基本施策 4-2 教育行財政の改革

平成 15 年度に教育委員会対象の包括外部監査が実施され、教育委員会の事務事業執行の基本的なところからの見直し、改善が求められました。市全体の行財政改革プランへの対応と併せて、包括外部監査での指摘事項への対応により、教育行財政の改革を推進することが必要となっています。

基本施策 4-2 では、教育委員会の事務事業の根本的な改善を実現することを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 教育委員会の事務事業の改善

平成 16 年度に策定した「事務事業改善プラン」を着実に実行することはもちろんのこと、より効率的、効果的な教育行財政の実現に向けた取組を続けます。

■具体的な事業

①教育委員会事務の改善体制の確立

教育委員会に、事務事業の改善を推進、評価、指導する体制を確立します。

②補助委託事業執行の改革

補助委託事業の執行状況のチェックを強化し、補助委託先への指導の徹底を行うとともに、学校関係団体への委託事業については教育委員会事務局が直接執行する体制への移行を進めます。

③外部団体の改善

生涯学習振興事業団等、教育委員会所管の外部団体における事務事業の改善や組織の適正化などを行います。

④物品管理の徹底

教育委員会における職員のコスト意識向上のための第一歩として、物品管理を徹底します。

⑤組織の適正化と人件費削減

教育委員会における業務内容の見直しを行った上で、その業務を執行するための組織としての適正化や人件費の削減を行います。

第4章 プランの進め方

1 プランの広報

本プランは、保護者、地域住民、子どもたちなど、多くの方々の参画を得てはじめて実現可能となります。従って、プランの具体的な推進と同時に、プランの内容に関する PR を進め、プラン実現に向けての協力や参画に関する広報にも力を入れていきます。

2 PDCA のサイクル、スケジュール、進捗管理体制

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－評価（CHECK）－見直し（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、重点施策の実施状況や得られた成果について評価し、3年後には、評価結果に基づいて、主に重点施策についての見直しを行います。

本プランの実施状況や成果の評価、見直しは、教育委員会及び川崎市教育改革推進協議会（仮称）で行い、評価結果等について市民に公表します。

3 川崎市教育目標について

（1）設定時の歴史的経緯について

①川崎市教育目標設定委員会の設置

教育委員会発足後まもない昭和 26 年度初頭、教育委員や教育研究所長からの声がおこり、本市としての教育目標の設定が問題となりました。

その後、市立学校の校長及び教員代表、教育委員会事務局関係者、市内在住の有識者、企業関係者の代表ら数十名によって川崎市教育目標設定委員会が組織されました。

昭和 26 年 4 月 26 日の第 1 回設定委員会以来数度の会合の中で、教育基本法をはじめ教育法規の分析研究や、本市の都市形態、市民性の特質が検討され、川崎市教育目標の起草に対する方向づけが次のようになされました。

- 教育基本法に示された新しい日本教育の目的が達成されるためには、その目的が郷土社会の実情に即し、更に具体化されなければならない。工業都市として近々十数年間に飛躍的な発展を遂げたわが川崎市は、東南部工業地帯を中核として北西部農村地帯まで、長くその区域が広がっている。その自然的環境と人為的都市計画は、市民の生業、教養、風俗がかもしだす雰囲気と相まって特異な都市の性格を帯びていることは周知の如くで

ある。今、工都川崎の名に加えるに、国際文化都市川崎の建設途上にあってわれわれは川崎が誇る伝統と戦後醸成された新事態とを具に検討して、よき川崎市民はよき日本人であるとの信念のもとに、本市の教育目標が設定されなければならない。

②教育研究所での研究

文案の作成は、教育委員会事務局と教育研究所で進められました。研究所では、教育目標の設定にあたって将来をみこした人間像(子ども像)、市民像にかんがみ、より具体的な目標にするべく案を練った。この研究所案は、事務局案と統合されて原案となりましたが、結果的には研究所案が大幅に取り入れられたものとなりました。

③川崎市教育目標の設定・公表

昭和 27 年 1 月 8 日の教育委員会定例会において、原案に対する検討が行われ、若干の修正のうえ、以下の内容が昭和 27 年 1 月 30 日に川崎市教育目標として設定・公表されました。

そこでは、教育基本法に基づきながら地域に即した具体的な目標を市民の日常生活に生かすべきことを説いており、単に学校教育のみならず、青少年の校外教育・成人の自己教育・社会教育においても実現を期待されていました。

教育は人間生涯のことであり、その主眼は人間性をたつとび、その正しい個性の伸長をはかるにある。しかもそれは日々の生活のなかにあって進められるものであるから、教育は実にわれわれ市民の手によって行われるべきものである。われわれはその責任において自己を教育し、又次代の市民を育成しなければならない。教育基本法には民主的で且つ文化的な国家の成員を教育する大方針を示しているが、独立日本の新生にあたり、われわれはこれを地域に即し一層具体化し教育を市民の中にいかすために、よりはっきりした目標をたてなければならない。

日本の動脈、京浜の中心にあってゆるがぬ工業都市として戦後いち早く再興し、更に新興港都として、はたまた文化都市として一大飛躍をころみんとするわが川崎市の動態は、各方面から驚異の眼をもってみられている。

われわれはわが川崎市の誇るべき現実をにない、更に輝かしい未来をつくるために郷土の伝統の上から、のぞましい理想像の上から、また講和後における国家的見地から、大方の意見にききつぶさに考えて、ここに五つの目標を設定した。

われわれは青少年の学校教育、校外教育において、又成人の自己教育、社会教育においてこれが実現につとめ、真に教育をわれわれ市民の努力によって全からしめんことを念願してやまない。

●「科学的で実行力のある市民」

近代生活に必要な知識と技能をやしない、合理化された生活をいとなむ実践力の強い人となる。

●「民主的で明るい市民」

人々が互いに尊重しあい、真理を愛し、社会の一員として道義と責任を重んじ、自主的に行動できる明朗な人となる。

●「文化的で心身ともにゆたかな市民」

心身ともに健康で、ゆたかな教養と品位をそなえ、文化都市川崎の伸展につとめる人となる。

●「生産的でたくましい市民」

勤労の精神にあふれ、個性をいかす職業を身につけ、生産都市川崎になくてはならない人となる。

●「国際的ではばのある市民」

世界の国々を理解し、すべての国民と手をつなぎ、国際港川崎の発展に役立つ人となる。

なお、昭和 27 年度の初頭に、教育委員会から教育目標実現への学校教育の指標が市立学校長に示達されています。

※内容は「川崎教育史（川崎市教育研究所発行）」から抜粋

（２）川崎市教育目標のあり方について

本市の教育目標は以上のような経緯で設定されたものですが、その内容については、本プラン策定の過程の中でも、様々な議論がありました。

教育目標については、現代にも通ずる普遍的な目標であるという一面と、制定後 50 有余年を経て、「人権」や「環境」の視点の強化など、時代潮流を踏まえた改正が必要な面があると考えられます。

設定の経緯の中で述べられているように、教育目標は教育基本法をはじめ、国の施策にも密接に関係しているところから、本市では現在の教育目標の普遍性を尊重しつつ、そのあり方について検討をしていきたいと考えています。

参考

1 語句説明一覧表

現在作成中です。

2 策定経過

№	年 月 日	曜日	場 所	内 容
1	平成 15 年 5 月 21 日	(水)	川崎市立高津高等学校会議室	【第 1 回策定委員会】(専門委員含む) 委嘱状の交付 教育委員会からの諮問について 川崎市の教育の現況と課題について
2	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	高津市民館 視聴覚室	【第 1 回社会教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
3	平成 15 年 7 月 24 日	(木)	中小企業婦人会館 大会議室	【第 1 回学校教育専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて
4	平成 15 年 7 月 25 日	(金)	中原市民館 第 3 会議室	【第 1 回教育行政専門部会】 川崎市の教育の現況と課題について 市民へのアンケートについて 学校の適正規模・適正配置について
5	平成 15 年 8 月 12 日	(火)	教育委員室	顧問会議
6	平成 15 年 8 月 18 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 2 回策定委員会】(専門委員含む) 各専門部会の論点の報告 川崎の教育の基本的な方向性について
7	平成 15 年 10 月 4 日	(土)	教育文化会館 第 7 会議室	【第 2 回社会教育専門部会】 プランの構造・目標について
8	平成 15 年 10 月 16 日	(木)	教育文化会館 視聴覚室	【第 2 回教育行政専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
9	平成 15 年 10 月 21 日	(火)	高津市民館 視聴覚室	【第 2 回学校教育専門部会】 プランの構造・目標について 重点施策について
10	平成 15 年 11 月 4 日	(火)	高津市民館 第 6 会議室	【第 3 回社会教育専門部会】 重点施策について
11	平成 15 年 11 月 6 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 3 回教育行政専門部会】 重点施策について
12	平成 15 年 11 月 7 日	(金)	高津市民館 第 5 会議室	【第 3 回学校教育専門部会】 重点施策について
13	平成 15 年 11 月 29 日	(土)	教育委員室	正副委員長会議
14	平成 15 年 12 月 5 日	(金)	教育委員室	顧問会議
15	平成 15 年 12 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
16	平成 15 年 12 月 14 日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 3 回策定委員会】 中間報告検討素案について
17	平成 16 年 1 月 15 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 4 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について
18	平成 16 年 1 月 19 日	(月)	エポック中原 第 3 会議室	【第 4 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
19	平成 16 年 1 月 20 日	(火)	教育文化会館 第 1 会議室	【第 4 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
20	平成 16 年 2 月 4 日	(水)	教育文化会館 第 4 会議室	【第 5 回学校教育専門部会】 中間報告検討素案について
21	平成 16 年 2 月 5 日	(木)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 5 回教育行政専門部会】 中間報告検討素案について

22	平成 16 年 2 月 11 日	(水)	エポック中原 第 3 会議室	【第 5 回社会教育専門部会】 中間報告検討素案について
23	平成 16 年 3 月 8 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
24	平成 16 年 3 月 10 日	(水)	教育委員室	正副委員長会議
25	平成 16 年 3 月 17 日	(水)	教育委員室	顧問会議
26	平成 16 年 3 月 26 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
27	平成 16 年 4 月 2 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 4 回策定委員会】(専門委員含む) 中間報告について
28	平成 16 年 4 月 12 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
29	平成 16 年 5 月 11 日	(火)	教育文化会館大会議室	【中間報告市民説明会】
30	平成 16 年 5 月 15 日	(土)	高津市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
31	平成 16 年 5 月 21 日	(金)	麻生市民館大会議室	【中間報告市民説明会】
32	平成 16 年 6 月 28 日	(月)	教育委員室	正副委員長会議
33	平成 16 年 7 月 15 日	(木)	教育委員室	顧問会議
34	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 5 回策定委員会】(専門委員含む) 平成 16 年度のスケジュールについて
35	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回教育行政専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
36	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回学校教育専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
37	平成 16 年 7 月 16 日	(金)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 6 回社会教育専門部会】 平成 16 年度のスケジュールについて
38	平成 16 年 9 月 3 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
39	平成 16 年 9 月 17 日	(金)	教育文化会館 第 2 学習室	【第 7 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン素案について
40	平成 16 年 9 月 18 日	(土)	高津市民館第 1 音楽室	【第 7 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
41	平成 16 年 9 月 20 日	(月)	高津市民館 第 1・2 会議室	【第 7 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン素案について
42	平成 16 年 10 月 5 日	(火)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 6 回策定委員会】 かわさき教育プラン素案について
43	平成 16 年 10 月 11 日	(月)	中原市民館 第 2 会議室	正副委員長会議
44	平成 16 年 10 月 28 日	(木)	高津市民館第 1 音楽室	【第 8 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について
45	平成 16 年 11 月 1 日	(月)	高津市民館視聴覚室	【第 8 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について
46	平成 16 年 11 月 4 日	(木)	教育文化会館第 2 会議室	【第 8 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第 2 次素案)について
47	平成 16 年 11 月 21 日	(日)	明治安田生命ビル 第 1 会議室	【第 9 回社会教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について

48	平成 16 年 11 月 22 日	(月)	教育文化会館 第 6・7 会議室	【第 9 回教育行政専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について
49	平成 16 年 11 月 23 日	(火)	明治安田生命ビル 第 1 会議室	【第 9 回学校教育専門部会】 かわさき教育プラン(第 3 次素案)について
50	平成 16 年 12 月 10 日	(金)	教育委員室	正副委員長会議
51	平成 16 年 12 月 15 日	(水)	教育委員室	顧問会議
52	平成 16 年 12 月 26 日	(日)	ユニオンビル (富士通労働会館) セミナールーム	【第 7 回策定委員会】 かわさき教育プラン (案) について
予 定	平成 16 年 1 月 11 日	(日)	高津市民館	教育委員会への答申
予 定	平成 17 年 2 月 19 日	(土)	高津市民館大ホール	【かわさき教育プランシンポジウム】

3 かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、かわさき教育プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事 業)

第2条 策定委員会は、次の事業を行う。

- (1) かわさき教育プランの策定。
- (2) かわさき教育プランの策定に必要な調査、研究。
- (3) かわさき教育プランの策定に関する冊子等の刊行。

(組 織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(任 期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、途中で委員の交替の必要が生じた場合、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長1名、副委員長3名を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定めるものとし、委員長は策定委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、専門部会の部会長をもって構成し、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し会議を主宰する。

- 2 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 策定委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 教育行政専門部会
- (2) 学校教育専門部会
- (3) 社会教育専門部会
- 2 専門部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、部会長が必要に応じてこれを招集し、開催するものとする。

(顧 問)

第8条 策定委員会に顧問を置く。顧問は別表3のとおりとする。

- 2 顧問は必要に応じ、かわさき教育プラン策定に関し、助言を行うものとする。

(会 計)

第9条 策定委員会の経費は、川崎市の委託料をもって充てる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、川崎市教育委員会事務局総務部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、策定委員会で定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月26日から施行する。

4 委員名簿

■策定委員 ◎委員長、○副委員長（専門部会長）

		氏 名	現 職 等
学識経験者	1	大森 彌	東京大学名誉教授、千葉大学法経学部教授
	2	○小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	3	◎新井 郁男	放送大学教授(埼玉学習センター所長)
	4	○児島 邦宏 (～H16..27)	東京学芸大学教育学部教授
		○小島 弘道 (H16..28～)	筑波大学人間総合研究科教授
	5	○佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	6	田中 雅文	日本女子大学教授
	7	田辺 誠	田辺内科クリニック院長、市学校保健会長
	8	齋藤 勝	さざなみ幼稚園長、日本女子大学講師
	9	柴田 頼子	学校法人鷗友学園常務理事
市民代表	10	秋山 薫 (～H15.7.2)	PTA 推薦
		西山 克枝 (H15.7.3～)	
	11	中島 豪一	川崎市全町内会連合会会長
	12	今井 淑子	公募市民
	13	増田 和子	公募市民
	14	左澤 充克	公募市民
	15	八木 晋郎	川崎信用金庫理事長
報道	16	三好 秀人	神奈川新聞社編集委員
教職員	17	寺尾 央	元小学校長
	18	江幡 淳	元中学校長
	19	峪 正人 (H16.7.12～)	小学校長会代表(木月小学校長)
	20	正村 和久 (H16.7.12～)	中学校長会代表(宮前平中学校長)
	21	吉田 正和	川崎市教職員組合執行委員長
行政	22	北條 秀衛	総合企画局長
	23	河野 和子	教育長

■教育行政専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	2	○小松 郁夫	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長
	24	高橋 寛人	横浜市立大学国際文化学部助教授
	25	中村 立子	川崎市男女共同参画センター館長
	26	佐々木 賢司	宮前区役所保健福祉センター子ども教育相談員
市民	12	今井 淑子	公募市民
	27	西山 克枝 (～H15.7.2)	PTA 推薦

		大川 健治 (H15.7.3～)	
教員	28	峪 正人 (～H16.7.11)	梶ヶ谷小学校長
		村上 寛 (H16.7.12～)	旭町小学校長
行政	29	田中 則之 (～H16.7.11)	総合企画局企画調整課長
		瀧峠 雅介	
	30	松井 孝憲 (～H16.7.11)	教育委員会企画課主査
		平野 誠 (H16.7.12～)	教育委員会事務改善担当主幹

■学校教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	4	○児島 邦宏 (～H16.2.27)	東京学芸大学教育学部教授
		○小島 弘道 (H16.2.28～)	筑波大学人間総合研究科教授
	31	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	32	西野 博之	ﾌﾘｰｽﾎﾟｰｽたまりば 代表
	33	片山 世紀雄	総合教育センター家庭訪問相談員
市民	13	増田 和子	公募市民
	34	齊藤 陽子 (～H15.7.2)	PTA 推薦
		内田 省治 (H15.7.3～ H16.7.11)	
		谷地中 忠彦 (H16.7.12～)	
教員	35	沢木 光雄 (～H16.7.11)	平間中学校長
		白井 達夫 (H16.7.12～)	宮崎小学校長
	36	本間 俊	中原小学校教頭
行政	37	村上 寛 (～H16.7.11)	総合教育センター教科教育研究室長
		井藤 直美 (H16.7.12～)	中野島中教諭
	38	中島 慎一	総合教育センター障害児教育研究室長
	39	渡辺 直美	教育委員会指導課主幹

■社会教育専門部会 専門委員

		氏 名	現 職 等
学識経験者	5	○佐藤 一子	東京大学大学院教育学研究科教授
	40	奥村 廣重	大妻女子大学教授、川崎市スポーツ振興審議会会長
	41	大下 勝巳	社会教育委員会議議長、日本広報協会理事
	42	福島 一男	総合教育センター教育相談員

市民代表	14	左澤 充克	公募市民
	43	豊島 このみ (～H15.7.2)	PTA 推薦
		金子 文雄 (H15.7.3～ H16.7.11)	
		松波 昭光 (H16.7.12～)	
	44	川西 和子	社会教育委員、宮前区地域教育会議議長
	45	斉藤 正彦	社会教育委員会議副議長、主任児童委員
教員	46	白井 達夫 (～H16.7.11)	宮崎小学校長
		沢木 光雄 (H16.7.12～)	平間中学校長
行政	47	寺内 藤雄 (～H16.7.11)	教育委員会生涯学習推進課長
		浜田 哲郎 (H16.7.12～)	
	48	伊藤 弘 (H16.7.12～)	総合企画局企画調整課主幹

■顧問

氏 名	現 職 等
大熊 辰熊	元教育長（平成3年4月～平成7年3月）
小机 實	元教育長（平成7年4月～平成11年3月）
松下 充孝	前教育長（平成11年4月～平成14年3月）

5 諮問文

平成15年 5月21日

かわさき教育プラン策定委員会
委員長 新井 郁男 様

川崎市教育委員会
委員長 黒田 俊夫

かわさき教育プランの策定について（諮問）

本市におけるかわさき教育プラン策定にかかる次のことについて貴委員会の意見を求めます。

- 1 教育行政に関する事
- 2 学校教育に関する事
- 3 社会教育に関する事

(理 由)

1 川崎市の教育目標

川崎市の教育目標は、川崎市教育委員会の発足とともに、次のように設定され、教育活動の指針とされてきたとともに、またその帰着点とされてきました。

- (1) 科学的で実行力のある市民
- (2) 民主的で明るい市民
- (3) 文化的で心身ともに豊かな市民
- (4) 生産的でたくましい市民
- (5) 国際的ではばのある市民

2 川崎市の総合プランと中期計画

昭和58年(1983年)3月、高度経済成長時代の終焉と新しい時代の招来の中で、来るべき21世紀に向かって本市がどのようにあるべきかという視点で、全庁的な施策の総合的プランとして、「2001かわさきプラン」が策定されました。

以来、高齢化、グローバル化、高度情報化、景気の長期低迷化等激しい時代の流れの中で、教育委員会の施策も様々な見直しが行われ、次の各中期計画の中に、その施策も位置付けられてきました。

- (1) 「川崎市中期計画1989-1993」(平成2年3月)
- (2) 「川崎新時代2010プラン」(平成5年3月)
- (3) 「同第1次中期計画1993-1997」(平成5年8月)
- (4) 「同第2次中期計画1996-2000」(平成8年4月)
- (5) 「同第3次中期計画1999-2003」(平成11年4月)

3 教育委員会の施策の策定

昭和59年(1984年)6月に市長から「川崎の教育のあり方」についての諮問を受けた川崎市教育懇談会は、昭和61年(1986年)11月・本市の21世紀に向けた教育の全般について、長期的展望と予測のもとにそのあり方を「いきいきとした川崎の教育をめざして」として答申しました。

本答申は、現在まで本市教育のあらゆる分野の基本的指針として、その役割を果たしてきたが、同時に各分野での施策としては様々な計画や報告がなされており、最近の主な計画は次のようになっています。

- (1) 「川崎市生涯学習推進基本計画」(平成5年3月)
- (2) 「Catch Smile Plan 川崎市生涯スポーツ振興基本計画」(平成6年3月)
- (3) 「川崎市幼稚園教育振興計画」(平成10年3月)
- (4) 「川崎市立高等学校教育振興計画」(平成14年3月)

4 教育プラン策定の具体的理由

はじめに、本市の教育に係る施策の総合的な計画は、昭和59年(1984年)の市長の諮問に対して答申があった「いきいきとした川崎の教育をめざして」であるが、策定されて既に18年が経過しようとしており、現在の全国的及び本市の教育界の状況と必ずしも適合していないことや、既に一定の成果が見られる内容もあり、本市の教育のあり方について再構築が必要と考えられること。

2つには、既に策定されている各計画等については、各分野の個別の計画であり、総合的に一体化された計画とはなっていないこと。

3つには、教育委員会が所管する全ての分野での施策の計画が策定されていないという現況に鑑みて、本市全体の教育理念や目標のもとに、各分野の一定期間の相互に調整された総合教育プランが必要と考えられること。

6 市民からの意見の概要

(1) 中間報告概要版及び保護者向けパンフレットに寄せられた主なご意見

1 川崎式で「生きる力」をつける

性別	年代	お住まい	要望
女	30代	中原区	・ 読書の推進
女	30代	幸区	・ 学力以前に、人間としてのルールを教えるようなカリキュラムが必要では。
男	40代	宮前区	・ 「生きる力をつける」ではなく、「生き方」を教えるべきではないか。
記載なし			・ 子どもの成長につながるような子ども主体の具体的な目標が必要 ・ 英語だけでなく多言語の教育も必要
女	30代	高津区	・ 30人学級、少なくとも隔週の週6日制にして欲しい。
女	50代	多摩区	・ 少人数制（30人以下）を早急に実施して欲しい。どのプランも、40人以上では機能しない。
記載なし			・ 少人数指導は、一学級20人以下にして欲しい。 ・ 学力向上プログラムの内容を学校ごとに明記し、保護者が学校を選べるようにして欲しい。
女	30代	高津区	・ 少人数制、チームティーチングなどをもっと推進して欲しい。
女	40代	麻生区	・ 少人数（30人以下）指導の早期実現。 ・ 学習内容の3割削減に伴い、それを補う形で川崎市独自の教材を作成して欲しい。
女	30代	高津区	・ 1クラスあたり、先生を2人つけるか、あるいは生徒を30人以下にして欲しい。 ・ 暴力を振るう子どもに対する対策が必要。
女	40代	高津区	・ 画一的な男女平等ではなく、性差を尊重したものにして欲しい。
記載なし		宮前区	・ 「川崎市子どもの権利に関する条例」についての学習の実施。 ・ 少なくとも午後の週2回、生活に密着した学習や将来の職業を考える学習・社会教育事業への参画などを総合学習と併せ実施。
記載なし			・ 東京都の「心の教育革命」のような、道徳教育の充実に触れるべき。 ・ 学級崩壊への対策を講じて欲しい。 ・ 過度のジェンダーフリー、性教育は不必要。
女	40代	川崎区	・ 学習速度が遅く、内容も低レベル。もっと厳しくできるように先生の立場を作ってほしい。
女	30代	麻生区	・ 中学で進路指導をしてくれず、「塾で決めて」と言われた。塾は高いし皆が行けるわけではない。学習内容・先生のレベルを上げてほしい。
女	40代	高津区	・ 夏休みなどの長期休暇に、昔あった学習帳のようなものを出して欲しい。宿題がないのは不安。
女	20代	多摩区	・ 教科書は薄く、授業も易しく、学力低下は当然。塾に通わせるお金がない人もいる。確かな学力の育成に期待。
女	50代	幸区	・ 国語の教育を充実させて言葉遣いを良くしてほしい。中高生女子は特に酷い。美しい自国語を喋るための習慣をつけさせて欲しい。
男	50代	幸区	・ 道徳教育をもっと充実させ、ボランティアなども取り入れたらどうか。
男	30代	川崎区	・ 現実的で物分りの良いプランは存在しないのでは。学級数・学校数の減少は否定できない。
女	30代	麻生区	・ 個性をのばす⇒グループではなく一人でクラスの前で発表したり、日記ではなく創造力を使って物語を書いたりなど。運動会でもチームではなく個人競技や個人賞を設けては。
女	30代	高津区	・ 現在、学校の授業で意欲的に発言する生徒で、学校の学習内容だけで勉強している生徒が何人いるか調査してみたらよい。
女	40代	多摩区	・ 英語（会話）の授業を取り入れて欲しい。早期実現をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・ 施策は頼もしい。次回は、施策例をより具体的に提示、実施校の公開は常に発信して欲しい。
			・ 「生きる力」の一環として、愛護センターに収容された犬達の見学をさせて欲しい。「命」とは何か感じられると思う。
女	40代	多摩区	・ 総合学習の英会話の授業内容に疑問を感じる。英会話のみで英語のスペル等を教えているわけではないので、中学になってから苦労している。これなら中学からやるのと変わらないので、そのために国語や算数の時間をつぶすことに疑問を感じる。

女	30代	高津区	40人学級で教室内が窮屈。先生も一人ひとり把握できているのか疑問。30人学級にして欲しい。
記載なし	30代	幸区	- 公立小学校の現状は「だらしのない子ども」を作る場所。40人学級で家庭のしつけもできていない子ども達にあわせて教育されるので、何のために学校にやっているのかわからない。 - 勉強は塾に頼るしかない。 - 一体何年後に成立するのか。何度もこういう話を聞いた。ゆとりのおかげで悪くなるばかりなのでいい加減にして欲しい。
記載なし			- 現在のように教員が社会経験のない状態では、「生きる力」をつけるのは無理。社会経験豊富な人材の登用を期待する。 - 学力向上を真剣に検討するなら教科専任制をとるべき。
男	40代	川崎区	運動会で、児童が少ないのに無理やり4チーム作ったり、お弁当の時間を家族ではなく子ども達だけで取らせたりすることに疑問を感じる。親と子を引き離すことで、自己中心的な子どもが増えてきたのではないか。
男	20代	宮前区	落ちこぼれを作らないよう、基礎重視の教育・優劣をつけることを極力抑える体育というような「ぬるま湯」の中で「たくましい力」をつけることができるのか疑問。自己尊重を目指す幼い時だからこそ、自分の力を試す場が教育の場に必要である。
男	40代	中原区	- こども会議を教育・指導の場とのみ捉えている人が多い。子どもと同じ高さ・視点で子ども達の意見表明の場として認識する必要がある。 「学校の常識」が「世間の非常識」ということがあり、子どもの基本的人権が守られていない。
女	40代	宮前区	- 平日5～6時間と疲れて帰宅。友達と遊ぶゆとりも時間もない。 - 共働き家庭の子は土日はサークルやスポーツに入っているが、土日を家族で過ごす子と、サークルに入っている子などがバランスをとってうまくやっているか不安。
女	30代	幸区	個人面談で、「他の子は何もしなくてもこれくらいできる。家でみてあげて」といわれた。出来る子だけを見て出来ない子は切り捨てるところが学校か。
女	50代	麻生区	- 映画を学校の行事として公民館で見て、その時の感動を今でも覚えている。今は、そのような生き方に影響を与える機会があまりない。 - 映画だけでなく、話題の人・尊敬できる人（スポーツ選手や俳優など）の体験談等を聞けると良いと思う。
男	30代	宮前区	- 目標達成度を客観的に測ることができるような指標を作り、数値でチェック。制度導入後も定期的に数値をチェックし、改善できるように見直しを行う。 - 教える側を中心にした制度を学ぶ側を中心にしたものに改める。学習内容を個人が選べるようにする。小学校から単位制にする。 - 幼保一体化のみでなく、教育と福祉を一体化し、市民の生活の質を高めるような組織に改める。 - 子育てアドバイザーが子育て中の人・全ての家庭に定期的に訪問、相談や話相手になる。
女	40代	宮前区	- 親が進んで「子ども会」や「親子主催イベント」に出ない限り、学校・習い事のための生活になっており、人間としての成熟をできるような場がないのが残念。 - 自分達だけの狭い世界から、広い視野を持って周りを見られるような教育を推進して欲しい。（総合学習で地域の問題点をどのように解決するか考えさせ、実行させるといような授業をやっている学校をテレビで見た。）
記載なし	30代	麻生区	- 英語は、小学生からの取組が必要。少しでも早く取り入れて欲しい。 - 終戦記念日でもテレビでは日常の番組が流れ、戦争・平和についての知識を得ることが出来ない。今イラクで起きていることなども積極的に子どもたちに教えて欲しい。
女	30代	宮前区	- 小学校で行うコンピュータ指導は、必要なものか？高校・大学からでも遅くないような気がする。犯罪の低年齢化にもつながっているのでは？ - 放課後、もっと子ども達がのびのびと体を動かして遊べる公園などの環境整備を真剣に考えて欲しい。
女	30代	幸区	少人数指導、ティームティーチングは是非推進して欲しい。1学級40人は多すぎ。
女	40代	麻生区	行事の為に1週間練習に明け暮れたり、部活中心だったりして、学業の定着ができない。結局塾に行かせることになる。
女	30代	多摩区	1クラスあたり、40人は多い。学区の見直しや、35人越えたら一クラス増やすなど対応をして欲しい。

女	30代	高津区	・ 少人数学級を進めて欲しい。40人では多すぎ。 ・ 子どもと先生の個別面談を導入し、クラスや個人の問題など親や友達に言えない悩みなどが打ち明けられるような信頼関係を築いて欲しい。 ・ 研修なども力を入れ、適性のない教師は徹底した処分などを考えて欲しい。
女	30代	中原区	・ 30人に満たないというので無理矢理40人のクラスに押し込まれた。30人学級とは、「最大30人」ではなくて30人を切らない40人学級なのか？それなら20人学級にして欲しい。 ・ 私立校との格差が縮まるような授業内容を望む。今のゆとり教育は、子ども達の芽もつぶしてしまうような内容ではないか。
女	30代	幸区	・ 一クラスの人数を減らし、さらに学力別にしないと差がありすぎる。
女	40代	多摩区	・ 高機能自閉症などでも、中学では学習面で健常児と同じ試験を受け、評価を出される点が困る。努力点での評価を出し、本人に将来も学ぶという意欲を出せるようにして欲しい。
女	40代	川崎区	・ 英語の授業の取組が遅れている。 ・ 宿題が出ないで困っている。 ・ 授業時間が少ない。 ・ レベルが低すぎる。 ・ 10年計画ではなく改善して欲しい。勉強する子は自分で、という考えはやめるべき。
女	40代	宮前区	・ 30人以下の少人数学級の実施、または2人担任制の導入を早急に実施して欲しい。スクールカウンセラーの導入をして欲しい。
女	30代	宮前区	・ もっと他人の気持ちを理解できるように道德の時間を増やして欲しい。勉強ができて頭の良い子どもが必ずしも良い大人になるとは限らない。 ・ 体育の時間も増やして欲しい。公園などが危険で（変質者などで）気軽に外で遊べないので運動不足。
女	40代	宮前区	・ 普通学級に通っている軽度発達障害（高機能自閉症）の子どもを含め、特別支援教育に対する先生方の認識が高まっているかが疑問。障害は「わがまま」ではないことを分かって欲しい。 ・ 軽度発達障害児を受け入れる障害児学級の増設、教師の増員、養護学校への受入体制を整えて欲しい。
女	40代	高津区	・ 障害児学級について触れられていない。 ・ 何も障害の勉強をしていない教師が障害児担任になったり、理解が無い。もっと障害児について勉強して欲しい。
記載なし	30代	宮前区	・ 学校と親、教師と親との意思疎通のなさ、協調関係の無さを感じる。学校は先生と子どもたちの密室のように感じられる。 ・ 授業のお手伝いや、親達による家庭科や社会科などの生きた学習（仕事の話や出産の話など）の時間を設ける等。風通しのよい教室であって欲しい。
女	30代	幸区	・ 「特別支援教育」は素晴らしいが、実現には人が必要。十分人が配置できるよう、財政的バックアップをして欲しい。 ・ つくって終わりにならないプランをつくって欲しい。
女	40代	多摩区	・ 絶対評価になって、入試時の内申点のことが心配。市や学校ごとにばらつきがある。（川崎は横浜の平均内申点より低いということは、川崎の教育が劣っているということになるのではないか。）
女	30代	宮前区	・ 軽度の障害児を普通級に受け入れてくれるのは良いが、介助員もつけてもらえず、上級になっても保護者の付き添いを要求されるなど、無理がある。 ・ 障害児級も、8人に1人の教員配置では少なすぎる。2人に1人の教員でも手一杯。 ・ 療育センターも、他市に比べ指導力・やる気の無さが顕著。プロ意識が感じられない。
記載なし			・ いずれ特殊学級が廃止されるとのこと。障害を持つ子ども達もきちんとした指導を受けられるようにして欲しい。現状のままでは無理。
女	30代	麻生区	・ 30人学級の実施をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・ 「いのちの大切さ」を教えるという主旨で各教室で動物（ハムスター）を飼うことがあったが、教師の知識不足でしっかり世話ができず、死なせてしまう件が何件もあった。ちゃんと世話ができて死なせてしまうくらいなら何もしない方が良いと思う。
女	30代	中原区	・ ADHDという障害を持つ子がいる。何も支援してもらえず、この先どうやって育てていけば良いかわからず困っている。
女	30代	中原区	・ ADHDという障害を持つ子がいる。川崎には普通級と障害児級しかなく、大変困る。

女	40代	宮前区	・ 絶対評価体制が、あまりに大人を評価するような減点制で、マイナスになってもレボートや別の行動によりプラスされるチャンスがあることが教育ではないか。「ゆとり」や「個性」が思春期の成長の特質を加味して適切な評価体制となるよう期待。
記載なし	40代	宮前区	・ 致命傷になりかねないひどい暴力をふるう子がいるが、学校側は全く対応してくれない。外部からの安全だけでなく内部の安全をもっと真剣に考えてほしい。
男	40代	川崎区	・ 過度のジェンダーフリーは問題。運動会など、身体能力的な男女差は考慮して欲しい。
女	40代	宮前区	・ いじめ・暴力問題に、学校としての取組が必要では。
	70代	幸区	・ 暴力等の問題を抱える生徒への対策を講じて欲しい。
女	30代	宮前区	・ 子ども⇒子どもへの過度の暴力に関する対策をもっと真剣講じて欲しい。
女	40代	宮前区	・ 火気で脅したり、万引きを強要したり、気に入らない子を殴り続けたりする子が居る。暴力を振るう子どもの処置をしてほしい。
女	30代	宮前区	・ ハンディキャップのある子をもっと大切にした福祉教育がベースになるようなプランにして欲しい。
女	40代	記載なし	・ 専門家の配置など、特別支援教育を充実させて欲しい。
	記載なし		・ 競争でない運動・スポーツに重点を置いて欲しい。
女	40代	多摩区	・ 運動会でかけっこをなくさないでほしい。
女	30代	宮前区	・ プールがない学校があることに驚き。もう少し体育やプール指導に、力を入れてはどうか。

2 「個性が輝く学校」をつくる

性別	年代	お住まい	要望
女	30代	幸区	・ PTA のあり方をもっと開かれた形で話し合えるようにして欲しい。現状は管理の強化・権威的で「重点施策」とは正反対。 ・ 役員の教育理論は、理想プランに近いが、実際の行いは正反対で矛盾しており、子ども達に悪影響。
女	30代	幸区	・ もっと音楽に力を入れて欲しい。クラブ活動など。音楽発表会も年1回行って欲しい。
記載なし	40代	麻生区	・ 住宅が増え、生徒の収容力が遅れている。生徒の人数と教師の数に余裕が必要だと思う。「個性が輝く学校」等掲げても、先生に余裕がなければ意味がないのでは。
男	40代	麻生区	・ 学校評価制度、特色ある学校づくりは、差別を助長するものとして反対。
女	30代	多摩区	・ 学区外の学校も選択して入学できると良い。子どもにあう家庭の教育方針に合う学校を選びたい。
女	30代	多摩区	・ 現実には、どの小学校にも個性が感じられない。川崎市だけでなく神奈川県の実現にも問題があるのでは。
	記載なし		・ 少人数指導は、一学級20人以下にして欲しい。 ・ 学力向上プログラムの内容を学校ごとに明記し、保護者が学校を選べるようにして欲しい。
男	40代	幸区	・ 「開かれた学校」になっていない最大要因は「説明責任」がなされていないこと。学校からの情報にまとまりがないほか、地域との連携や総合的な学習の時間についても説明不足。 ・ 学校評議員制度の遅れが目立つ。

3 「教職員の力」をのばす

性別	年代	お住まい	要望
	記載なし		・ 事務職員を活用して欲しい。
記載なし	40代	高津区	・ 教師の人材育成は必要だが、研修日程を再考して欲しい。(研修のため教師不在で授業を自習にする等は避けて欲しい。)
女	40代	川崎区	・ 定期的に子どもによるアンケートを実施し、教育現場・教師の見直しを図って欲しい。
女	40代	高津区	・ 教師によって実力の差がありすぎるのは問題。教師育成に力を入れて欲しい。
女	40代	中原区	・ 先生と親の個人面談のように、生徒と先生の個人面談を設けるなどして、一人ひとりの子どものことを分かって欲しい。
男	50代	麻生区	・ 教科指導の力をつけて欲しい。 ・ 教師の通知表を作り、保護者・生徒による評価を実施。それに伴って教師への指導を行う。

			・ 教師として不適切な態度をとった場合、処罰を設けるなどが必要では。
女	40代	宮前区	・ 校長・教頭の質の向上が必須。生徒を評価するように、校長・教頭への評価体制をつくるべき。
記載なし	30代	麻生区	・ 校長の登用・採用評価方法を検討して欲しい。民間から広く採用するなど。
女	40代	高津区	・ 名前で呼ぶ、さん付けをする等の教師の教育を徹底して欲しい。
記載なし		宮前区	・ 管理的でない柔軟な思考力を持つ教師を育てるような研修の実施。
女	30代	多摩区	・ 障害児学級の重度・軽度による差を考えて欲しい。質の向上が必要。 ・ 専門の介助員か、ボランティアによる介助が毎日必要。 ・ 障害児担任以外の教師・校長による継続的な質のチェックが必要。 ・ 普通学級での、福祉学習の内容を検討・充実させ、理解を深めて欲しい。
女	40代	宮前区	・ 障害児学級の先生を増やして欲しい。 ・ 普通学級から異動してくる先生の事前研修を徹底して行って欲しい。
	記載なし		・ 美術・家庭科の専門科目の先生に来て欲しい。
女	40代	高津区	・ 絶対評価を的確につけられる先生が少ない。内申のつけ方も疑問が多い。
女	30代	幸区	・ いじめをしている子の親に話がいけないので親は何も知らず、悪化する。適切な連絡処置を取れる先生を。
女	40代	川崎区	・ 枠からはみ出した子を問題児扱いするのでなく、個性として理解してほしい。 ・ 絶対評価は、基準がわかりにくいという公正な評価をできる教師がいないので、反対。
女	40代	高津区	・ ベテランの先生が新人研修にあたって担任を持たず、新人の先生がいきなり担任を持つのはおかしい。
女	40代	中原区	・ 夏休みのプール開放は7月中しかないのに、先生が立ち会いに来ない。夏休み中先生は何をしているのか。 ・ 視野を広くするために先生方の社会経験の必要性を感じる。
男	50代	麻生区	・ 絶対評価を公正につけられる先生がほとんどいない。自分の部活に入っている生徒をひいきしたり、自分の答えられない質問をした生徒にひどい点をつけるなど。 ・ 教え方の酷い先生や、暴力を振るう先生を保護者側が指摘しても、学校側は聞いてくれない。
	記載なし		・ 部活の顧問があまりにも酷い
男	50代	幸区	・ 「先生」の呼称を実務経験2年、教員試験（2回目）合格後与える制度と取り入れるなど。それまでは「助手」、「補助員」、「先生補佐」等と呼び、その間は副担任までとするなど。先生と呼べる質の人がいない。先生の資質の向上を真剣に考えて欲しい。
	記載なし		・ 授業参観で、多感な年齢の子どもに接する態度とは思えない先生を見た。学校側も先生の資質を把握して対処して欲しい。
	記載なし		・ 指導力不足や体罰・不祥事はモラルの欠如。教育関連の研修だけでなく社会常識的なマナーの研修を徹底しなくてはいけないと思う。 ・ 給与、昇進等と連動させた人事評価システムを構築し、また評価する管理職の質の向上を図らなくてはいけない。
女	30代	川崎区	・ 教職員の教育が必要。先生側は道德観念の大切さを口では説くものの、口だけのような気がする。
	記載なし		・ 数年後とは遅すぎる。今すぐの改善を求める。 ・ 教員採用試験を厳しくして欲しい。地域によって進路に格差ができてるのは酷い。学校は実態を把握すべき。
女	30代	麻生区	・ 新卒の先生には、5年以上実務経験のある教師を補助につける等の指示を各校に出して欲しい。
女	30代	麻生区	・ プランはすごいが先生のレベルが低い。先生を選ぶ教育委員会にも問題があるのでは。 ・ ゆとり教育のわりには子どものことを分かっていないし、ゆとりではなくただ必要なことを省いているだけ。やる気のない先生は辞めるべき。
	記載なし		・ 生徒のゆとりより先生のゆとりがない。 ・ 「教職員の力」を伸ばすために多くの研修や研究授業をするより、子どもたちとのゆとりある時間を持つことが必要では。
女	記載なし	高津区	・ 先生と呼ばれ続けて常識はずれになっている人がある。定期的に研修で民間企業などで働くなどしたらどうか。 ・ 評判が悪ければ、先生に適しているのか時々テストするなどして欲しい。

記載なし			- 一般企業で言えば教師＝営業・子ども＝お客様であるのにも関わらず、子ども・保護者の意見・評価が全く反映されていない。 - 教師間だけでない評価方法を導入すべき。 - 教員不適格者が改善のみられないまま1年毎に学校を変わるような人事制度は廃止すべき。
女	30代	宮前区	「新人研修」を受けるような新人の先生が担任を持ってよいのだろうか。学校を卒業したての社会人としても未熟な方に子どもを預けることに抵抗を感じる。新人研修の中に一般企業などに属し「世間」を知っていただくようなカリキュラムを設けて欲しい。
男	40代	麻生区	研修といって教師達をしめつけることは、生き生きした教室づくりに逆行しており、反対。研修はあくまで自主的であるべき。
記載なし	40代	中原区	教職員を多様化させては。外国人・在日・障害者など、非常勤で良いから違う境遇の人達が働くと、先生達も違いを認め合う意味を理解できるのではないかな。
記載なし	30代	麻生区	- やる気のある先生が集まらないと評判の学校。行事も少ないのに指導意欲が無いのが感じられる。(学校は掃き溜めとまで言われている)。 - 教師の質が悪すぎる。
女	40代	中原区	以前のミニマムスタンダードよりは良くなってきたが、とにかく一般の人より人間性の劣る人を先生とは呼べない。
女	40代	幸区	先生としてというより人間として疑問の先生がいる。挨拶も返さず、早口ですぐに怒る等々。プリント等もスタンプを押すだけで指導や励ましのコメントひとつない。子どもに対してもひいきが激しい。こんな教師を置いている学校に疑問を感じる。
女	30代	高津区	- 毎年のように問題を起こす先生が数名出ている。そのような先生に税金から給料が払われている。税金の無駄遣いはやめて欲しい。 - 障害児学級の子をつねる・たたく・言葉の暴力などで子どもを脅したり、産休で2年以上学校に出てこなかったりするのに疑問。
女	30代	宮前区	「塾に行っている子が多いので、学校は息抜き場でありたい」と言った教師が居る。担任によって偏りもあり、宿題の出し方について学校全体で統一できないものか。新任の先生の研修も、毎週平日にすることに疑問。
女	30代	麻生区	- 子どもを好き嫌いで差別する教職員が多すぎる。いじめまではいかないがあらさすぎる。 - 職員の適性検査などで問題があったような人が担任を持つことに疑問。
女	30代	宮前区	新任の先生のクラスでは、物が紛失したり、トイレに捨てられたり、子ども達が暴言を吐いたりする事が多い。経験不足でクラスを持つことに疑問。もっと経験をつんでから担任になってくれないと不安。
女	30代	宮前区	先生によって資質に差がありすぎる。「家庭側からの教職員評価のしくみ」を作って欲しい。
女	40代	多摩区	公立小の音楽の先生になるには、どのような資格が必要で、どのように能力チェックをされているのか疑問。明らかに間違えた譜読みやピアノに、子どもが頼りなさを感じている。
女	40代	麻生区	学校現場・教育者の質が低い。問題が起きたときに、対処せず放置したりするのは疑問を感じる。
記載なし			- 教職員は税金で養われていることを自覚してもらいたい。 - 少なくとも親に対する説明責任と意見交換を行う責任を果たして欲しい。 - 何故親が越境させてまで隣の学校に通わせようとするか、考えて欲しい。
女	40代	中原区	- 宿題を出さず「家で見てあげてください」と、子どもの基礎学力をつけることを教師から丸投げされている。 - 川崎市内の先生達は手を抜いていると感じている親は多い。
女	30代	麻生区	- 何故この人が教師をやっているのかと思う先生が多い。子どもの名前を覚え、罰を与えて言うことをきかせようとする、ヒステリックに怒る、等々。 - 署名活動が起こるほどの評判の悪い先生は、やめさせることがあっても良いのでは。公務員の待遇は良すぎる。
女	40代	麻生区	教師の質の低さ、授業・テストのいい加減さ、いじめなど諸問題に対しての逃げる態度等。子どもの成長の芽を摘んでいる。
女	40代	宮前区	総合教育センターで教員の児童心理の研修をし、経験をつんで欲しい。現場で問題が起きてから先生が動揺し、精神的に参っているのを見ると、子どものフォローに不安を感じる。

記載なし	40代	幸区	・ サラリーマン教師や事なかれ教師が高い評価を受けるようなシステムはやめて欲しい。事務処理が評価されるのではなく子どもに心から接してくれる熱い先生が評価されるようになって欲しい。
女	40代	川崎区	・ 教職員の質の低さが酷い。ひとりで間食をしたり、居眠り、暴力等。学校側に苦言を言っても全く対処してくれない。 ・ 1年ごとに、父母に担任の評価やアンケートをさせて欲しい。
女	30代	多摩区	・ 教職員以前に、校長・教頭に問題があると思う。教育委員会は、毎月各学校を抜き打ちで視察してはどうか。机上のプランでは何も出来ないのでは。
女	40代	川崎区	・ 学習速度が遅く、内容も低レベル。もっと厳しくできるように先生の立場を作ってほしい。
女	30代	麻生区	・ 中学で進路指導をしてくれず、「塾で決めて」と言われた。塾は高いし皆が行けるわけではない。学習内容・先生のレベルを上げてほしい。
記載なし			・ 現在のように教員が社会経験のない状態では、「生きる力」をつけるのは無理。社会経験豊富な人材の登用を期待する。 ・ 学力向上を真剣に検討するなら教科専任制をとるべき。
記載なし			・ 現状の人材では学校ごとの創意工夫など無理。校長が定年間で保守的なことが多いので改善が期待できない。 ・ アメリカのように校長職（管理職）専門の人材を育て改革できる体制を取って欲しい。同時に学校選択制を導入して欲しい。
女	40代	多摩区	・ 教師の不祥事・事件に対する発生後の初期のクレームの対応・処理が悪すぎる。早い段階で事件経過報告と担当教師の処遇等に対処すれば、大きな問題にならないこともある。アンケートよりも、過去の事件・事故の反省をすべきでは。
記載なし			・ 全ての施策に共通して「子どもに関わる大人の数と質の向上」、「現場の職員の意識向上を第一に」を検討して欲しい。

4 「地域に開かれた学校施設」にする

性別	年代	お住まい	要望
女	30代	宮前区	・ PCなどを用いた情報化教育以前に、情報処理能力として読書力向上のためのプログラムを設けて欲しい。それに伴い、地域の図書室設置や、小学校の図書室の活用を考えて欲しい。
女	30代	麻生区	・ わくわくプラザでなく校庭開放を。
女	30代	宮前区	・ 学校を緑化し、気持ちが和める場所にして欲しい。
女	30代	麻生区	・ 夏は部屋が暑い。空調等工夫できないか。
記載なし			・ ITなど情報システムの活用が遅れているのではないかな。学校・保護者・教師の情報交換などシステムを作ればよいと思う。
女	30代	宮前区	・ 地区の人口により40人クラスの学校や30人弱のクラスの学校があり、偏りがある。学区の変更や越境など自由に選択ができれば良いのではないかな。
男	40代	宮前区	・ 学校側との情報交換の機会があまりにも少ない。土日・祝祭日・早朝・深夜に時間を共有できるのでは。学・民ディスカッションできる機会を是非設けて欲しい。 ・ 平日の通常時間だけで問題を解決しようとするのはお互いに甘すぎる。
女	30代	多摩区	・ 授業に支障を来すほどの暑さを解決し、過ごしやすい環境を作って欲しい。昔よりも夏の暑さが酷いので必要。
記載なし	30代	中原区	・ 室温の高さに気分が悪くなった。授業に集中できないばかりでなく、熱中症も心配。対応をお願いしたい。
記載なし			・ 「各教室へのエアコン設置」希望。
女	40代	中原区	・ 教室が暑すぎて体調を崩す子どももいる。クーラーが無理なら夏休みを2週間増やしてその分冬と春を減らす等、してはどうか。
女	40代	高津区	・ 教室が暑すぎて体調を崩す子どももいる。扇風機でもいいから対処して欲しい。
女	30代	麻生区	・ 1学年1クラスの小規模校では、クラス替えもなく6年間一緒に過ごすのは、親子ともに息が詰まる。クラスでもめ事を起こすと逃げ場なくなるので、本音で言い合えない。子どもがかわいそう。
女	40代	麻生区	・ マンション建設に伴い児童数が急激に増加、図書室・多目的室等がつぶされ普通学級に。少人数学級などできない状態。反面、児童数の減少地域もある。現状を是正して欲しい。

			「かわさき教育プラン中間報告」だが具体的な数値目標などが何もないのでイメージがわからない。具体性を。
女	30代	宮前区	小学校のトイレの悪臭をなくして欲しい。教育のあり方を考える前に子ども達の問題を考えて欲しい。人権侵害だ。
女	40代	川崎区	トイレが汚く、「汚いからイヤ」と入らず、我慢して帰ってくる。トイレ等改装の予定はないのか。
記載なし			子ども達が快適に学べる環境を作って欲しい。夏は40度近くなる教室で水筒持参禁止、金属の食器での食事など、疑問に感じる。その一方で先生が休み時間や清掃中に不在で、職員室で涼んでいるのはおかしい。

5 「市民の学び」を支援する

性別	年代	お住まい	要望
女	40代	宮前区	子育ては子どもだけでなく親へのサポートが必要。子育て支援の施設に対する援助や場所の提供をお願いしたい。
女	50代	幸区	地域・学校での教育とは、子どもに対するものではなく、地域でサポートすることで子どもに愛情を向けられるように、親を育てることが本質ではないだろうか。
記載なし	40代	高津区	市民ミュージアムが赤字とのこと。市内に点在した狭くて使いづらい図書館をまとめ、ミュージアムの建物を使って中央図書館にできないだろうか。
女	30代	宮前区	川崎市立図書館の貸し出し延期を、電話でも可能にして欲しい。
記載なし			- 学びたいことはお金がかかる。もっと安く、あるいはボランティアで教えてくれる団体があると良い。 - 多くの人々とふれあひながら学べる場所があると良い。
記載なし	30代	麻生区	夏休みの過ごし方で、映画も劇もお金がかかる。現状では図書館へ本をかりに行くのが一番気軽。川崎市として、美術館やホールで絵を見たり、工作をしたり、歌や遊びをするようなイベントがあったら良い。

6 「市民の力」を活かす

性別	年代	お住まい	要望
女	30代	宮前区	- 教師以外に、地域の一般の方（商店・企業）が参加した授業が行えると良い。 - 地域（川崎市）の歴史を勉強させたい。 - ボランティア・環境問題の活動が欲しい。
女	40代	高津区	中学の部活動に地域の人材を活用できないか。
記載なし			- 有害図書を置いているコンビニや書店が目にあふるので、地域全体で子どもたちの教育を考えるような環境を作るべき。 - わくわくプラザは女子向け。男子も遊べる企画を行って欲しい。
男	30代	川崎区	地元産業・企業などとの連携がなぜ必要かなどの説明が不十分。
女	20代	中原区	ボランティアだけでなく、仕事をする（働く）ことの大切さを知る機会を設け、市内の企業・大学等と連携して産業都市を伝承していただきたい。
女	30代	宮前区	働くことの重要性を実体験させてほしい。アルバイトでお金を稼ぐのではなく、中高の授業の一環として地域の企業で働いてレポート提出をさせる等。
記載なし			わくわくプラザの事業でさえ、校長によっては放課後の学校施設利用をイヤがっていると聞く。学校を私物化する校長がいる限り、市民の力を期待する方針は成り立たない。施策例にある団体にはわくわくプラザも入れて欲しい。
男	40代	麻生区	一見、個に対応した・住民のニーズに応えたスタイルを見かけ上とっている（このアンケートのように）が、その実国家主義的・全体主義的な志向を強く感じる。学校行事での日の丸・君が代強制などに疑問。
記載なし	30代	麻生区	PTAのパトロールや防犯カメラの設置も大切だが、元警察官の方や警備会社OBの方などシルバー人材を活かして周囲をパトロールしてもらえると良い。
女	20代	宮前区	地域に住む外国人の方（親子）と触れあえる場所を作るなど「面白そう、参加したい」と思える環境を作れば、自然に英語を学び、人間関係を学べるのでは。

その他

性別	年代	住まい	要望
男	40代	多摩区	・ もっと具体的なビジョンが必要
男	30代	川崎区	・ もっと具体的な目標が必要。
記載なし			・ 高等学校における特別支援教育に関する記載がない。どのようにするのか明記して欲しい。
記載なし			・ 内向的で閉鎖的なプランのように思える。作成者は学校関係者や学識経験者ばかりでなく、企業経営者や人材担当者、文化・スポーツ等多方面のスペシャリストなどで構成すればいいのではないかな。
女	30代	宮前区	・ 横浜市にあるような、子どもが友達と遊べる公園や広場を整えて欲しい。
女	40代	宮前区	・ 給食制度を続けて欲しい。
男	50代	幸区	・ 親の無関心を無くすため、学年初に説明会を開く。子どもに関して不安を感じたら担任への相談やカウンセリングを受けられる時間や場所を作って関心が持てるようにするなど。
記載なし			・ 学校でアレルギー性鼻炎だとプールに入らせてもらえない。内科で聞いたところ問題ないとの事。学校だけが入れないことに疑問を感じる。どういう基準なのか分からない。
記載なし			・ スポーツセンターで、使用時間の不都合が生じている。小学生の学校からの帰りが遅くなり、合気道など教室との時間が合わないため、午後の部と夜の部の間に夕方の部を新設するなどの対策をお願いしたい。
女	40代	宮前区	・ 特別級に入らないで普通級に入っている子どもの態度があまりにも酷く、まわりの生徒に多大な迷惑をかけている。一人のために残りの40人弱が我慢をするというのはおかしい。本人と家族に何もできない教育委員会にも疑問。
女	30代	高津区	・ 津田山駅前に「夢パーク」という遊び場が出来たが、平日学校に行っているはずの時間帯に小中学生が遊んでいる。環境的によくないのでは。
記載なし			・ 「川崎らしさ」として大枠提示で、現場に任せてきていた状況などを変えて欲しい。 ・ 検討項目ごとに意見聴取会を開いても良いのでは。 ・ 市民に殆ど知られていない教育目標、各校目標、職員評価制度をデータ提示していかなくては、よくわからないまま目標で終わってしまうのでは。
女	30代	多摩区	・ 二学期制にあたり、夏休みを削るなら暑い後半にすべき。体育祭も9月上旬にするなど疑問。子どもの体調をもっと考えて欲しい。
記載なし	30代	川崎区	・ 「教育プラン」あまり意味を感じない。実行できるのだろうか。 ・ 「教育者の指導」は誰がするのか？「体罰の根絶」とあるがそんなに悪いことか？ ・ 「新しい時代の教育」は「古い時代の教育」に戻る方が良いのではないかな。 ・ 出来ないことをやっても無駄。子どもの前に親の教育が必要では。
女	40代	麻生区	・ 市内の公園の管理の悪さに驚いている。公園の数も少ない。子ども達が遊べるような広場が必要ではないかな。
女	40代	高津区	・ 身近な自然たっぷりの空き地を解放して欲しい。10数年も立ち入り禁止のままになっているのはもったいない。
記載なし	30代	中原区	・ 上丸子小学校の新幹線側の道路の環境を良くして欲しい。ゴミの散乱・車の不法投棄・駐車車両での昼寝や生活者など、子どもをひとりで歩かせるのに不安要素が多すぎる。
女	40代	多摩区	・ 公園でのボール遊び、キックボード、自転車等が禁止され、自由にあそぶ場所がなくなってしまった。遊具等要らないので、自由にボールや自転車ができる広場が欲しい。
男	70代以上	高津区	・ いじめ、不登校、学級崩壊などに、生産現場で用いるQC手法を使って、対策立案⇒実行⇒検証⇒再対策、と結果の出るまで続けることを行っているかどうか。
記載なし			・ 外国籍の子どもに対する配慮が足りない。具体的な項目を作り、支援して欲しい。 ・ 日本人同士でもいじめが多い。教師（特に担任）が状況把握をし、素早く対処して欲しい。
女	40代	麻生区	・ 給食の費用は安くなったが、ご飯（お米）の回数の少なさにびっくり。ご飯の方が腹持ちがよく、おかずのバリエーションも豊富なので、増やして欲しい。 ・ 小学校のプールを夏休みに開放して欲しい。希望者への水泳教室なども。
男女	40代 50代 70代	多摩区	・ 「秋休み」には絶対反対。意義が感じられない。 ・ 日の丸掲揚問題、男性教員のふしだらな行為、熱意の欠如等で、全体的に教育のレベルが下がっているのでは。

女	30代	中原区	- 学校の全ての門に鍵をかけてもらいたい。 - クラスに暴れる子が居るが障害児かどうかの診断を、親が興味が無い場合学校でできるようにして欲しい。
記載なし			- 新川崎駅の下の空き地なども公園ができそう。 - 野球場でも、多摩川の東京側の方が整備されている。
女	30代	幸区	川崎の子どもが、川崎市民だから楽しく遊べる施設が欲しい。立川昭和記念公園や、青山の子どもの城のようなもの。
女	20代	麻生区	危険な道路・場所が多く子どもが歩くことに不安を感じる。学校で集団下校させたり、「みどりのおばさん」のような人をつけたりして欲しいが、学校側は聞いてくれない。防犯ブザーを持たせたら「ブザーで遊ばれては困る」と言われ、今の時代の状況を理解していないのではと、不安。
女	40代	多摩区	- 中間報告の内容は抽象的でよくわからない。 - 具体的に、実際どのような活動を誰が誰に対して何処で行い、どのような効果を期待しているかを示して欲しい。
女	30代	麻生区	川崎市教育委員会後援のサッカー協会に登録のサッカークラブで、高学年につれ試合へのエントリー数が減る。コーチが、勝つことだけを考えて指導するのではなく、試合に出られる子を増やすとか、子どもたち全体を伸ばすような在り方を検討して欲しい。
女	30代	麻生区	重点施策は観念的で曖昧な施策。具体的な数値や目標達成時期が欠落している。
女	30代	幸区	- 何故一時保育をしている保育所が無いのか。もっと幼児教育の場が必要なのでは。 - 保育所の一時保育も、一時保育児と通常保育児を分けて保育するのはおかしいのでは。
女	30代	中原区	食べ物アレルギーを持つ子ども達が増加しているので、支援体制を整えて欲しい。給食の表示だけではあまりにも不十分。
女	30代	川崎区	- 夏休みのプール開放で、子ども会にまかせて監視が保護者では非常に危険で、指導もなく水遊びでは学校のプールとして疑問。 - 夏休み40日間のうち、プールが1週間では少ない。監視くらいプロにお願いして欲しい。
女	30代	宮前区	- 少子化対策として、保育所充実や育児休暇延長ばかりが目につくが、実は子どもが小学生になってからの方が親の負担が多いということが見過ごされている。学校行事（PTA含）は平日昼間で、放課後安心して子どもを預ける場所が皆無。（わくわくプラザは学校との連携がなく、働く親にとって18時までというのは難しい） - 教育プランの充実はもちろんだが、全国に先駆け少子化対策に取り組んだ学校の在り方を提示して欲しい。
女	40代	高津区	1年はプールが6日のみしかない。 - わくわくプラザとの連携に納得いかないことが多い。サポーターさん達がプロではないが、言動に疑問が多い。誰の、何のための施設なのか考えて欲しい。
女	30代	麻生区	わくわくプラザのおやつシステムがおかしく、申し込みの有無でおやつをもらえる子ともらえない子がいる。そのために行きたくないという子もいるため、システムを変えてほしい。
記載なし			- わくわくプラザの役割が何か。「見守る」というより「監視」という気がする。「先生一緒に遊ぼう」と誘われても遊べない状況。 - スタッフの質を高め、スタッフの人数を増やすことが必要。 - スタッフの勤務条件についても、週18時間と制約があるため、資質のある人も給料のために他に流れてしまう。また、3年間というのも、入学から卒業までを見守れない期間で、疑問を感じる。

（２）中間報告市民説明会での主なご意見

■プラン全体について

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	本プランは、いきいき懇談会の改訂版と理解しているが、「いきいきとした川崎の教育をめざして」と本プランはどのような関係か。 いきいき懇談会の提言以降の20年の取組について、どう総括・検証を行ったのか。	●本プランは、いきいき懇談会の提言の改訂版ではない。提言の理念は引継ぎながら、その後の時代や社会の変化に応じて、具体的な施策を再検討するものという位置付けである。 ●提言の総括は、中間報告の「現況・課題」の部分で行ったと考えている。
2	市行政改革プランとの関わりについて説明してほしい。	●市の機関である教育委員会として、行政改革プランを踏まえて、教育プランを策定する。
3	策定委員会や部会では、憲法、教育基本法を遵守する方向で議論しているのか。	●川崎市の教育プランを策定する策定委員会や部会の議論の対象ではないと考える。
4	中間報告は、方向性は見えているが、具体的な進め方が見えない。 中間報告の内容は総花的過ぎるので、プランの中での優先度、手法、手順を明記すべき。喫緊の課題が山積しているの、それへの対応を最優先すべき。	●具体的な進め方、優先順位、手法などについては今後、検討を進め、最終案には盛り込む予定である。
5	プランの目標管理、年度ごとの結果の市民への公表を行ってほしい。 プラン実現のための実施・評価・改善策が具体的に示されていないがどう考えているのか？	●プラン策定後の評価、見直しの手順などについては、今後、検討を進め、最終案には盛り込む予定である。
6	地域の実態の特色を制約要因として考えるのではなく、プラスで考えてもらいたい。 地域との連携はという視点は、川崎の教育を考える上で、大変、重要なものだと考える。 「川崎らしさ」をどのように捉えているのか？	●既に、行政区単位での施策推進や拡大教育委員会など、川崎らしさ、地域の実態、地域との連携を盛り込んでいるが、今後、さらに検討を進める。
7	地域の実態・ニーズに応じた教育とはどのようなものか？	●これまでの画一的な教育ではなく、地域の特徴の違いを踏まえた、きめ細やかな教育をイメージしている。
8	プラン策定後、これまでの教育と、具体的に何が変わってくるのか。	●学校教育に対して、住民（子どもや保護者を含む）のニーズや力を反映できるような仕組み（行政区単位の施策推進体制、学校の裁量権拡大など）ができる。 ●社会教育においては、市民自身の自発的な取組を行政がサポートする形に移行する。

■幼児教育・学校教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	学校の現場とプランの内容が乖離していると感じる。	●策定委員会や専門部会には、学校の現場のメンバーが含まれており、そうした方々からの意見も踏まえて、プランを作成していく。
2	地域に根ざした教育とは具体的にはどのようなものか？実現されるためにはどうしたらよいか。	●学校の裁量権拡大、行政区単位での施策推進体制整備などを進め、地域の特性を活かしながら、学校と地域が密接に連携した教育を想定している。具体的には、今後さらに検討していく。 ●子どもだけでなく、大人も学校に集って、活動できるようにしていきたい。
3	開かれた学校づくりは80年代の学校教育力の低下に端を発し、地域の教育力がなくなったことから発展してきている。このことを十分理解してプランづくりを進めてほしい。	●指摘の経緯・背景を十分に踏まえて、教育プランを策定する。
4	学校を地域に開くことと、防犯対策との兼ね合いをどう考えるか？	●トレードオフの関係になる面もあるため、非常に難しい問題であるが、全国的な動向も踏まえて、検討していく。 ●例えば、地域住民が学校で防犯の役割を担う

		ような形も想定される。
5	特色ある学校とはどういう学校を考えているのか。 個性輝く学校づくりは、学校ごとに独自性を出すのか、 数校を集めてその中で役割分担するのか。	●予算・人事等について、学校にある程度の権限を委譲した上で、各学校が自らの意思で教育内容等を決定することを想定している。 ●他の学校との差別化を目指すのではなく、各学校において、地域特性などを活かしながら、子どもたちの教育にとって何が重要かという観点から検討を進めた結果、各学校の特色が出ればよい。
6	二学期制の導入の是非についてどう考えるか。 二学期制について、導入ありきで議論しているのではないか。	●二学期制については、現在一部の学校で試行されており、地域の特性や試行の結果を考慮して、子どもにとっての最適制度を検討していく予定である。
7	大規模校・小規模校はそれぞれ良さがあるので、学校再編、適正規模については慎重に検討してほしい。	●適正規模については、川崎市としての基準を別途策定しているので、その基準に従って対応していく。
8	国際化に伴い、英語教育だけでなく、多様な国、言語、文化を想定した多文化共生教育を望む。	●その方向で検討を行う。
9	子どもの権利条例についての記載が概要版には記載がないが、検討はしているのか。条例がもっと地域市民に浸透していくよう、学校からの発信を充実して、条例が具体化された実践を行ってほしい。 子どもの権利条例が制定されても、学校現場が変わっていない。授業がわからない高校2年生が半数以上いるし、不登校も増加傾向である。不登校は教職員や学校の問題である。地域住民の人権意識も低い。	●中間報告には既に記載されており、最終報告においても、指摘の点を踏まえて、検討する。
10	川崎版権利ノートの作成を望む。	●プランの検討とは別に、市長部局と連携して検討していく。
11	文部科学省の「心のノート」について議論はなされたのか。	●「心のノート」についての個別の議論はしていない。自信と誇りを持ち、ともに支えあって生きる、心の教育については議論をした。具体的な施策は今後検討する。
12	いじめ、体罰、セクハラ等の不祥事の根絶に向け、力をあわせて取り組んでほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
13	心の教育を「強くたくましい人間をつくる」ということだと考えるが、強くたくましい子でない子を切り捨てるような教育であってはならない。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
14	最近の子どもは、大人を批判する力だけが突出して身に付いている。大人を尊敬したり、友人を尊重する気持ちがなくなっている。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
15	子どもの声が反映される学校づくりが期待される。主役は子ども。子どもの置かれた環境は多様であるため、それぞれのニーズを掘り起こしてほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
16	ぜひ教育プランを実現させて、子どもが安心して、学校に行くのが楽しみになるようにしてほしい。	●貴重なご意見としてプラン検討・実施の際の参考にする。
17	多忙化の進む教職員の指導力向上のため、研修以外にも支援策が必要ではないか。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
18	教師同士も高め合うことが必要である。	●貴重なご意見としてプラン検討の際の参考にする。
19	学校管理職の登用の問題も検討してほしい。	●貴重なご意見としてプラン検討・実施の際の参考にする。
20	教育現場へ学生ボランティアを参加させてほしい。	●ボランティアや保護者等との連携を視野に入れ、教育プランを策定する予定である。

■家庭・地域における教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	家庭の教育は地域によって差があるが、どのように展開していくのか。	●家庭教育そのものに社会教育が入り込むことは公教育の視点からは無理であるが、地域の協働の子育てという観点から、親自身が喜びを持って子育てができる環境の整備や、相談機能の充実など、地域の教育力として家庭教育を支援していく方向で検討を進める。
2	子どもと社会をつなぐシステムづくりをしてほしい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
3	子どもの教育を学校だけが責任を負うのではなく、教職員、保護者も含めた、地域社会全体として、川崎の教育の責任を担っていくことが望まれる。そのためには、地域の学校、市民の学校として、学校が評価されることは、必要不可欠だと思われる。開かれた学校を進めることによって、市民が学校教育に参画することは望ましい。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
4	学校教育と社会との連携という視点及び環境教育、地域愛護教育の観点から、学校教育と博物館がより提携していくことによって、次世代を担う子どもたちが博物館に親しみをもち、足を運ぶようなことが望まれる。	●指摘の点を踏まえた施策を検討する。
5	わくわくプラザは、多様なトラブルが発生しているため、時間をかけて解決する必要がある。	●プランの検討とは別に、現状を把握して、問題解決に向けて努力していく。

■社会教育分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	生涯学習体系をどのように捉えているのか。社会教育は、学校教育・教育行政と一体として施策されるべき。	●生涯学習体系の定義は明確にされていないが、学校教育と社会教育をあわせた乳幼児から高齢者までの生涯を通じた学習活動全体を想定している。 ●専門部会としては、学校教育・社会教育・教育行政の3つに分かれているが、相互の整合性や連携を踏まえながら検討し、一つのプランにまとめていく。
2	地域の教育力の向上に向けて、学習の場の保障をしてもらいたい。	●市民の自発的な取組を支援するという観点から、地域における学習の場を充実させる施策を検討する。
3	学習者と教育資源を橋渡しするコーディネーターを制度化してほしい。社会全体が教育資源として活用できるようにしてほしい。	●具体的にどのようなシステムにしていくかは今後の課題となるが、指摘の点を踏まえた施策を検討する。
4	高齢化に対応した施策があまり見えない。	●川崎市の場合、地域により高齢化の状況が異なるが、指摘の点を踏まえた施策を検討する。
5	「読書のまち・川崎」「音楽のまち・川崎」事業と教育プランの関連性が見えない。	●市民の社会教育や文化・スポーツ活動が、まちづくりにつながるような視点での施策を検討する。

■教育行政分野

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	地域教育会議の見直しが必要ではないか。行政区地域教育会議を教育委員会の諮問機関として位置付けてはどうか。中学校区地域教育会議と学校教育推進会議を統合してはどうか。地域教育会議を拡大教育委員会にすべきである。中間報告のいろんな箇所に、地域教育会議が登場しているが、	●それぞれ設立された経緯・背景が異なるため、様々な要因を整理して、検討していく。 ●地域教育会議は、地域住民の自主的な活動として、すでに多様な取組をしている現状を踏まえ、地域教育会議の機能や責任、教育行政における位置付けについて検討していく。

	同会議は、地域や子どもの意見を集約して行政に働きかける役割に絞るべきである。	
2	学校教育推進会議に公募の市民を入れてはどうか。	●学校教育推進会議の趣旨・目的を整理し、委員の公募制が馴染むかどうか検討する。
3	拡大教育委員会は市に一つか、行政区に一つか、中学校区に一つか。	●現段階ではそこまで具体的なことは決定していない。今後の検討課題である。
4	市全体と行政区の教育についての役割の見直しについて説明してほしい。	●一つの教育行政部局では、多様化する130万の市民の教育ニーズに対応しきれないため、行政区単位で対応できるよう役割を見直し、よりきめ細やかなサービスが供給できるよう検討していく。
5	教育制度自体が市民のニーズに基づき、柔軟に変化・改善される仕組みを作してほしい。 既成のシステム見直しの際には、現場での実態と理念のすり合わせを十分にしてほしい。市民活動の現場の声を聞かないで改革が進められているような印象がある。	●行政区単位や学校単位で、市民や地域のニーズに応じた施策が柔軟に展開できる体制を検討している。
6	学校選択制と地域教育力には矛盾がある。地域の子も同士が遊ぶ環境が大切なので、学校選択制には反対である。	●もはや地理的地域＝学区という一元的な捉え方では、多様化する子どもや保護者のニーズに十分対応できない。川崎らしい学校選択のあり方の検討を進める。
7	全国的に学校統廃合の動きがあるが、定時制を希望する生徒が増加しているため、定時制を残してほしい。定時制高校の問題を総合的に教育問題として検討すべきではないか？ 市立高校再編についてどう考えているか？	●平成15年度に「川崎市立高等学校教育振興計画」が策定されており、計画に沿った各種委員会で検討も進んでいるので、検討結果を踏まえて盛り込んでいく。
8	校長の権限強化が、教職員への管理強化にならないか。 校長のリーダーシップは、教職員の専門性や協調性の向上に対して行われるべきである。	●決して校長と教職員の対立関係を想定しているのではなく、校長を中心とした、学校の自主的な判断に基づく取組を促進することをイメージしている。
9	教職員の人事評価の具体的な方向性はどのようなものか。	●平成18年度の公務員制度改革に合わせて、公平・公正な評価システムを構築していく。まだ試行の段階であり、適宜見直していく。
10	教員にゆとりが必要である。少人数学級を全市レベルで導入してほしい。	●学校における教育業務の現状を分析し、教員が業務に集中できる体制づくりを推進していく。 ●学級の適正規模については、まだ何人学級が適正であるかの検証はされていないが、子どもにとってより良い学習環境という観点から、検討を進める。
11	学校施設の再整備の見通しについて教えてほしい。	●厳しい財政状況を考慮し、優先度の高い順から計画的に整備していく。
12	中学校に調理施設を整備する考えはないか。	●現在のところ、中学校に調理施設を整備する考えはない。
13	民間活力の導入とは具体的にどういうことか。	●民間企業も含まれるが、中心としては、住民やNPO団体などの力やノウハウを積極的に活かしていくことを想定している。
14	教育予算の減額についてどう考えているか？	●本市の財政状況が厳しい中、教育予算についても例外にはなり得ないとする。 ●但し、外部監査でも指摘されたように、より効率的な教育行政の推進によって、減額された予算でも、必要な水準のサービスを提供していけるよう考える。
15	教育的な支援が必要とされる児童生徒に対して、具体的	●少子高齢化の問題と絡めて、他の行政部局

	な施策はあるのか。 子どもの多い家庭への教育費の支援をお願いしたい。	と連携を図りながら検討していく。
--	---------------------------------------	------------------

■プランの策定方法等について

番号	市民からの主な質問・意見・要望	回答、または、今後の対応の考え方
1	いきいき懇談会のときには、非常に多くの市民が参加して作成した。「市民の力」を活かすのであれば、もっと市民の意見を聞くべきだが、なぜ行わないのか。 いまや、教育は大きな社会問題のひとつである。100校以上の学校関係者や市民が何度も膝を付き合わせて議論した結果、形としてできあがった「いきいきとした川崎の教育をめざして」（1986年）の策定経緯を考えれば、今回の中間報告の市民説明会が3回というのは少なすぎる。中間報告書後に期待している。決まる前に現場に押し付けるのは問題ではないか？	●今回も、チラシ、市政だより、教育だよりかわさき、市のホームページ、報道機関への情報提供など、周知については出来る限り行っている。その上で、郵送、FAXに加え、前回のときにはなかった電子メールでも意見を受付けている。 ●自主的に学校やPTA、地域教育会議等で議論していただいて、行政に提案してほしい。そのための投げ掛けをしていきたい。
2	市民説明会で出された意見への対応の考え方を示して、公開してほしい。	●その方向で検討する。
3	専門部会において、傍聴者の発言も認めてほしい。	●傍聴者からの直接の発言は、会議の趣旨からして認められないが、ご意見はいつでも承るので、会議開催前に事務局まで、ペーパーで提出していただきたい。
4	社会教育委員と教育プラン策定委員の意見交換ができる機会をもってほしい。	●プランの策定委員には、社会教育委員も含まれている。 ●ご意見やご提案があれば、是非、社会教育委員で、議論し、取りまとめていただいて、策定委員会に対して意見をいただきたい。
5	外国人への広報（情報提供）には、ルビをふるよう徹底してもらいたい。	●その方向で検討する。

（３）子どもたちからの主な意見

●アンケート対象

◎協力していただいた学校

小学校・東桜小、小倉小、中原小、子母口小、鷺沼小、下布田小、南百合丘小、（各区1校）

中学校・川中島中、塚越中、有馬中、生田中（川崎区、幸・中原区、高津・宮前区、多摩・麻生区から各1校）

校種	小学校	中学校	合計
校数	7校	4校	11校
人数	391	371	762

◎実施方法

各協力校のスケジュール等にあわせて、授業や帰りの時間、放課後を利用して実施してもらいました。

まず、担任の先生などがアンケートの趣旨を児童生徒に説明した後、「私はこんな学校にしたい」「私はこんな勉強をしたい」「私はこんな街に住みたい」と題されたプリント3枚を配布し、「～がある学校」「こんな先生と勉強したい」「まちでこんな大人の人たちとすごせたらいいな」などの設問に対して、指導者（担任の先生など）の支援を受けながら、児童生徒に自由に意見を記入してもらいました。

■学校に関する意見

意見の分野	意見の内容	小学校	中学校	合計
1 校則等について	登下校時間・自転車通学・服装・持物（かばん・水筒・筆記具）・アルバイト	13	82	95
2 施設設備等について	冷暖房（圧倒的にクーラー）・プール・体育館・	282	383	665

	購買・食堂・トイレ・エレベータ・きれいな校舎・エスカレータ・広い校庭・広い教室			
3 授業・学習・部活・行事等について	授業時間・休み時間・宿題・部活動の種類時間・体験的行事・遠足・修学旅行・総合学習・集会・読書・学校に宿泊・海外旅行・選択授業	118	131	249
4 対人関係（先生/友人）について	児童生徒への先生の接し方・希望する先生（若い先生）・いじめ・差別・仲間はずれ・仲良く・元気・やさしさ・協力・思いやり・やさしさ	405	223	628
5 給食について	デザート・分量・温度・おいしい給食・バイキング方式・弁当持参・学校内での調理	15	3	18
6 その他	通学時間・楽しい学校・学校選択・動物飼育・スクールバス運行・週休2日・少人数学級・ゆとり・自然・夢・学習環境・自由・安全・明るい・生徒の意見を取り入れる・伝統	172	105	277
延べ回答数		1,005	927	1,932

■勉強に関する意見

●こんなことを勉強してみたい

	小学校	中学校	合計
自然環境に関すること	82	9	91
語学（英語やその他外国語）に関すること	46	20	66
スポーツに関すること	27	27	54
各教科の学習に関すること	39	7	46
コンピュータなどに関すること	23	7	30
日本・外国の歴史・文化に関すること	21	4	25
地域社会に関すること	9	10	19
職業・仕事・ものづくりに関すること	23	13	36
遊びや趣味に関すること	19	0	19
専門的な学問（天文・宇宙・福祉・美術・音楽）に関すること	15	4	19
延べ回答数	304	101	405

●こんなふうに勉強してみたい

	小学校	中学校	合計
みんなで楽しく	49	10	59
校外学習を取り入れた学習	80	23	103
学習環境のよい所での学習	22	14	36
コンピュータを使った学習	40	14	54
少人数での学習	18	6	24
話し合いをしながらの学習	16	4	20
自然環境と結びつけた学習	82	9	91
語学（英語やその他外国語）を取り入れた学習	46	20	66
スポーツ	27	27	54
各教科の学習	126	38	164
延べ回答数	506	165	671

■街に関する意見

●…な街はいやだ

	小学校	中学校	合計
街全体や川、空気などが汚い	84	126	210
ごみが多い	97	38	135
犯罪・事故・暴力が多い	59	52	111
自然が少ない	36	15	51
騒音が多い	0	10	10
マンションが多い	2	5	7
遊ぶ場所・広場がない	0	6	6

工場が多い	5	0	5
車が多い	4	0	4
その他	4	17	21
延べ回答数	291	269	560

●こんな街だといいな、こんな場所があったらいい等	小学校	中学校	合計
広場・公園・遊び場があること	75	80	155
自然があること	80	38	118
プールがあること	16	8	24
きれいな場所	6	15	21
遊園地がある	8	13	21
図書館がある	3	11	14
デパート・ショッピングモールがあること	0	10	10
ふれあいの場があること	8	0	8
静かな場所	0	8	8
その他	7	10	17
延べ回答数	203	193	396

●こんな大人の人たちとすごせたらいいな	小学校	中学校	合計
やさしい人	173	140	313
面白い人	12	16	28
マナーがある人	1	17	18
子どものことを考えてくれる人	0	17	17
有名人	14	0	14
環境に気を使う人	13	0	13
明るい人	9	1	10
挨拶してくれる人	0	8	8
知識が豊富な人	7	0	7
遊んでくれる人	5	1	6
タバコをすわない人	5	0	5
お年寄り	3	0	3
その他	0	6	6
延べ回答数	242	206	448

●川崎市子ども会議での討議

日 時：平成 16 年 8 月 22 日（日）

場 所：川崎市子ども夢パーク

参加者：18 名

第 1 部で 3 班に分かれて、3 つのテーマについて意見を出し合った後に、第 2 部で出た意見に対して全員で討議をしました。

■全体討議での主な意見

「①こんなこと勉強したいな。こんなふうに勉強したいな。」について ・「安全に授業を受けたい」とはどういうことか ⇒担任に暴力を振るわれたくない。 ・「福祉、地震、原爆の体験談を聞いてみたい」とあるが、原爆については話したくない人がいるので難しいのではないかな。 ⇒確かに心の傷になっている人もいるだろうが、話したい人もいるだろうからそういう人から聞けばいい。

この意見を言ったのは、体験談を聞くことで、自分の学びを深めたいと思ったからだ。

- ・「職場体験学習をやってみたい」とあるがどういうことをしたいのか。
⇒自分でアポをとって職場体験をしたが、もっとやってみると世界が広がると思う。小学校からも地域の人と同じ仕事をしてみたほうがいいと思う。

「②こんな街がいいな。こんな施設がほしいな」について

- ・「政治の看板が必要」とはどういうことか。
⇒今の川崎がどうなっているのかを知るために駅前などに掲示板を立ててほしい。子どもは市政だよりを見ない。
- ・「交差点ごとに警備員が必要」とは、警察のことか、それとも市がやるものか。
⇒自分の近所で実際に行なわれていて、それがよい取組だと思ったから報告した。
- ・「車より自転車を使う」とはどういうことか。
⇒環境面での話だ。
- ・「シンボルとなる建物が欲しい」とあるがどこにつくるのか。
⇒場所はどこでもいい。川崎に1つあればと思った。

「③大人たちにはこうしてほしいな。こんな大人になりたいな」について

- ・「道端で説教しない人」とはどういうことか。
⇒実体験としてあった。お年寄りと自転車でぶつかったときに説教された。
 - ・最近の大人は知らない子をなかなかしなしてくれないのでいいことではないか。
⇒時間がないときにはされたくない。
 - ・そもそも説教されるようなことをしなければいい。
- ・「カッコイイ人になりたい」とはどういうことか
⇒子どもの手本となるような人のこと
- ・「古い知恵を教えてくれる人」とはどういうことか
⇒コマやメンコなどの遊びや、物がなくても生活できること。昔からあることを受け継いでいくということだ。
- ・「たばこを吸わない人」とは、どこでもすわないということか、場所をわきまえてすうということか。
⇒公共の場で吸われると周囲の人の体にも悪い。周りの迷惑を考えて吸ってほしいということだ。
- ・「虐待する元気があるのなら仕事しろ」というのは、元気の問題ではないのではないか。虐待はしたくてするものではないと思うが。
⇒自分の実体験だが、親のストレスで虐待をされた。ストレスは他で発散してほしい。そういう意味で仕事といった。ストレスを子どもにぶつけるのはやめてほしい。
- ・「頼まれもしないのに言うな」とはどういうことをさしているのか。
⇒親などから「お前のために言って言っているんだ」という感じで言われることがある。

7 川崎市の教育の現況と課題

本市の教育における現況と課題について、教育関連各種データや資料を踏まえて、以下のようにとりまとめました。

(1)「幼児・学校教育」の現況と課題

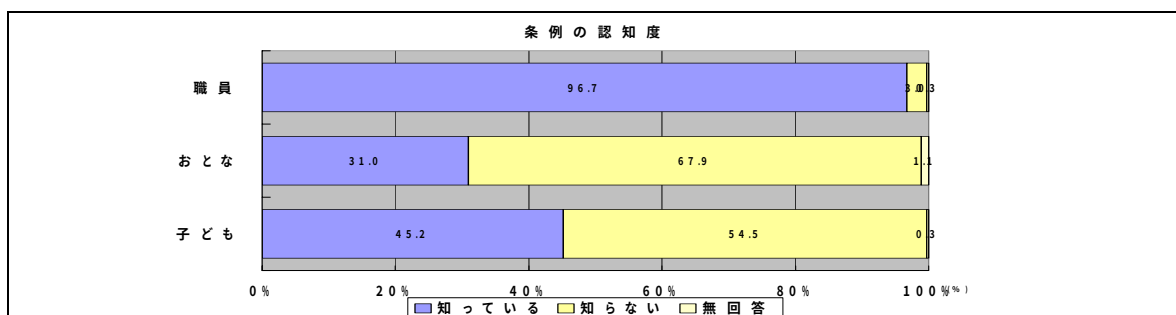
①子どもの権利保障に向けた教育・学習

【現況】

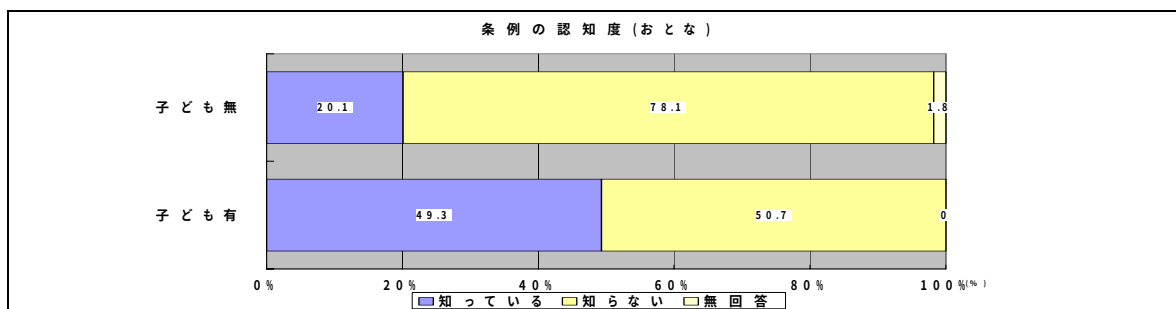
本市では、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」や平成13年4月に総合条例として施行した「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づいた事業により、教職員に対する研修や子どもの権利学習資料の作成、子ども自身が権利を具体的に学ぶ「子どもの権利学習派遣事業」など子どもの権利保障に向けた施策を推進してきています。

「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度は、学校現場において、子どもや、特に職員は高いものの、大人のは約3割となっています。また、子どもを持たない大人の条例に関する認知度は、約2割となっています。

「川崎市子どもの権利に関する実態・実態調査」では、権利侵害と見られる行為が子どもの身近に広がっていることが明らかにされています。親による体罰の経験を持つ子どもは37.6%、「まわりの人から大切にされている」と「思わない」、「あまり思わない」子どもも全体の2割強を占めています。また、このような権利侵害を受けていても、これを権利侵害とは受け止められないでがまんしてしまう子どもが目立つことも危惧されます。親の体罰についても「しかたがない」として肯定する子どもは43.9%、「つらくてどうしようもない」経験をもつ子どものうち、「やめてもらおうとした」子どもは21.5%に過ぎず、「がまんした」子どもは34.9%、「つらいままだった」子どもは21.0%、合計55.9%と、半分を超える子どもは権利侵害に甘んじてしまっている、ということが調査結果から見えてきます。



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」



(出展) 平成15年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」

【課題】

大人の条例に関する認知度の低さを踏まえ、学校現場だけでなく、幅広い市民に向けた条例の認知度向上への取組が、大きな課題のひとつとしてあげられます。また、昨今の人権侵害の深刻な問題に対応するためにも、これまでの人権尊重教育を検証し、多様で、しかも具体的な課題解決に即した人権学習手法の開発や実際の人権侵害に対応するための行政・学校・地域のネットワークづくりが求められています。

また、今後、社会や時代の変化により顕在化する様々な人権問題にも対応した教育施策の構築など、あらゆ

る差別・偏見の払拭に向けた取組が求められています。

②児童生徒指導

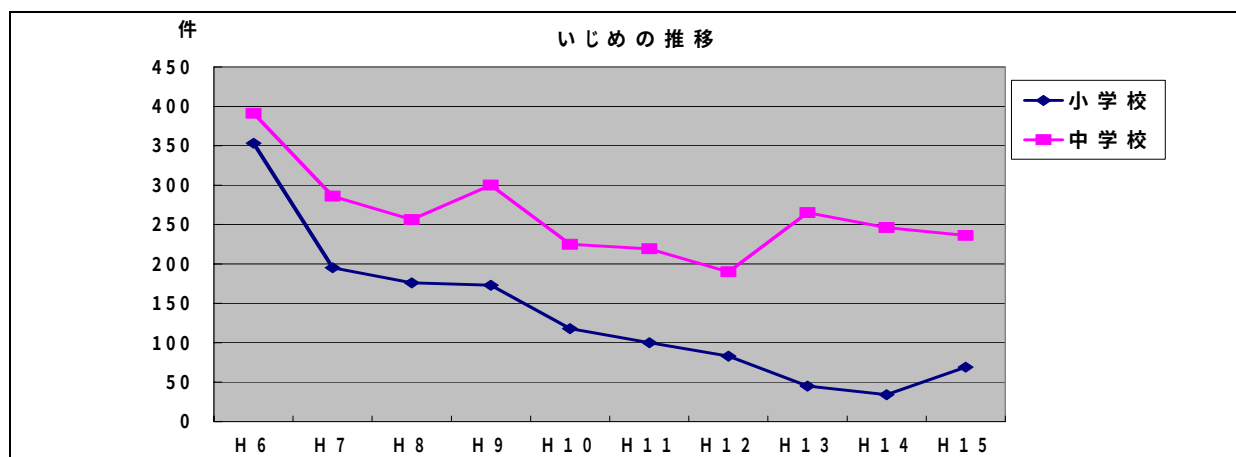
●いじめ

【現況】

いじめの背景としては、家庭や地域社会など子どもを取り巻く環境の急激な変化等による対人関係のあり方の未熟さ、規範意識・モラルの低下、ストレスの増大などが指摘されています。

本市の公立学校におけるいじめ（「自分より弱者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。」と定義して調査）の発生件数は、平成 15 年度は、小学校 69 件、中学校 236 件となっています。この内、発生のピークは中学 1 年です。

発生件数の推移は、中学校ではほぼ横ばいで、小学校では減少傾向にありましたが、平成 15 年度には前年度より増加に転じています。被害者が転校を余儀なくされるなど深刻なケースも依然として見受けられます。また、いじめは潜在化することがあるので、調査上の数値よりもさらに多く発生していることが推測されます。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

学校教育においては、社会性の育成を図ること、学校生活に対する不安や悩みの解消を図ること、希望や目標を持った生活を営めるようにすること等に努めることが重要であると考えられます。そのための学校づくり、教育相談体制の充実、日常の教科・道徳・特別活動等における指導の充実を一層図ることが求められています。

●不登校

【現況】

不登校の要因としては、家庭や地域社会などにおける人間関係の希薄化に伴う対人関係のあり方の未熟さや不安や緊張の傾向の高まり、養育放棄等家庭の養育上の問題、学校における学業の不振、教職員の不適切な指導等があげられます。

本市の公立学校における不登校の人数（学校基本調査における「理由別長期欠席児童生徒数」の内、「不登校」を理由として年間 30 日以上欠席した児童生徒数）は増加傾向にありましたが、平成 15 年度は小学校 221 人（74 人減）、中学校 1,076 人（91 人減）と減少しました。傾向としては学年進行に伴って増加し、特に小学 6 年から中学 1 年へは急激な増加が見られます。

不登校のきっかけとしては、本人に関わる問題、家庭生活に起因する問題、学校生活に起因する問題など様々な認められ、継続理由としては、「不安など情緒混乱」「無気力」などの割合が比較的多くなっています。

不登校の継続理由（平成 15 年度）

不登校の継続理由	小学校	中学校
学校生活上の影響	14 人	89 人
遊び・非行	1 人	149 人
無気力	40 人	235 人
不安など情緒的混乱	74 人	242 人
意図的な拒否	5 人	42 人
複合	66 人	269 人
その他	21 人	50 人

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

いじめと同様、不登校の防止に対しては、子どもたちが楽しく安心して生活できる学校づくりに努めること、小中学校間の連携を強化し、児童生徒間や教職員間の交流などを一層推進するなどして、小学生が安心して進学できる環境を整えるなどの学校生活の円滑な接続を図ることが大切であると考えられます。また、不登校状態にある子どもたちに対しても、家庭との連携を図り、相互理解・相互協力のもとで、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導、援助を行うこと等が求められています。

●いわゆる「学級崩壊」

【現況】

いわゆる「学級崩壊」については、「正常な学習活動ができない状況になった学級」として調査を実施したところ、平成 15 年度、市立小学校 114 校（5 月 1 日現在の学級数は 1,969 学級）において、14 学級がこれに該当すると報告されています。具体的な状況としては、「私語が多い」、「教員の指示が通らない」、「授業中、席を離れたり教室外へ出たりする」、「反抗した態度をとる」などが比較的多く見られるように、教員の指導力不足が原因となっている場合もありますが、一部の個別的な配慮を必要とする児童の行動から端を発し、教員の努力にもかかわらず、状況が改善できないケースも見られます。

【課題】

「児童に対して共感的な理解ができない」、「授業がわからない、楽しくない」、「集団に対する指導など基本的な指導技術が欠けている」などの状況が教員の指導力不足の具体例として見られます。一方、児童の問題としては、「基本的な生活習慣が身に付いていない」、「集団活動と一緒に行えない」など、年齢に応じた社会性が未熟であること等があげられます。

教員の資質や指導力の向上を図るとともに、一人ひとりの子どもの個性に応じた対応を行うことが重要になっています。

③子どもの体力

【現況】

児童生徒の体力・運動能力の全国的な推移を見ると、昭和 60 年を境に低下傾向にあります。本市においても、同様の傾向を示している上、平成 15 年度の新体力テストの調査報告書によると、男女ともにほとんどの項目において、全国平均に比べて多くが劣勢を示しています。

このような体力の低下傾向は、様々な要因が絡み合って生じているものと考えられます。外遊びの減少、スポーツの軽視、生活の利便化による体を動かす機会の減少や、生活の夜型化といった生活習慣の変化など、本来体をよく動かし、よく食べ、よく眠るという当たり前の生活ができなくなっていることも要因だと考えられます。また、運動を日常的に行っている子どもとそうでない子どもの二極化も進んでいます。

児童生徒の体格と体力（平成 15 年度平均値）

			身長(cm)	体重(kg)	握力(kg)	50m 走 (秒)	立ち幅とび (m)	長座体前屈 (cm)
小学校 6 年	男	市	145.90	39.44	19.52	9.12	159.52	34.69
		全国	145.35	38.96	21.15	8.96	166.68	35.09
	女	市	147.69	39.81	18.94	9.35	148.87	39.34
		全国	147.41	39.92	20.04	9.26	154.05	39.03
中学校 3 年	男	市	165.83	55.96	35.62	7.96	205.98	44.20
		全国	165.78	55.10	36.90	7.60	211.55	46.22
	女	市	156.75	50.46	25.17	9.13	162.76	43.23
		全国	156.67	50.13	25.70	8.83	170.00	44.85

(出典)「平成 15 年度児童生徒新体力テスト調査報告書」(川崎市教育委員会)

【課題】

このような低下傾向を打開する方策として、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け、運動プログラムの提示が求められています。また、地域等と連携して放課後等の時間を利用した体を動かす活動の推進など、体を動かすことのできる環境の整備（機会、場所、仲間）も必要です。

④学校体育・運動部活動

【現況】

学校における体育・スポーツ活動は、「生きる力」の基礎となる児童生徒の健康や体力の育成を図るものです。児童生徒が生涯にわたって運動に親しみ、豊かな生活を送ることができるよう、体育の授業や学校体育指導者の指導力の向上、中休みにおける運動や体を使った遊びの励行などによる児童生徒の体力・運動能力の育成に取

り組んでいます。

学校での運動部活動は、学校で計画する教育活動であることから、生徒一人ひとりの希望を活かすことを基本としています。しかし、近年は生徒数の減少や教員の高齢化等により、部員がいなくなったり、十分な指導ができない顧問もみられることから、部が成立せずに廃部や休部になる学校もあります。

このような状況の中で、各学校では、開かれた学校づくりを目指すためにも、部活動に外部指導者を導入するなど地域の教育力を積極的に取り入れています。平成 16 年度は 42 中学校で 88 名の外部指導者の方に指導補助をお願いしています。高等学校においては特別専任コーチとして 2 校、2 名の方をお願いしています。

運動部活動の状況（平成 16 年度）

	延べ数	顧問数	部員数	在籍数	入部率
運動部	527 部	1,002 名	17,229 名	24,488 名	70.4%

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課題】

地域や各種スポーツ団体等と学校との連携促進のもと、学校や地域、各種スポーツ団体等の指導者が一体となって児童生徒の体育・スポーツ活動を充実させていくことが求められています。

また、生徒や指導者の減少による部活動の廃部や休部という課題に対しては、競技団体や総合型地域スポーツクラブ等との連携のもと、部活動における外部指導者の導入を進めるとともに、複数の学校が合同で活動を行うなど、工夫して取り組んでいく必要があります。

⑤給食

【現況】

小学校 114 校、聾学校 1 校、養護学校 2 校では、統一献立、物資の共同購入により、自校の調理施設で調理して、主食、副食、牛乳を提供する「完全給食」を実施しています。平成 16 年度に各区 1 校ずつの計 7 校で、給食調理業務の民間委託をモデル的に実施し、安全衛生面や効率化など様々な検証を行っています。

中学校 51 校では、牛乳を提供する「ミルク給食」を実施するとともに、ランチサービス事業として、調理業者による校外調理方式により、栄養バランスに配慮したお弁当を提供しています（家庭等の弁当との選択制）。高等学校定時制課程 5 校では、業者委託による弁当方式の「完全給食」を実施しています。

【課題】

小学校給食においては、給食調理業務の民間委託の検証結果を踏まえ、平成 17 年度以降の民間委託化をどのように推進していくかが課題となっています。

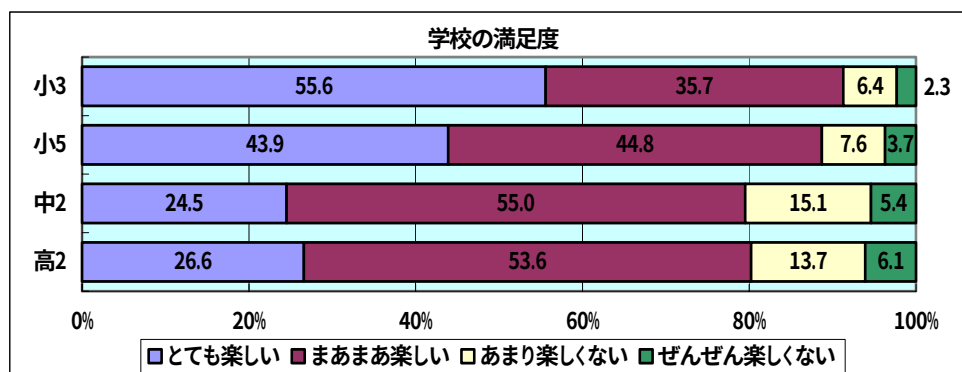
中学校ランチサービス事業では、生徒や保護者にとって、より利用しやすい申し込み方法にどのように改善していくかが課題となっています。

高等学校定時制課程では、受益者負担割合を含めた夜間給食のあり方について、見直しすることが課題となっています。

⑥学校生活・授業

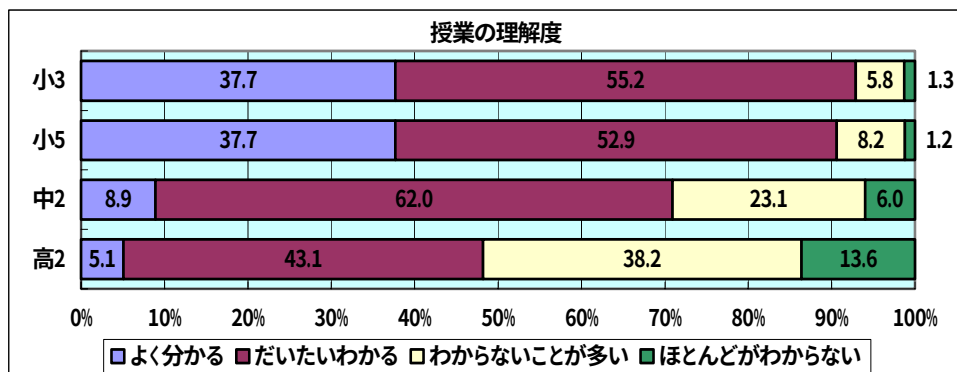
【現況】

川崎市総合教育センターが平成 15 年に実施した生活実態調査によると、学校での生活が「とても楽しい」という回答は、小 3・小 5 ではほぼ 2 人に 1 人となっているのに対して、中 2・高 2 では、ほぼ 4 人に 1 人となっています。さらに、「まあまあ楽しい」を合わせると、小 3・小 5 では、ほぼ 9 割の子どもが学校生活を楽しいと受けとめています。また、中 2・高 2 でも、ほぼ 8 割の子どもが同様に受けとめています。



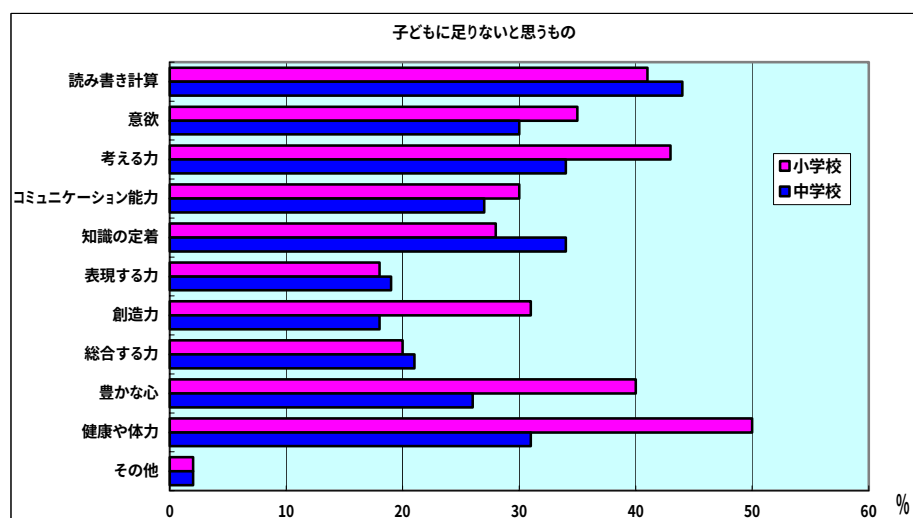
（出典）平成 15 年度「かわさき・子どもの生活実態調査」（川崎市総合教育センター）

また、学校の授業が「よくわかる」という回答は、小3、小5ではどちらも37.7%であり、「だいたいわかる」を合わせると9割を超え、ほとんどの子どもが授業内容を理解できていると思っています。一方、中2、高2では「よくわかる」が急減し、1割にも満たない状況です。また、学校の授業が「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせると、中2で29.1%、高2では51.8%となっています。さらに、高2では、13.6%が授業の内容が「ほとんどわからない」と回答しています。



(出典) 平成15年度「かわさき・子どもの生活実態調査」(川崎市総合教育センター)

平成14年度に、授業を持っている全市立学校の教員各1名と小中学校各4校(全市立学校から抽出)の全教員を対象として調査した結果、「この5～6年間を考えて子どもの学力が低下、又はやや低下した」と回答した教員は、小学校で約5割、中学校で6割以上となっています。また、子どもに不足していると思うものとしては、小学生では、「健康や体力」「考える力」「読み書き計算」「豊かな心」が上位となっており、中学生では、「読み書き計算」「考える力」「知識の定着」「健康や体力」が上位となっています。



(出典) 平成14年度「研究紀要第16号」(川崎市総合教育センター)

【課題】

学校の満足度や授業の理解度においては、満足度・理解度を全体的に上昇させることも課題のひとつですが、小中学校間においてその差が著しいことから、中学校における学習面や生活面での支援を充実させるなど、小学校と中学校との接続が円滑に行えるようにすることも大きな課題としてあげられます。

子どもたちが生活し学ぶ場としての学校では、望ましい集団の中で自己実現が図れるように指導・支援するとともに、子どもたちが学ぶ楽しさや学ぶ価値を実感できる必要があります。そのためには、学校が子どもたちにとって安心して過ごせるように、よりよい人間関係づくりや他者と協力、協調して学習する機会等を意図的に設定しながら、教職員の適切な指導のもと、内発的な学習意欲の向上に向けた取組が課題としてあげられます。

⑦少人数指導・少人数学級

【現況】

少人数での指導にかかわる指導形態はチーム・ティーチング、少人数授業、少人数学級などがあり、いずれの指導形態も本市で実施しています。

平成16年度、少人数指導を取り入れているのは、小学校1969学級中767学級(39.0%)、中学校686学級中471学級(68.7%)です。その中で児童生徒の希望や学年・学習内容・単元に応じて習熟度別学習を取り入れている学校は、小学校66校(57.9%)、中学校20校(39.2%)となっています。

平成16年度、第6次(チーム・ティーチング)及び第7次(少人数授業)教職員定数改善計画で本市に加配されている教員は、小学校で149人、中学校で126人になっています。この内、小学校11校においては、平成16年度から県が定める「研究指定校」となることによって、小学校1年生を対象に少人数学級(編成基準は1学級35人)を実施しています。

【課題】

少人数指導や少人数学級の推進については、今後、本市の置かれた状況や学校事情を踏まえながら、児童生徒に対して、よりきめ細かなわかりやすい指導を行えるようにしていくことが課題となっています。

⑧外国人教育(多文化共生教育)の推進

【現況】

外国人市民は年々増加しており、平成16年度、111カ国から約26,000人が市内に在住しています。また近年では、国際結婚により生まれた子どもや、様々な文化的背景を持つ日本国籍の子どもの増加が見られます。外国人児童生徒をめぐっては、差別や偏見などの問題に加え、学習言語の習得の困難さや母語・母文化の継承の問題、高校進学など新たな問題が投げかけられています。教育委員会では現在、平成10年4月に改定した「川崎市外国人教育基本方針～多文化共生の社会をめざして～」に基づき、「民族文化講師ふれあい事業」や教職員の研修など多文化共生教育の推進を図っています。

【課題】

在日韓国・朝鮮人などオールドカマーや、昭和60年頃から渡日したニューカマーに対する差別や偏見の払拭をはじめ、新たな課題解決に向けた外国人児童生徒の就学支援や外国人教育を推進するための施策が必要とされています。また、すべての児童生徒に対して相互の豊かな人間関係を育むよう努め、違いを認め合い、尊重しあう意識や態度を養うことが求められています。

⑨情報環境・情報教育

【現況】

平成15年度に文部科学省が実施した調査によると、本市の小中学校におけるコンピュータ整備状況や普通教室のLAN整備率は13政令指定都市の中では低い状況にあります。

小学校・中学校におけるコンピュータ整備状況(平成15年度)

	一校の平均台数	政令市順位	1台当たり人数	政令市順位
小学校	24.8台	12位	22.9人	12位
中学校	45.2台	9位	10.6人	10位

(出典) 文部科学省調査

普通教室のLAN整備率(普通教室数に対する割合)(平成15年度)

	普通教室LAN整備率	政令市順位
小学校	6.1%	9位
中学校	1.6%	11位

(出典) 文部科学省調査

また、コンピュータを操作できる・指導できる教員の割合は、IT指導力向上プランによる研修の成果によって、平成11年度の調査(小学校 操作56.8% 政令市中順位8位、指導25.9% 同10位、中学校 操作55.8% 同12位、指導23.7% 同10位)と比べると割合が上昇し、13政令指定都市の中でおおむね平均的な水準となっています。

コンピュータを操作できる、指導できる教員の割合(平成15年度)

	操作できる教員	政令市順位	指導できる教員	政令市順位
小学校	96.7%	6位	82.5%	7位
中学校	97.3%	4位	64.1%	6位

(出典) 文部科学省調査

小学校では「総合的な学習の時間」や各教科の授業において、「触れ、慣れ、親しむ」から「情報活用の実践力」を身につける取組を行っています。中学校では「技術・家庭科」でコンピュータの扱い方や情報モラルについて学習するとともに、「総合的な学習の時間」や各教科の授業において「情報活用能力の育成」に向けコンピュータが活用されています。

【課題】

コンピュータの整備や普通教室の LAN 整備について、今後も国の整備基準などにに基づきながら、順次整備を進めていくとともに、これらのコンピュータや校内 LAN を有効活用するため、実践事例・実践研究の収集・提供等を計画的に進める必要があります。さらには、指導できる教員の割合を 100% に近づけるための教職員研修を充実させることが課題です。

また、導入機器類を常に利用できる環境を整えるために、故障や障害への早急な対応や情報セキュリティへの対応、児童生徒への情報モラル等の指導が必要不可欠になっています。

⑩教育における国際化

●EAF・ALTの派遣

【現況】

国際理解教育の一環として、拠点となる小学校に EAF（英語活動補助員、平成 16 年度 5 名）が配置されています。中学校では、「聞く」「話す」活動を中心に、高等学校では、「聞く」「話す」に加えて「読む」「書く」の活動で生徒の英語運用能力を高めるため ALT（外国語指導助手、平成 16 年度 15 名）の派遣が行われています。

EAF ALTの派遣実施状況（平成 16 年度）		
EAF （英語活動補助員）	5 名	・小学校 32 校に派遣（月 2 回程度）
ALT （外国語指導助手）	15 名	・全中学校 51 校に派遣（週 1 回程度） ・全高等学校 5 校に派遣（週 2.5 回程度）（うち 1 校はボルチモア交換教員） ・小学校 81 校（EAF 派遣校を除く）に派遣（年 1 回）

【課題】

学校側のニーズに応じた配置を図るには、EAF・ALT いずれも、登録人数が不足しています。EAF、ALT の配置だけでは、学校のニーズに応えられない状況にあり、学校間の効率的連携や、語学に堪能なボランティアの活用などが必要とされています。

●外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育

【現況】

市内における帰国児童生徒数は、近年わずかながら減少の傾向にあります。一方、外国人児童生徒は市内全域に広く在籍し、平成 10 年から 15 年までに約 100 人増加しており、年々増えていく状況にあります。また、海外帰国・外国人児童生徒の教育相談実施件数は、平成 10 年度に約 120 件だったものが、平成 15 年度には 160 件を超えています。

海外帰国・外国人児童生徒に対して、区役所等と連携して就学相談を行うとともに、よりよい学習環境を保障するために、日本語指導等協力者を派遣し日本語指導の充実を図っています。さらに、児童生徒の異文化体験を生かした国際理解教育を進めています。

この他に、帰国・外国人児童生徒の特性を生かすための実践研究や外国人児童生徒の日本語指導に関する研究なども進めています。

外国籍児童生徒数・海外帰国児童生徒数（平成 15 年度）

	全児童生徒数	外国籍児童生徒数	海外帰国児童生徒数
小学校	64,761 人	531 人（0.81%）	1,111 人
中学校	24,569 人	226 人（0.92%）	313 人
合計	89,330 人	757 人（0.84%）	1,424 人

（出典）川崎市教育委員会調べ

平成 15 年度日本語指導の実施状況

○ 日本語指導等協力者の派遣状況・・・小学生 112 人・中学生 43 人（計 155 名）
○ 対応した言語・・・10ヶ国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語（タガログ語他）、タイ語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、ロシア語、ベトナム語）

実践研究

- 「ヒューマンネットワークを活用した多文化共生」
平成 16 年度 国際化推進地域指定研究
- 「多文化共生のまち－自他の尊重をはかり、主体的に生きる力の育成を目指す－」
平成 16・17 年度 国際理解教育研究推進校
- 「多文化共生の社会を目指した国際理解教育」
平成 15 年度 総合教育センター国際理解教育研究会議

【課題】

川崎市における帰国・外国人児童生徒の実態等を把握するとともに、児童生徒が経験してきたことや、習得した知識・技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法等を研究し、日本語指導教材・教具等の研究等を進めていく必要があります。また、日本語等指導協力者による初期指導において日常生活に必要な言語を獲得するまでにいたらないケースがあり、指導方法や教材等も含めた取組の充実を図ることが必要とされています。さらに、外国人等生徒の進学、特に高等学校進学に関しての情報提供、進路指導、及び選抜試験等に向けての学習指導などの支援が必要とされています。

⑩幼児教育

【現況】

幼稚園の施設数は市立 2 園、私立 86 園（平成 16 年度）で、幼児教育を担う私立幼稚園の役割が大変大きなものとなっています。一方、保育所が 115 所（平成 16 年度）あり、入園を求める待機児童数は 755 人となっています。

私立幼稚園では、障害児の受け入れや預かり保育等を実施し、本市としても幼稚園協会への補助による支援をしています。市立幼稚園は、研究実践園として平成 15 年度から「川崎市幼稚園教育振興計画」に基づき、幼児教育センターと連携をとりながら 3 年保育で幼児の受け入れを実施しています。

少子化傾向の続く中、幼稚園、保育所のそれぞれの特性を活かしつつ、就学前まで一貫した幼児教育が受けられるよう、幼稚園と保育所とが連携した幼保一元化を求める動きが出てきています。そのため、本市では関係局が参加した川崎市幼保連携検討委員会を設置し、幼稚園及び保育所のあり方や、就学前の幼児にとって何が必要なのか等の課題を、多様な市民のニーズ等も勘案しながら幼保一元化の基本的な考え方を検討しています。

【課題】

新たな総合計画や「川崎市幼稚園教育振興計画」・「川崎市行財政改革プラン」等との整合性を図りながら、幼保連携など総合的子育て支援体制の確立のために、民間活力の導入を視野に入れた具体的な検討をしていくことが求められています。

⑪特別支援教育

【現況】

本市の障害児教育は、障害のある児童生徒一人ひとりの可能性を最大限伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、その障害の状態や発達段階、特性に応じて特別な配慮のもとにきめ細かな指導を行ってきました。

本市では、聾学校 1 校、養護学校 2 校を設置するとともに、障害のある児童生徒が在籍する小中学校にも、障害種別の障害児学級を設置しています。特に、小学校 4 校には、重複障害児学級(本市では「たんぼぼ学級」といい、養護学校小学部を補完し、小学校の障害児学級と同様の職員配置で運営)を設置し、また、言語や情緒に障害のある児童生徒を対象とした通級指導教室（教育活動の一部を教室設置校へ通って指導を受ける）を設置するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育の実現に向けて取り組んでいます。

平成 16 年度には、これまでの障害児教育の実績を踏まえ、特別な教育的ニーズのある子どもたちへの支援も含めた、新たな方向性を示した「川崎市特別支援教育検討委員会のまとめ」が報告されました。

聾・養護学校、障害児学級の児童生徒数の推移

	平成 5 年度	平成 15 年度
小学校障害児学級	517 名	750 名
中学校障害児学級	183 名	249 名
聾・養護学校(小・中学部)	113 名	131 名
通級指導教室	218 名	258 名
合 計 (①)	1,031 名	1,485 名
川崎市立小中学校全児童生徒数 (②)	100,355 名	89,543 名
全児童生徒中における、聾・養護学校等の児童生徒の割合 (%) (①/②)	1.027%	1.658%
全国の児童生徒中における、聾・養護学校等の児童生徒の割合 (%)	0.965%	1.477%

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

これまでの障害の種類や程度に応じ特別の場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育活動を行う「特別支援教育」へ向けた取組が必要とされています。

⑬学校評価制度

【現況】

平成 14 年度から学識経験者、学校関係者等からなる学校評価システム検討会議において本市の学校評価システムの確立に向けて検討を進めてきました。平成 16 年度には、検討会議の見解をもとに学校評価システムの構築に向けて調査研究を進め、その成果を冊子にまとめて各学校に配布しました。

【課題】

調査結果や研究成果をもとに、本市の実情に応じた学校評価システムを構築し、各学校に導入していくことが必要です。各学校が学校評価システムを着実に実施することで、学校教育の取り組みが改善され、より一層自主的、自律的な学校経営や教育活動を展開していくことが求められています。

⑭学校情報の公開

【現況】

現在、学校では市民に必要な情報を積極的に提供していく姿勢が求められており、地域に開かれた学校として様々な情報を公開していく必要があります。これまで「学校だより」などで保護者や地域に教育活動等をお知らせしてきました。最近では、コンピュータ世帯普及率が 71.7%、世帯当たりのインターネットの人口普及率が 54.5%（総務省 通信利用動向調査 平成 14 年 12 月）という状況もあり、学校ホームページ（以下 HP）に関する問い合わせ等も寄せられるようになっていることなどから、HP の開設などインターネットを利用した情報の公開に取り組んでいます。

市立学校のインターネットのホームページ開設状況は、小学校が 114 校中 48 校で 42%、中学校が 51 校中 19 校で 37% となっています。主な、公開情報としては学校紹介、行事予定、学年の紹介、生徒活動、PTA 活動などとなっています。

平成 15 年度学校 HP 開設状況 (校)					
	小学校	中学校	高等学校	聾・養護学校	計
インターネット HP 開設校	48	19	10	1	78
インターネット HP 未開設校	66	32	0	2	100
計	114	51	10	3	178

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

学校評価システムが十分に機能するように、学校は保護者や市民が求めている情報を的確に公開するなどして、説明責任を果たしていくことが必要です。HP については、全ての学校が HP を開設することが求められているとともに、開設後は作成更新等の人的・技術的な問題、著作権や肖像権の問題など、課題も多く残されています。

⑮地域と学校の関係

●地域に根ざした特色ある学校づくり

【現況】

これまでは、全ての学校において同じ教育を保障することを重視する傾向にありましたが、各学校における保護者や地域の方々からの要望、子どもの学習状況や生活状況などが多様化し、これに積極的に応え、よりよい教育活動を展開していくためにも、外部の教育力の導入が不可欠となっています。また、生涯学習や地域の活性化の視点からも、地域の豊かな資源を活用し、地域や家庭、社会教育施設が学校教育に関わっていくことのあり様も問われています。

平成16年度は、各学校の創意工夫ある取り組みに応じて、19校を対象として、1校あたり上限120万円の予算を配当し、専門性の高い人材が特別非常勤講師として、読み聞かせ、英語活動の指導、創作劇の指導などの教育活動を行っています。また、保護者などの教育ボランティアが、学校図書館での本の整理や読み聞かせ、学校行事の支援など、様々な教育場面で活躍しています。

【課題】

一人ひとりの児童生徒へのきめ細やかな対応や豊かな体験活動等が求められる中で、ティーチングアシスタントなども含めた専門の指導力を持った人材の活用とともに、地域人材の活用や教育資源を活かす取組が必要とされています。また、学校側の受け入れ態勢、教員とボランティアとの連携のためのシステムづくりなどが求められています。これからの学校は、「開かれた特色ある学校づくり」に努め、教育の様々な課題を保護者や地域社会とともに共有し、子どもたちの夢を育む教育の実現に向け、鋭意努力していく必要があります。

●学校教育推進会議と子どもの参加

【現況】

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員」の機能と「川崎市子どもの権利に関する条例」の「子どもの参加」の機能の両者を有するものとして、平成14年度から各学校に「学校教育推進会議」が設置されました。現在では、全ての市立学校（幼稚園を含む）で、子どもと大人と一緒に会議を行うなど、保護者、地域の方々とともに、子どもからも学校教育について意見の聴取を行っています。

【課題】

保護者・地域住民、とともに子どもからも意見を聞くことで、子どもの立場からの学校・地域への希望を知ることができるように、地域の方からも子どもたちへ希望を伝えたり話しあったりすることができると思います。今後、子どもと大人と一緒に学校教育推進会議を行うための開催時間の設定、子どもにふさわしい議題、多くの子どもの意見を聞く方法などについて検討が必要です。

⑯学校運営

【現況】

学校には、児童生徒の指導、カリキュラム等の研究、事務・管理、渉外等の様々な業務があり、それぞれの教職員が役割を分担しています。近年では、学校に求められる役割が増加する傾向にあります。また、校務の円滑な執行に資するため、職員会議が置かれていますが、校長はこの職員会議を招集し運営する立場にあります。職員会議では、学校の運営方針、教育活動などに関して、職員相互の意見交換等を行っています。

学校運営にかかわる主な業務一覧

分野	具体的な業務例
指導	「学年・学級経営」「児童生徒会活動等」「清掃・給食等の指導」「学校行事」など
研究	「障害児教育・国際理解教育等の各種教育研究」「国語、数学等教科に関する研究」など
事務・管理	「教育計画等の教務に関すること」「文書・学籍等の庶務に関すること」「備品・消耗品、図書、防災・安全等の管理に関すること」など
財務	「学校運営費」「就学奨励」「学校徴収金」「給食会計」など
渉外	「地域内の学校・警察・地域教育会議等との連絡や、学校施設開放などの地域に関すること」「会計・広報等PTAに関すること」

【課題】

民主的な学校運営を行うとともに、組織の見直しを行い、教職員一人ひとりが組織における自身の立場や役割を理解し、校長・教頭のリーダーシップのもとで役割を果たす関係をつくることで、教職員の指導力の向上や、組織としての機能や力量を高めていくことになり、学校の活性化へとつながります。

特色ある学校づくりや教育活動の活性化を図るためには、校長のリーダーシップのもと、教職員と保護者等が協働して各学校の創意工夫が促進されることを目指すとともに、予算や人事に関して学校の裁量権を拡大し、学校運営における創意工夫が十分に活かせるようにしていく必要があります。

⑰子どもの成長の連続性と校種間の接続

【現況】

中学校への進学にあたって、学習環境の大幅な変化（教科担任制・部活動・教科学習等）による不安、人間関係における悩みなどにより、学校生活へうまく適応できない場合があります。このことと、中学生の不登校者数の増加や授業への理解度の低下との関係が指摘されています。

本市では、同じ地域の小学校と中学校において、小学生による中学校の授業や部活動の体験、互いの行事の交流や教員同士の情報交換等を通じて、小学生が中学校に対する理解を深めるような活動が多く为学校で行われています。また、平成 15 年度から 1 中学校区を小中連携についての研究推進校として、どのような連携が図れるか研究を進めており、さらに、16 年度からは、新たに小学校 6 校、中学校 4 校を研究推進校に指定し、小学校の英語活動及び中学校の英語、9 年間の教育課程等についても研究を進めています。児童生徒が 9 年間の学校生活を楽しく健やかに過ごせるような環境づくりを目指すことをねらいとしています。

小中連携研究推進校

年度	小学校	中学校
平成 15～16	川中島、藤崎	川中島
平成 16～17	宮内、中原、宮前平、生田、南生田、下布田、	宮内、宮前平、南生田、中野島

【課題】

教育課程の効果的な接続や、中学校の教員の専門性を生かした小学校における学習指導、小学校と中学校の教員の交流による児童生徒指導については、研究推進校での研究成果をもとに、今後も検討を続け、その成果を各校に還元していくことが求められます。

⑩高校教育

【現況】

現在、5 校の川崎市立高等学校は、全日制課程と定時制課程を併設しており、全日制課程に 14 学科、定時制課程に 5 学科を設置しています。

平成 16 年 5 月現在、全日制課程で学ぶ生徒の数は 3,885 名、教職員の数は 368 名となっています。また、川崎高等学校の生活科学科、川崎総合科学高等学校の情報工学科・科学科、橘高等学校のスポーツ科は県下において唯一の学科として注目を浴びています。

定時制課程で学ぶ生徒の数は 1,114 名、教職員の数は 134 名となっています。また、橘高等学校では平成 6 年度から「3 年制」を導入し、商業高等学校、高津高等学校においても修業年限を「3 年以上」とするなど卒業するまでの年限を弾力的に扱うことによって、生徒の就学目的にあった学習スタイルの工夫に取り組んでいます。

本市では、平成 15 年 5 月に「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、これからの市立高等学校の充実・発展に向けた基本的な考え方と方向性を提示しました。平成 15 年 9 月に「川崎市立高等学校学区検討委員会」から市立高等学校全日制課程の通学区域（学区）のあり方についての報告を受け、普通科の通学区域については平成 17 年度入学者選抜から市内一学区となりました。また、学校間連携の推進、定時制課程の再編成、人事交流の促進については、平成 15 年 11 月・12 月にそれぞれ検討委員会を設置し、諸課題の解決に向けた具体的取組内容を検討し、平成 16 年度中に「検討のまとめ」の報告を受けることとなっています。

【課題】

高校教育においては、新しい時代に応じた、子どもの夢を育む魅力ある川崎市立高等学校の創造を目指し、学校生活の充実や地域に開かれた学校のあり方、教育条件の整備、定時制教育の一層の充実などの取組を進めていくことが課題となっています。

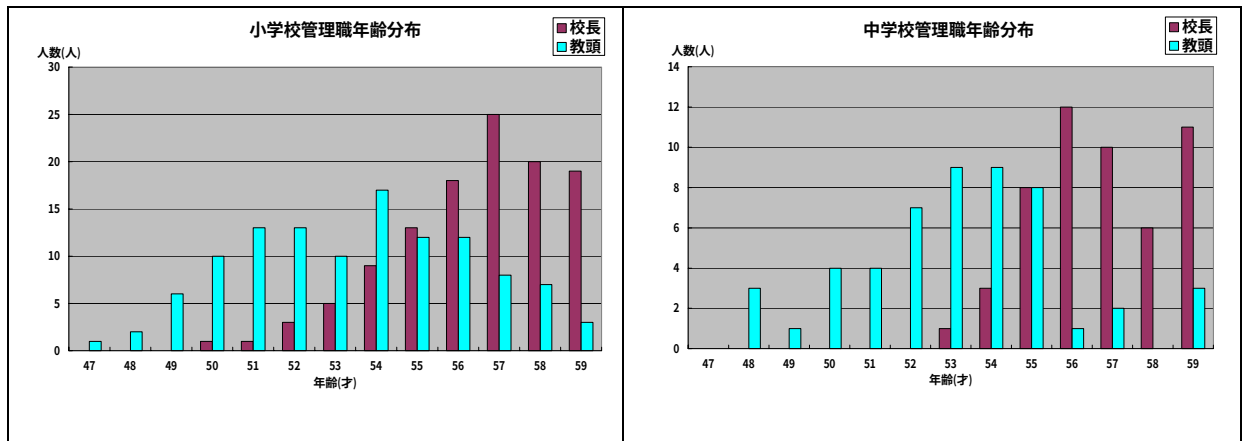
⑪教職員

●管理職の登用

【現況】

現在は、教育委員会が実施する集団討議、個人面接、小論文の他に、所属校の校長の推薦などを総合的に勘案して、管理職の選考を行っています。選考の際に重視されるポイントは、豊かな経験・教育への情熱・優れた教育実践の実績・高い見識・健康・信望などがあげられます。

小学校、中学校ともに、教頭は 53 歳前後の年齢が最も多くなっており、校長は 55-59 歳が大半を占める状況にあります。



(出典) 川崎市教育委員会調べ(平成16年4月1日現在)

【課題】

管理職の登用については、管理職として必要な知識、経験、現場での職務遂行状況が判断材料として総合的に一層考慮されるような人選方法に改めていく必要があります。

優れた管理職を育成するためには、管理職としての知識や力量を高められる、より実践的な研修を実施していく必要があります。

●教職員の採用・研修・評価

【現況】

平成15年度には191人、平成16年度には247人が新たに本市の教職員として採用され、平成14年度末には148人、平成15年度末には204人が退職しています。

教職員に対する研修機関として川崎市総合教育センターがあります。研修は新規採用教員研修や10年経験者研修などの必修研修と教育課題・教養に関する内容や教育経営に関する内容などの希望研修とに分かれています。平成15年度に必修研修は15講座、137～138回開催され、1,204人が受講しました。一方、希望研修は72講座378回開催され1,350人が受講しています。

小中学校の教職員については、平成15年4月から神奈川県が導入した新たな人事評価システムを活用しています。この制度は学校全体の教育力の向上や学校の活性化を図り、教職員の人材育成・能力開発を目的としたものです。この制度の主なポイントとしては、各教職員が自己目標を設定すること、5段階評価の導入、複数評価の充実、評価結果の本人への開示などがあげられます。

【課題】

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、教員として適格な人材を確保し、教員全体の指導力の一層の向上を図ることは重要な課題となっています。

資質ある教職員の確保のためには、採用試験への応募者を増やし、採用方法の改善を行い、より高い意欲や資質を持った者を採用することが求められています。

研修は、校内研修を充実させるとともに、総合教育センターで行う研修は、初任者も含め、可能な限り全教職員を対象としたものとし、研修内容については実践的で、教員が主体的に取り組めるものに改善していく必要があります。そのためには、今後研修履歴の活用を図ることが重要となってきます。また、指導面等で悩みを抱える教員に対して、精神的な支えとなるような制度や体制の構築が必要です。

児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力が不足している教員の存在は、児童生徒に大きな影響を与えるのみならず、保護者等の市立学校への信頼を大きく損なうこととなりますので、適切な対応が求められています。

教職員の人事評価については、新たに導入した人事評価システムの効率的な利活用、見直しが今後の課題とされています。

②教育環境

●学校運営上の危機管理

【現況】

近年、学校では、予測できない事件(池田小学校事件)、事故(個人情報の盗難)、災害(阪神淡路大震災)などのリスクが高まっています。学校は、これまで、子どもたちが安心して学べる場であると考えられていましたが、そのような考えは根底から崩れてきています。

危機管理への取組状況（ハード面）

	小学校	中学校	高等学校	特殊学校	幼稚園
学校数	114	51	5	3	2
訪問者用インターホンの設置	114	28	2	3	2
職員室と各階の直通電話の設置	30	—	—	—	—

（出典）川崎市教育委員会調べ（平成 16 年度）

小学校での危機管理への取組状況（ソフト面）

項目	実施率（％）
来校者へのＩＤカードの携帯義務付け	98
保護者による通学路の安全確保	96
危機管理マニュアルの作成	94
学区の安全マップの作成	69
児童に対する安全教育のカリキュラムへの位置付け	60

（出典）川崎市教育委員会調べ（平成 16 年度）

【課題】

学校は児童生徒にとって安全な場所であり、緊急時には、校長を中心に児童生徒の安全を最優先にした行動をとることが重要です。そのためには教職員一人ひとりが、緊急時における対応についての共通理解を図るとともに、各学校の状況に応じた校内協力体制を確立していくことが求められています。また、ハード面においても施設設備の点検や充実を図っていくことが求められています。

今後の主な課題として以下のようなものがあげられます。

- ・教職員の危機管理研修の実施（危機的な事象に対する的確な初動体制の整備・確認など）
- ・児童生徒に対する安全教育・防災教育の徹底（実践的な避難訓練の実施など）
- ・学校・家庭・地域や関連機関との連携

●学校の設備・環境

【現況】

学校施設の改築や大規模改修工事、耐震補強工事が必要な学校数が 83 校、複合化した施設が 1 箇所、再転用可能教室の数が 221 教室となっています。

学校の改築等に際しては福祉施設等の他の公共施設と合築することや、市民の自主的な学習や活動の場としての活用が図られるよう積極的・多面的な複合化を進めています。

学校の設備・環境について（平成 16 年 4 月）

	小学校	中学校	高等学校	特殊学校	幼稚園
学校数	114	51	5	3	2
改築・大規模改修・耐震補強工事必要校数	53	25	2	1	2
複合化施設数	1	0	0	0	0
再転用可能教室の数	123	98	—	—	—

（出典）川崎市教育委員会調べ

【課題】

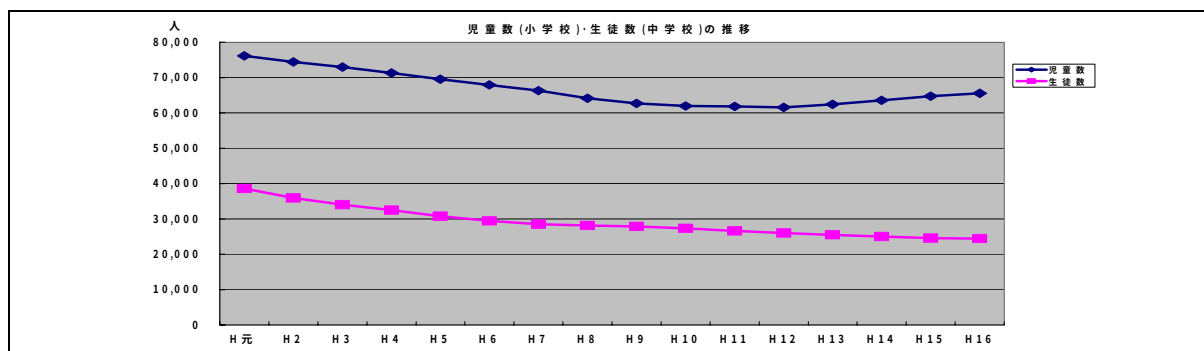
今後は、改築時にとどまらず、既存校の大規模改修の際に地域のニーズにあった複合化・有効利用が求められています。同時に、長期的な視野に基づいた、学校の適正規模適正配置の検討が求められています。

また、「暗い・臭い・汚い」イメージになりがちな学校のトイレ環境などの身近な問題を、子どもたちの意見を取り入れながら解決していくことや、ヒートアイランド現象等、気温上昇に対する学校内の冷房化などの研究が必要とされています。

●学校・園の推移

【現況】

平成 16 年度の川崎市立学校（園）は、小学校 114 校、中学校 51 校、高等学校（全日制・定時制併置）5 校、特殊教育諸学校 3 校、幼稚園 2 園です。このうち、小学校、中学校の今後 10 年間の児童生徒数は、全国的な少子化傾向にもかかわらず増加傾向で推移していくことが予想されます。



(出典) 川崎市教育委員会調べ

小学校一校あたりの平均児童数は 575 人（最大値は 1,509 人、最小値は 129 人）、一校あたりの平均学級数は 20.3 学級（最大値は 44 学級、最小値は 8 学級）となっています。また、小学校一学級あたりの平均児童数は 28.3 人、一教員に対する平均児童数は 19.9 人となっています。

中学校一校あたりの平均生徒数は 480.2 人（最大値は 997 人、最小値は 175 人）、一校あたりの平均学級数は 15.7 学級（最大値は 33 学級、最小値は 6 学級）となっています。また、中学校一学級あたりの平均生徒数は 30.5 人、一教員に対する平均生徒数は 15.7 人となっています。

平成 16 年度の規模別学校数

	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	14 校	82 校	12 校	6 校
中学校	21 校	28 校	2 校	0 校

(出典) 川崎市教育委員会調べ

【課題】

本市の各小学校、中学校では、小規模化と過大規模化が同時に進んだことにより学校規模のアンバランスが生じ、教育環境の不均衡となってきました。小規模校は、教職員にとって児童生徒の状態を把握しやすいなどの利点がある反面、学級編制替えができないことなどにより、子ども同士、保護者同士の関わりが固定化することから、多様な人間関係を築くための地域全体での取組が課題となってきます。また、クラブ活動や部活動などの数が限定されることから、校種間連携や地域スポーツクラブとの連携を図るなど、児童生徒の多様な希望に応えるための場づくりが求められます。

一方、過大規模校は、教員数の確保等で多様な教育活動を展開できますが、児童生徒一人ひとりの理解に応じた指導の充実が求められます。また、特別教室、体育館などの施設設備の効率的な活用、校外学習の活動内容や安全面などの充実が必要です。

●学校施設開放

【現況】

児童生徒の安全な遊び場、市民の団体活動の場、青少年・地域住民のスポーツ・余暇活動の場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放することを目的に、昭和 39 年、「学校施設開放事業」が始まりました。

現在、小学校 113 校（改築校 1 校をのぞく全校）、中学校 51 校（全校）、養護学校 2 校で学校施設を開放しています。開放している施設は、体育館（161 校）、校庭（150 校・夜間の校庭開放 7 校）、特別教室（67 校）、プール（73 校・団体開放、20 校・個人開放）となっていますが、特別教室（音楽室や料理室）については、施設の状況により開放が難しい学校もあります。

平成 15 年度、この事業により学校施設を利用した人は、延べ 1,697,469 人、67,022 団体でした。

また、平成 15 年度から、市内の全小学校ですべての小学生を対象にした児童健全育成事業、「わくわくプラザ」がはじまっています。平成 16 年 5 月 1 日現在の登録児童数は 26,154 人で全児童 65,545 人のうち約 40%にのぼっています。

【課題】

「学校施設開放事業」は、各学校に設置されている「学校施設開放運営委員会」が受け皿となって、地域住民による事業運営が行われていますが、学校に大きな負担がかかっている地域もあります。

また、学校は子どもたちの教育の場であるとともに、地域住民の生活の中にある施設であるため、学校施設を利用する人々に利用上のマナーを理解してもらうことが課題となっています。

さらに、公正で公平な施設利用を展開していくためには、「わくわくプラザ」と「学校施設開放委員会」とのよりよい関係づくりが不可欠となってきます。

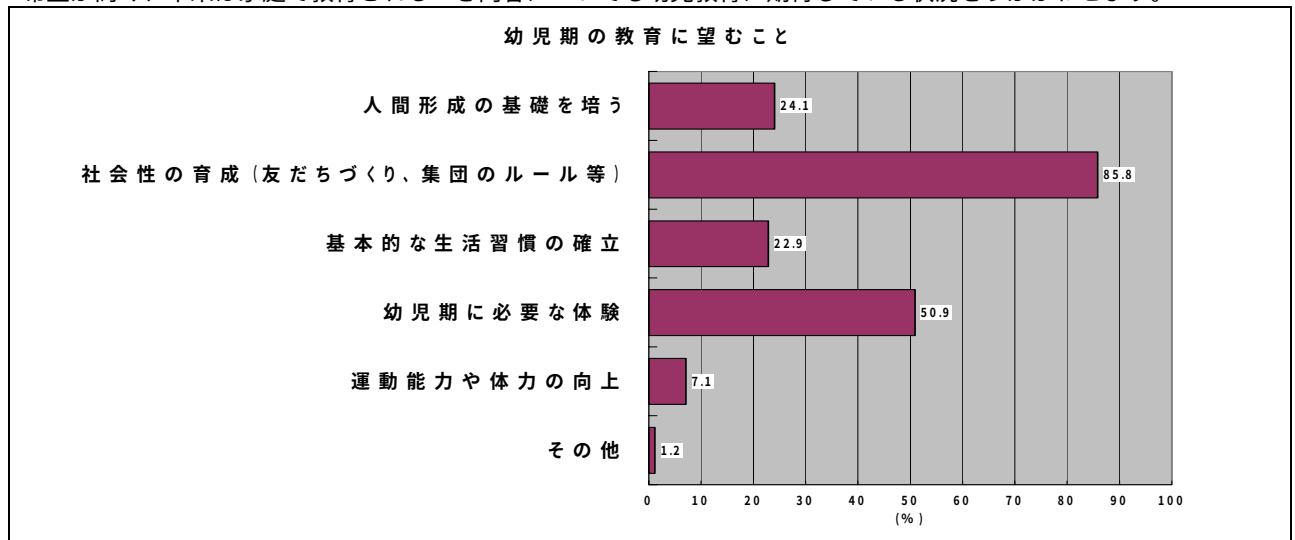
(2)「家庭・地域における教育」の現況と課題

①幼児期の教育に望まれるもの

【現状】

幼児期の教育に望むものとしては、「社会性の育成（友だちづくり、集団のルール等）」が85.8%と9割近くで最も多く、次いで「幼児期に必要な体験」を得させたいとするものが、50.9%と半数程度になっています。それ以外はさらにその半分の25%以下であり、この2つが幼児教育で最も重要なものと評価されています。

なお、母親の職業別にみると、職業を持っている母親が専業主婦に比べて「基本的な生活習慣の確立」への希望が高く、本来は家庭で教育されるべき内容についても幼児教育に期待している状況をうかがわせます。



（出典）川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書（平成16年5月）

【課題】

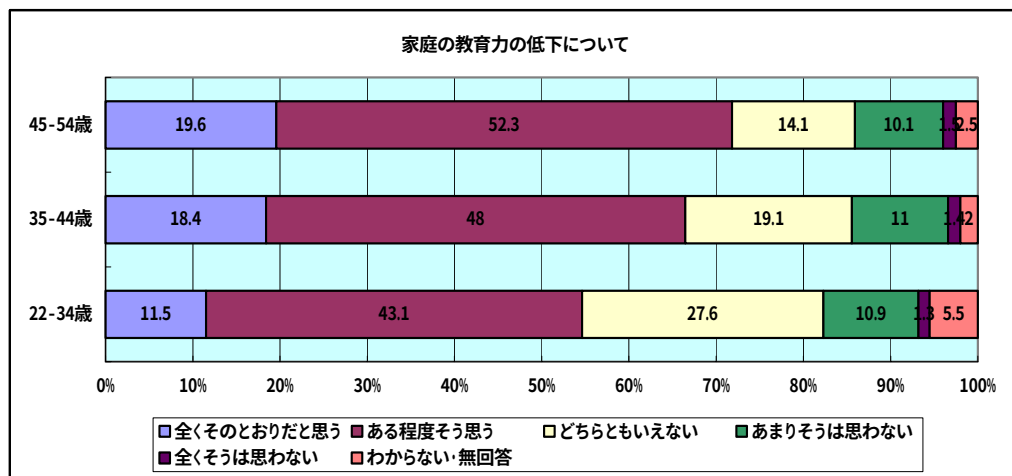
幼児期の教育に期待されている役割を果たすために、年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、保護者のニーズに的確に応える総合的な子育て支援施策が求められています。

②家庭の教育力

【現状】

児童虐待、校内暴力、不登校、いじめといった子どもに関わる問題が深刻化する中、都市化、核家族化、少子化、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などを背景として、放任や過保護・過干渉、育児不安、しつけへの自信喪失など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

平成13年度に行われた国立教育政策研究所の「家庭の教育力再生に関する調査」によれば、「家庭の教育力が低下しているのではないか」という問いに、20歳代後半から30歳代前半の若い世代で55%、40歳代後半以降の世代では72%が「全くそのとおりだと思う」又は「ある程度そう思う」と答えています。



（出典）平成13年度「家庭の教育力再生に関する調査研究」（国立教育政策研究所）

【課題】

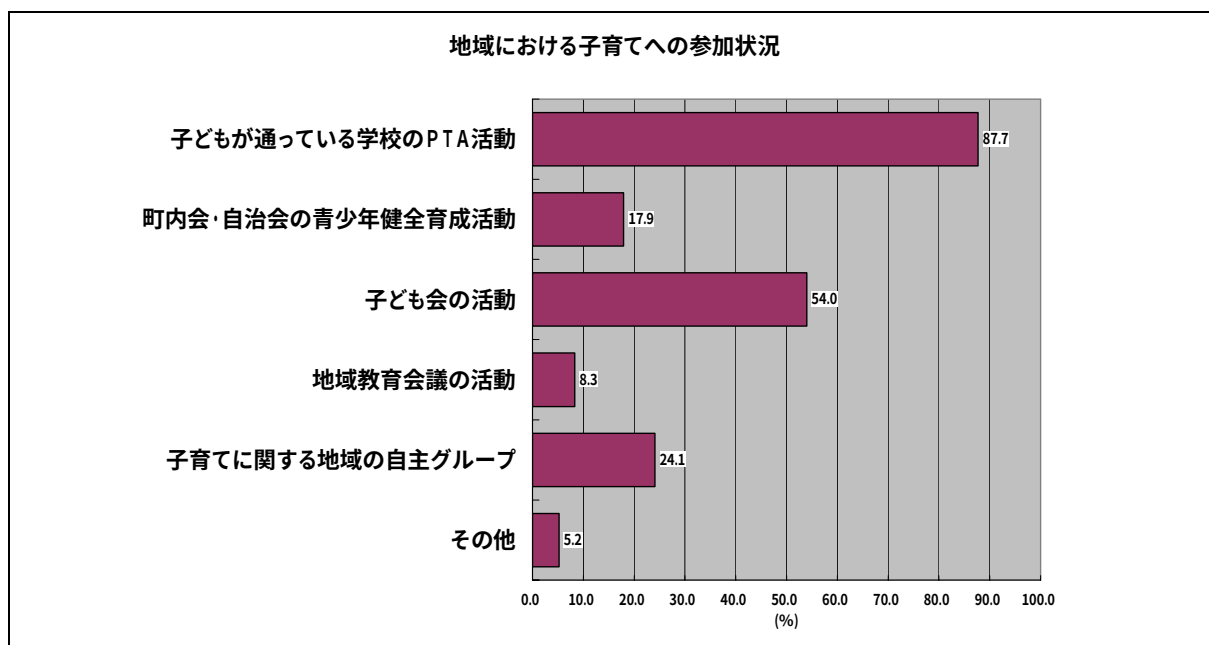
家庭の教育力の回復には、家庭教育に関する学習機会を提供することだけでなく、学校・家庭・地域の連携により、子育てをサポートしていく必要があります。今後、NPOを含む子育て関係団体や子育て経験者を中心として、子育て家庭を支援していくためのネットワークを地域で構築していくことが求められています。

③地域における子育て

【現状】

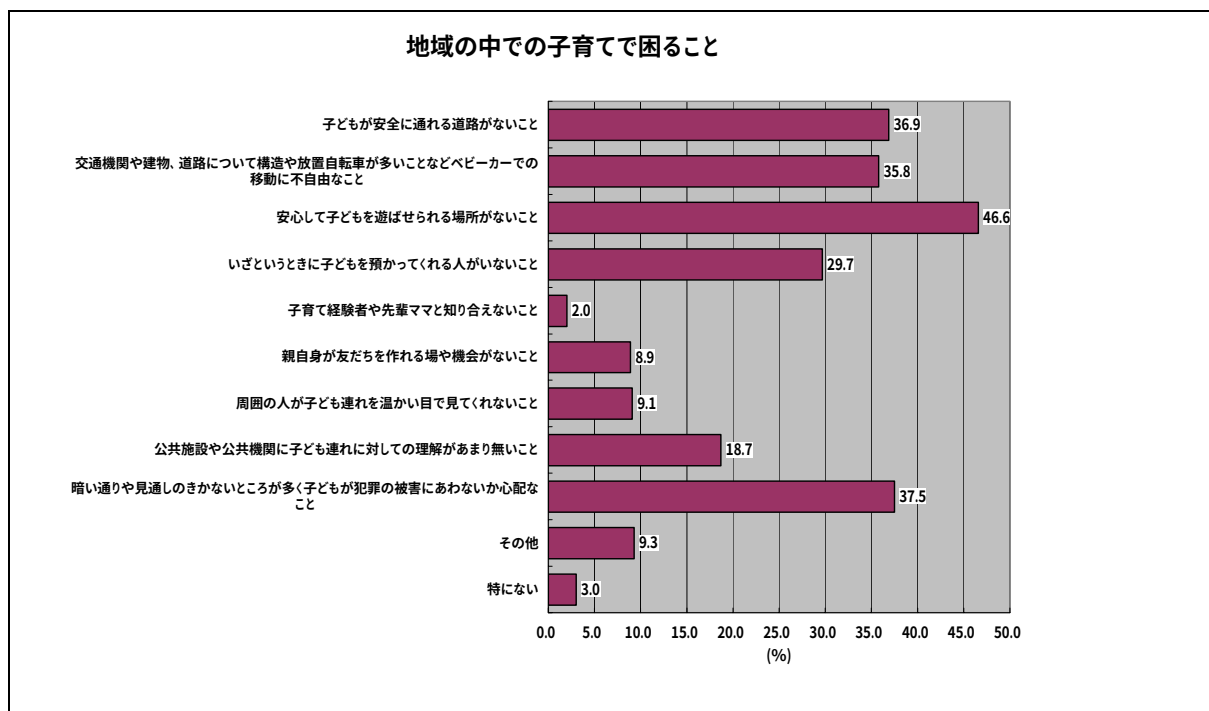
子どもが就学後の母親を対象に行った調査によれば、地域の子育て活動に参加したことがあるとの回答は80.1%と8割を超えており、積極的に地域の子育てに参加しているように見えます。

活動の内訳は、「PTA活動」が87.7%と多くの部分を占め、次いで「子ども会の活動」が54%、「子育てに関する地域の自主グループ」が24.1%となっています。自主グループへの参加が24.1%に上ることは、積極的な子育て活動として注目されます。



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書(平成16年5月)

就学前児童の保護者に地域で困ることをあげてもらうと、「安心して子どもを遊ばせる場所がないこと」(46.6%)、「暗い通り等で子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」(37.5%)、「子どもが安全に通れる道路がないこと」(36.9%)、「交通機関や建物、道路でベビーカーの移動に不自由なこと」(35.8%)、の順となっています。



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成 16 年 5 月)

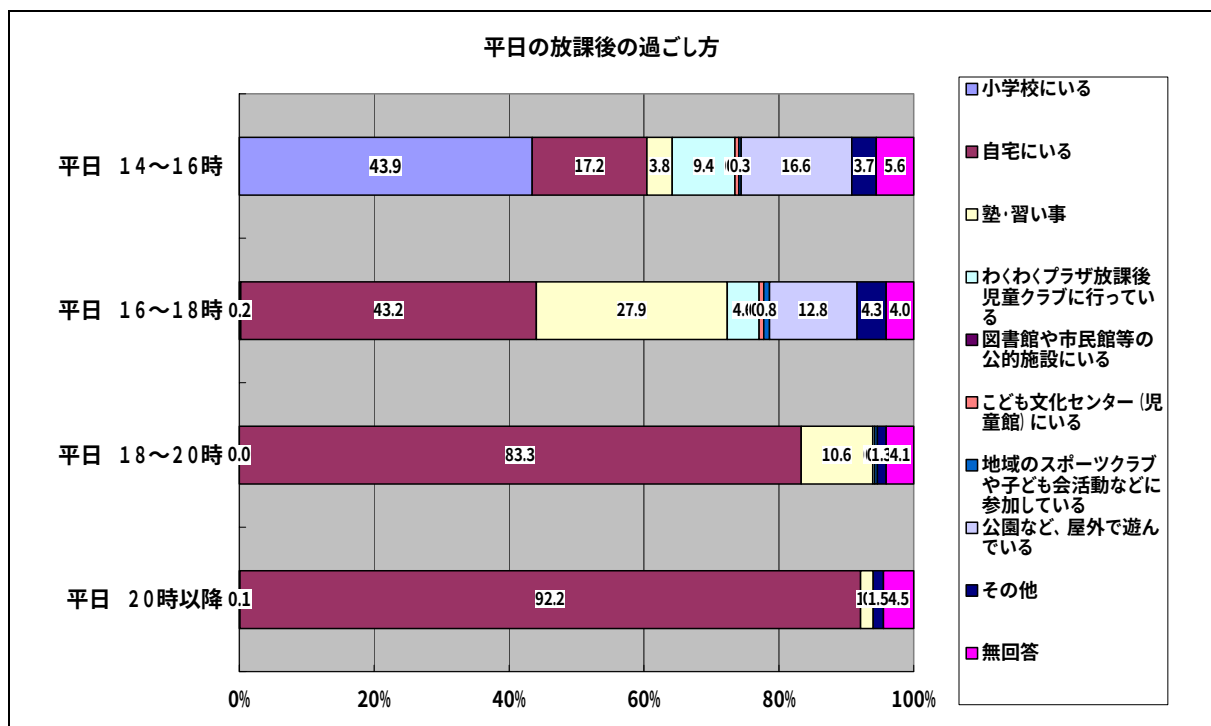
【課題】

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に向けて、地域における自主的な子育て活動への支援の充実や、子どもの安全を守る環境づくり、子どもの遊び場・居場所づくりが求められています。

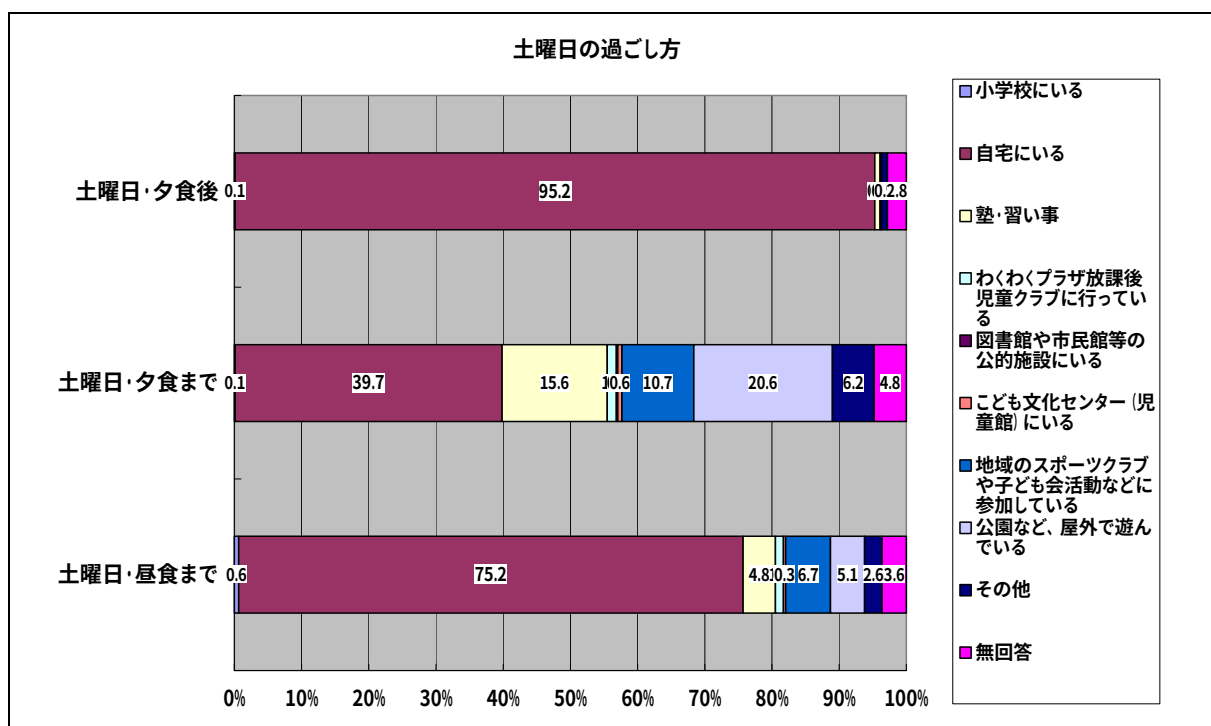
④地域における子どもの姿

【現状】

放課後、子どもがどのようなところで過ごしているかを見てみると、「自宅」か「塾・習い事」が多いことが分かります。また、学校 5 日制の導入に伴い平成 14 年度から休みになった土曜日は、午後の時間帯で 6 割以上の子どもが、「塾・習い事」や、「地域のスポーツクラブや子ども会」「公園・屋外」など、自宅の外で過ごしています。

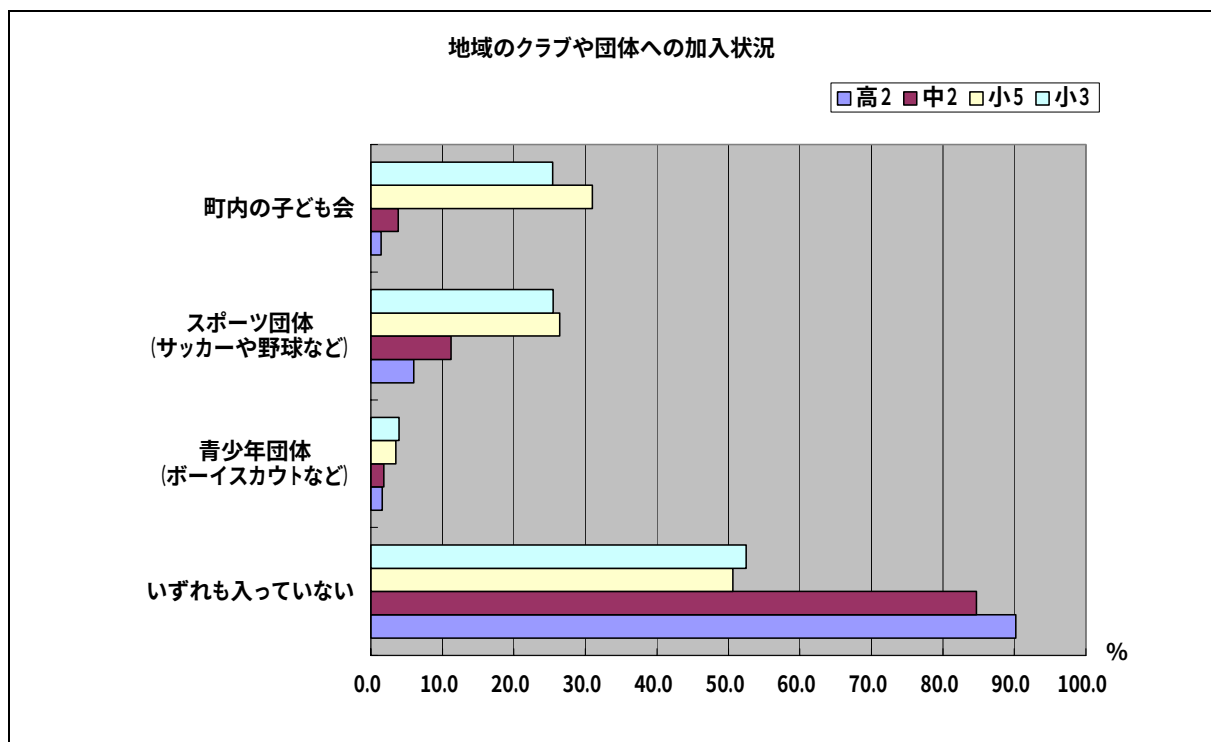


(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成 16 年 5 月)



(出典) 川崎市次世代育成支援行動計画策定ニーズアンケート調査報告書 (平成 16 年 5 月)

地域において、子どもが属している団体については、小学校 5 年生で子ども会が 31%、スポーツ団体が 26.4%と答えていますが、中学生、高校生になるとこうした団体やクラブには属していないことが分かります。



(出典) 平成 15 年度「かわさき・子どもの生活実態調査」(川崎市総合教育センター)

【課題】

地域社会は、子どもが多くの人々や社会、自然などと直接触れ合う体験の場として重要な役割を担っています。地域の団体やクラブに参加する機会が減る中学生以上の子どもを中心として、地域の中で違う学年や違う学校の子どもとの交流し、様々な体験を積む機会が減少しています。

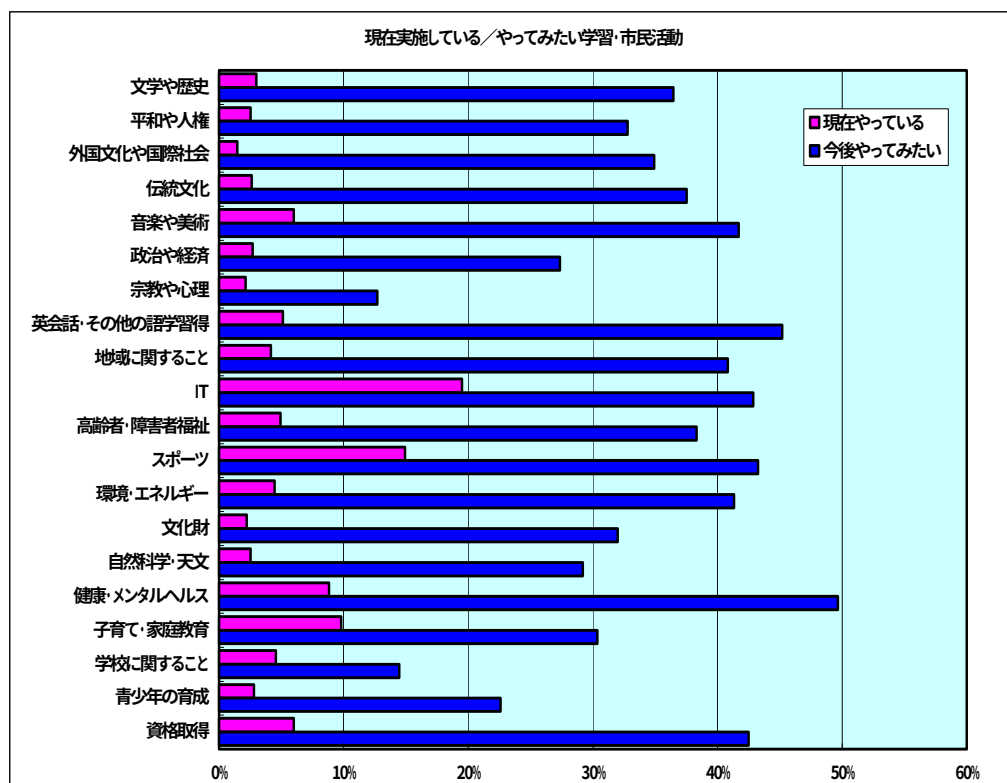
(3)「社会教育・文化・スポーツ」の現況と課題

①市民の学習活動

【現況】

平成 15 年度川崎市民意識実態調査によると何らかの学習活動・市民活動を行っている市民の割合は約 4 割となっています。

学習・活動の内容は「IT（コンピュータ・インターネットなど情報通信）に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」「子育てや家庭教育に関すること」が上位を占めています。また、今後、取り組んでみたい内容としては、「健康づくりやメンタルヘルスに関すること」が最も高く、その他「英会話・その他の語学習得に関すること」「体育、スポーツ、レクリエーションに関すること」が上位にあがります。



(出典) 平成 15 年度川崎市民意識実態調査

【課題】

市民が生涯にわたっていつでも、どこでも自主的に学習し、活動することができる生涯学習社会の実現が求められています。市民の自主的な学習活動やグループ活動を活性化させるには、学習段階に応じた市民教育や、必要な学習情報の取得や学習相談等が気軽にできる環境を整備することが必要です。

そして、市民と行政の役割分担を明確にし、協働を推進しながら、市民が生涯学習で得た成果を地域にフィードバックしていくことが求められています。

②市民館などの社会教育施設

●市民館

【現況】

市民の生涯学習・市民活動の拠点として、川崎区に教育文化会館が、他の 6 区には市民館が設置されています。さらに、より身近な地域の生涯学習・市民活動の場として分館 6 館が整備されています。

教育文化会館・市民館・分館には 500 人から 2,000 人を収容する大ホール、会議室、料理室や和室等の学習室があり、様々な学習グループや市民団体等の利用に供しています。平成 15 年度は全館で延べ 73,000 団体が利用しています。

また、市民の幅広い学びを支援する場として、年間を通し各種学級・講座の開設、学習相談、社会教育関係団体への支援等を実施しています。平成 15 年度は全市で 533 の学級・講座・講演会等を実施し、延べ 117,786 人の参加を得ています。そして、これらの事業にボランティアや企画運営委員として関わった市民は延べ 34,918 人になります。

【課題】

各区にある市民館、スポーツセンター、こども文化センター等の市民利用施設は、現在、各局が個別に管理しています。その結果、所管局ごとの運営・管理体制の違い、情報共有面の困難等が生じ、利用者から見て利便性に欠ける点があります。そこで、市民にとって身近なこれらの施設のネットワーク化を図ることにより、各施設を多機能化し、地域の実情に応じて、より有効に利用できるようにしていくことが求められています。

●図書館

【現況】

図書館は現在、各区に1館の地区図書館（蔵書数20万～30万冊）と、より地域に身近な図書館分館5館・閲覧所1箇所（蔵書数3万～5万冊）が整備されています。また、市内20ポイントを回る自動車文庫が整備されています。

幼児から高齢者までの市民が学び・調べ・楽しむ生涯学習施設として、市民の活発な学習・調査活動、読書活動を支えるために、本・雑誌・地域情報・地域資料・市政情報・CDなどを保存・提供しています。同時に、講座・講演会を催すとともに、郷土史研究や読み聞かせボランティアなどの市民の文化活動の場ともなっています。また、この他にも、レファレンス業務、学校図書館との連携による児童サービスなどを実施しています。

平成14年からの図書館システムの更新により、インターネットによる蔵書検索や予約等が可能となり、本の予約件数や貸出し件数が増加しています。平成15年度の貸出し人数は延べ151万人、貸出し冊数は約581万冊となっています。

図書館の利用状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
市民1人あたりの年間資料費	120円	130円	130円
市民1人あたりの年間貸出冊数	3.3冊	3.4冊	4.4冊
市民1人あたりの年間予約件数	0.19件	0.24件	0.59件
総予約件数	約25万件	約32万件	約77万件
総貸出し冊数	約430万冊	約458万冊	約581万冊

（出典）平成15年度川崎市立図書館活動報告書

さらに、パンフレット「えほんだいすき」の作成などを通して、子どもの読書環境の整備と読書活動への支援を行い、「読書のまち・かわさき」事業を進めると同時に、LANの整備により学校図書館との情報共有を進めています。

【課題】

インターネットの活用により様々な図書館サービスが可能となりましたが、一方で、資料の充実やレファレンス（調査・相談）機能の教化、読書支援など、図書館に対する要望も多様化、高度化しています。

今後は、幅広い市民のニーズに応えられる資料の整備、外国人市民も利用できる資料検索システムの整備、ビジネスや市民生活に役立つ資料の充実、インターネットやCD-ROMなどでの様々な情報の提供などが求められています。

また、学校教育において定着してきている「調べ学習」に対応できる環境整備と、学校図書館への支援・連携を一層推進していくことが求められています。

●青少年教育施設

【現況】

青少年の健全育成を図り、体験活動を促進する施設として、青少年団体等の宿泊を中心とした施設である「青少年の家」、陶芸や工作など様々なものづくりを体験できる施設としての「青少年創作センター」、広大な自然の中で川崎では体験できない野外活動や自然との交流体験できる「八ヶ岳少年自然の家」、自然の中で野外活動や集団生活が体験できる「黒川青少年野外活動センター」、子どもたちが自由に集い、創りつづけていく「子ども夢パーク」の5施設が整備されています。

【課題】

地域社会の中に青少年が安心して過ごせる「居場所」が求められているという社会的背景の中で、青少年教育施設を、個人でも気軽に立ち寄ることができる場として機能整備していくことが求められています。

さらに、「川崎市子どもの権利に関する条例」の具体化や、利用者である青少年の声を直接施設運営に生かせるシステムの整備も課題となっています。

③地域教育会議

【現況】

各中学校区で展開されていた「青少年地域活動促進委員会」を母体として、平成 9 年度に「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」が、全区、全中学校区（51）に設置されました。地域の教育への参画、学校教育の支援、生涯学習のコーディネートなどを旨として、各地域の特性を生かした活動を展開しています。

「地域教育会議」では主に、「子ども会議」（40 校・7 行政区）や「教育を語るつどい」（50 校・7 行政区）などの事業を実施するとともに、広報紙を発行して会議の活動を地域住民や保護者へ伝えています。

行政区地域教育会議における「子ども会議」の開催状況（平成 15 年度）

	テーマ・回数	延べ参加者数
川崎区地域教育会議	歴史・子ども共和国・権利・福祉・環境【18 回】	319 人
幸 区地域教育会議	子どもの居場所～みんなで考えよう～【2 回】	161 人
中原区地域教育会議	「わたしたちの生活と権利を考える」パート 6～学校・休日・友達のこと等～【1 回】	133 人
高津区地域教育会議	自然環境が良い安全なまち“高津”にするために【1 回】	52 人 (大人の数含まず)
宮前区地域教育会議	地域の人と交流しよう～商店体験、農業体験を通して～ 【1 回】	86 人
多摩区地域教育会議	「いじめ」無視しないで、みんなで考えてみよう！【5 回】	67 人
麻生区地域教育会議	「自分達の身近な問題について」～休日の過ごし方、学校施設、子どもの犯罪～【1 回】	58 人

（出典）川崎市教育委員会調べ

行政区地域教育会議における「教育を語るつどい」の開催状況（平成 15 年度）

	テーマ・回数	延べ参加者数
川崎区地域教育会議	いきいきと輝く街をめざして～なにか変？今、若者の間でなにかがおきている～【1 回】	187 人
幸 区地域教育会議	「子どもの居場所～今の子どもたちの姿をみつめよう～“まちを浮遊する子どもたち”」【1 回】	81 人
中原区地域教育会議	「子どもの権利条例」と今を生きるこどもたち【1 回】	109 人
高津区地域教育会議	住みよい高津にするためには【1 回】	84 人
宮前区地域教育会議	大いに語ろう大人も子どもも【1 回】	37 人
多摩区地域教育会議	地域で子どもを育てよう～あなたにできること あなたがしてほしいこと・「子ども会議」って知っていますか・一緒に考えてみませんか？～子ども達の家庭や地域での生活について～【3 回】	86 人
麻生区地域教育会議	今、地域で子どもたちは…【1 回】	60 人

（出典）川崎市教育委員会調べ

平成 14 年に行われた川崎青年会議所のアンケートによると、これらの事業により、「地域・子ども・保護者とのネットワークができた」「地域・保護者の意見交換ができた」「子ども達の話聞く機会ができた」「子どもや地域の実態を把握できた」「弱者への思いやりの心を育むことができた」等の成果が得られたとされています。

【課題】

「地域教育会議」は、学校・家庭・地域の連携を推進することにより、地域の教育力の向上に寄与することが期待されています。そのためには、「行政区地域教育会議」と「中学校区地域教育会議」の連携、学校との連携、子どもの参画等について、そのあり方を見直し、効率的、効果的に事業を運営していくことが必要です。

また、事務局の仕事について、社会教育施設や学校に負担がかかっている地域もあり、課題となっています。

④学習成果の活用（地域人材、ボランティアの活用）

【現況】

生涯学習社会の広がりの中で、自らの経験や技術・知識を地域社会に生かしたいという人が増えています。

教育文化会館・市民館等では、「市民・行政協働事業」として多くの市民ボランティアが活躍しています（識字・日本語学級ボランティア 367 人、障害者支援ボランティア 271 人、保育ボランティア 22 グループ）。また、「市民自主企画事業」など、多くの事業で企画段階から市民が参画し、事業運営に主体的に関わっています。

【課題】

教えたい知識・技術を持っている人と、新たに何かを学びたいと思っている人を結びつけられるようなシステムを構築する必要があります。そのためには、それぞれの組織が持っている地域人材に関する情報を統合化し、「人材登録、活用制度」として有効に機能させていくことが必要です。

⑤文化財の保護と活用

【現況】

市民の貴重な財産である文化財を良好な状態で保存・保護するための施策として、文化財の指定（平成 16 年 4 月 1 日現在、国指定 13 件、県指定 27 件、市指定 103 件）、指定文化財の保存修理、文化財の所在・保存状況の把握のための文化財調査、文化財所有者への日常管理経費の助成と保存修理に対する補助金の交付、民俗芸能の保存・継承を目的とした保存団体（川崎市民俗芸能保存協会加盟団体 35 団体）への助成、地元町内会等を母体とした史跡保存会（現在 4 団体に助成）による史跡の除草・清掃等の環境整備などを行っています。

また、文化財保護への関心を高める目的で、小中学校の総合的な学習において地域の伝統文化や伝統芸能を体験する取組、川崎市民俗芸能保存協会による「民俗芸能発表会」の開催、文化財所有者と地域の文化財ボランティアの協力による「指定文化財現地特別公開」の実施、文化財解説板の設置、文化財保護・調査の成果を公開するための「文化財調査集録」等の刊行、ホームページ上での市域文化財の紹介、なども行われています。

【課題】

地域の文化財は地域で守るという文化財保護の精神に基づき、市民参加を基本に地域に密着した文化財の保護と活用を推進していく必要があります。そのためには、文化財ボランティアや保存会の育成・活性化、文化財の公開と活用による地域振興、文化財情報のデータベース化と市民への情報提供、講演会の充実などにより、多くの市民に文化財保護への理解を深めてもらうことが課題となっています。

また、文化財指定、保存修理の基本データとなる文化財調査を計画的に進め、貴重な文化財の保護に努めていく必要があります。

⑥博物館施設の運営・整備

【現況】

本市が設置した博物館施設 5 館（市民ミュージアム、日本民家園、青少年科学館、岡本太郎美術館、大山街道ふるさと館）及び地名資料室は、それぞれの特性をいかして、調査研究・展示・イベントなど博物館活動を展開し、市民文化の育成、発展を図っています。博物館施設の年間の総利用者数は、約 52 万人、講座・講演会・イベント・学習活動等への参加者数は、4 万 4 千人余りとなっています。

博物館施設の利用者数（平成 15 年度）

	総利用者数 （※講座等の参加者含む）	※講座・講演会・イベント等 参加者数
市民ミュージアム	103,511 人	12,588 人
日本民家園	88,986 人	9,294 人
青少年科学館	220,283 人	17,482 人
岡本太郎美術館	70,601 人	4,671 人
大山街道ふるさと館	37,189 人	210 人
計	520,570 人	44,245 人

（出典）川崎市教育委員会調べ

市民の博物館への要望は多様化、高度化しており、市民のための博物館運営のあり方が問われています。そのため、現在、博物館自己点検評価検討委員会においてアンケート調査を行いながら、自己点検評価の実施に向けて準備作業を進めています。

【課題】

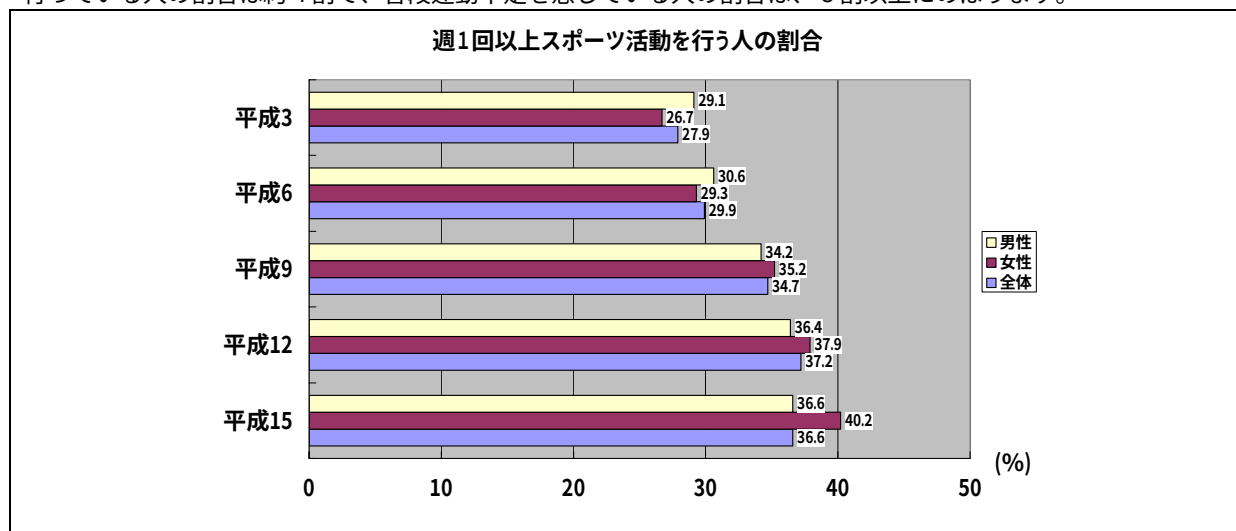
様々な市民ニーズを十分考慮し、効率的、効果的な施設運営のあり方を検討する必要があります。

また、入館者数や歳入だけではなく、事業の質を的確に評価していくことも課題となっています。

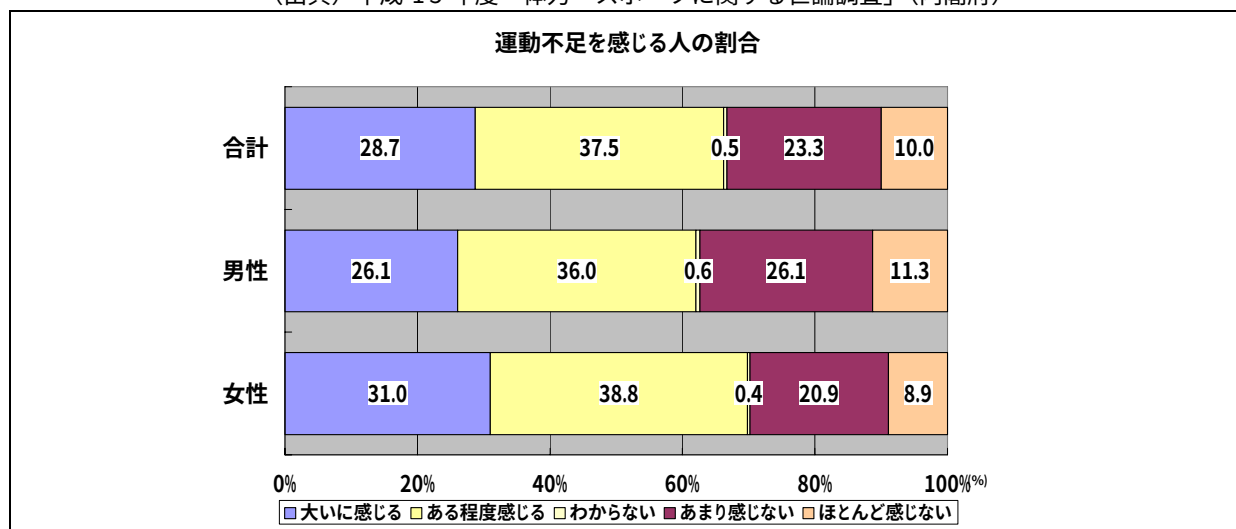
⑦生涯スポーツの推進（総合型地域スポーツクラブの育成）

【現況】

平成 16 年 2 月に内閣府が行った「体力・スポーツに関する世論調査」によると、週 1 回以上スポーツ活動を行っている人の割合は約 4 割で、普段運動不足を感じている人の割合は、6 割以上にのびます。



(出典) 平成 15 年度「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府)



(出典) 平成 15 年度「体力・スポーツに関する世論調査」(内閣府)

このような市民の運動不足、少子高齢者社会の進展、コミュニティの希薄化などが進む中で、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの振興に向け、総合型地域スポーツクラブの育成を行っています。総合型地域スポーツクラブは、地域住民が会員となって、子どもから高齢者までの誰もが、年齢、関心、技術レベルなどに応じて参加できる、地域住民が自主的に運営するスポーツクラブです。

現在、学識経験者、体育指導委員、学校関係者などで構成する「川崎市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会」により、地域の自主的な活動を支援しています。

平成 14 年 12 月に、本市、最初の総合型地域スポーツクラブが中原区平間地区に誕生し、様々な活動を始められています。また、平成 15 年 1 月に高津中学校区を中心とした高津地域をモデル地域として指定し、育成連絡協議会の委員が助言をしながら、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取組を支援しています。その他の地域でも設立に向けた取組がはじまっています。

【課題】

市民のスポーツ活動や、健康・体力づくりへの関心は高く、市民ニーズの多様化に対応していくためには、スポーツを楽しめる環境づくりを進め、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換が求められています。そのためには、それぞれの住民に身近な地域に、誰もが様々なスポーツを楽しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の輪を広げていくことが必要です。

地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブが各地域に設立され、地域のコミュニティ活動の核となるとともに、スポーツセンターと協働して、スポーツ教室等の企画・運営を行うなど、地域に根ざしたスポー

ツ振興を図っていくことが望まれています。

そのためには、講演会・説明会などを行いながら、総合型地域スポーツクラブの意義、役割、仕組みなどを市民に広め、各地域で理解を深め、設立の気運を高めるとともに、設立手引きなどの資料提供や、クラブ設立・運営の中心となるリーダーやスタッフの育成を行いながら、自主運営・活動を推進するための環境整備を行う必要があります。

⑧スポーツ環境・指導体制の整備

【現況】

現在6つの屋内スポーツ施設（とどろきアリーナ、体育館、幸スポーツセンター、高津スポーツセンター、麻生スポーツセンター、石川記念武道館）において、各種スポーツ教室や個人開放事業等を実施して、市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供しています。各スポーツ施設の利用者数は、平成15年度で約120万人となっています。

まだスポーツ施設が設置されていない宮前区と多摩区では、整備や計画づくりを進めています。宮前区は平成18年度の開設に向け建設を行っています。

スポーツ施設の利用者数（平成15年度）

施設名	団体利用者数	個人利用者数
とどろきアリーナ	354,460人	92,038人
川崎市体育館	125,820人	58,862人
幸スポーツセンター	71,653人	60,835人
高津スポーツセンター	115,513人	96,865人
麻生スポーツセンター	111,187人	69,242人
石川記念武道館	15,861人	20,843人
計	794,494人	398,685人

（注）団体利用者数には会議室利用も含む （出典）川崎市教育委員会調べ

また、地域でのスポーツ振興を図るため、各区・各地区（7区・13地区）に体育指導委員を配置し、地域に密着した活動を展開しながら、スポーツの普及を行っています。

さらに、スポーツ振興のためには、競技力の向上が重要であり、競技スポーツ選手の強化、特にジュニアスポーツの普及と選手の育成・強化、指導者の育成に取り組んでいます。

【課題】

スポーツ施設の整備・充実、スポーツ振興の基礎的な条件です。市民の健康増進や体力向上を図るため、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる施設として、各区に1館のスポーツセンターの整備を進める必要があります。

また、体育指導委員については、今後さらに、スポーツセンターのスポーツ教室の指導や事業企画、総合型地域スポーツクラブのコーディネートなどの役割が期待されています。

また、地域で活動するスポーツ指導者や学校における指導者、各種スポーツ団体の指導者等が一体となってスポーツの振興を行っていくことが必要であり、学校、各区体育指導委員会、(財)川崎市体育協会、川崎市レクリエーション連盟等の連携を強化して、地域に潜在する指導者の掘り起こしと育成・活用を図っていくことが求められています。

⑨市民スポーツ活動の活性化

【現況】

スポーツセンター等において、スポーツ教室など市民が気軽にスポーツに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、ヘルシーウォーク、体育の日記念事業など広く市民が参加できるスポーツ事業などを開催しています。

また、各種スポーツ大会を開催するとともに、川崎市を代表するトップ選手の意識高揚を図るため、神奈川県総合体育大会、市町村対抗かながわ駅伝競走大会などの対外競技に選手を派遣しています。

さらに、シティセールス、地域スポーツの振興、青少年の健全育成、市民生活の活性化などの観点から、川崎フロンターレ後援会を通して市民とともに、川崎フロンターレを支援するなど、川崎をホームタウンとして活躍する各種競技のトップチーム・選手と協働して市民のスポーツ活動を推進しています。

また、ハーフマラソンや、仲間や家族との絆を大切にしながら参加できるリバーサイド駅伝など、本市の自然資源である多摩川を活用したスポーツ大会を実施しています。

【課題】

各種スポーツ教室の開催や、競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催により、より多くの市民がスポーツ活動を楽しむことができるよう、市民ニーズを把握しながら、実施方法、内容、適正な受益者負担などを検討する必要があります。

また、対外派遣についても、成果を出せるよう新たな振興策を検討する必要があります。

今後も、本市をホームタウンとする川崎フロンターレなどへの支援と協働を進めるとともに、トップ選手を地域で育てる環境づくりが求められています。

⑩地域における多文化共生教育

【現況】

教育文化会館・市民館では外国人市民等を対象に地域で生活する上で必要な日本語を学習する「識字・日本語学級」を実施しています。外国人市民が日本語を一方的に学ぶのではなく、外国人市民等が持つ様々な文化を日本人市民もともに学び、尊重することを基本としています。また、日本語学習の支援を通し、外国人市民と日本人市民がお互いを尊重し、認め合う、ともに生きる地域社会を目指した教育を進めています。

平成15年度には7施設において14学級が開設され、54カ国、1,321人の外国人市民と462人のボランティアが参加しました。

【課題】

すべての市民が外国人市民等の抱える問題を理解し、共生社会の創造に取り組んでいくために、多文化共生のための平和人権尊重学習の機会を充実するとともに、「識字・日本語学級」や「多文化フェスタ」など外国人市民等と直接向き合い、協働していく施策も必要とされています。

また、民間における国際交流や外国人市民支援の活動との連携や支援を強化し、様々な機会に多文化共生教育と外国人市民等への学習支援が行われることが必要です。

(4)「教育行政」の現況と課題

①教育委員会

【現況】

本市の教育委員会については、弁護士、大学教授、医師等様々な職業から、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する 50 代から 70 代の男女 3 名ずつ、計 6 名の委員が議会の同意を得て任命権者である市長より任命され、教育に関する行政事務を管理執行する独立行政委員会として組織されています。

委員会運営については、近年の社会情勢を反映して、市民からの請願や審議する課題が増加しているため、月 1 回の定例会に加えて臨時会が適宜開催され、迅速な審議・意思決定に努めています。

【課題】

今後、地方分権の推進に伴う地域における特色のある教育への対応や、社会情勢の更なる変化に対応することが求められています。

②政令市への権限委譲

【現況】

現在、小中学校等の義務教育諸学校の教職員給与費は各道府県が負担していますが、地方分権推進の流れの中で、近々、政令市へ移管されることになっています。それに合わせて、これまで道府県の権限であった学級編制基準及び教職員定数基準の設定権限も、政令市へ移譲されようとしています。これまで、1 学級の児童生徒数は 40 人を基準とし、教職員数も県が定めた基準に基づき各学校に画一的に配置されてきましたが、権限移譲後は、子どもたちがより分かりやすく学び、よりきめ細かな指導を行うための施策として、1 学級の定員を 35 人とするなど、少人数による学級編制が可能となります。

また、教職員定数基準の弾力化により、今まで以上に、地域や各学校の実情に応じた、教職員配置も可能となります。

しかしながら、本市立小中学校等の義務教育諸学校教職員の給与費については、平成 15 年度は約 535 億円となっており、今後も児童生徒数が増加傾向にあることから、今後、さらに増加していくことが見込まれています。

【課題】

政令市への教職員給与費移管に伴う権限委譲に際しては、この巨額な費用負担に応じた財源確保など、財政負担の問題を同時に解決していかなければなりません。

③教育委員会事務局

【現況】

教育委員会の事務局には、指導主事、事務職員、技術職員その他の所要の職員が教育委員会の任命により配置されており、法令等によって、最小の経費で最大の効果をあげるように、常にその組織及び運営の合理化に努めることと規定されています。

教育委員会事務局の実務としては、教育施策を実現するために、国や県、他の局や関係機関と調整を図りながら事業を実施するとともに、常に市民と接している学校や社会教育施設等に対し、調整・指導等を行っています。

近年、市民ニーズが非常に多様化したことに伴い、業務が関連部局等と重複したり、所管が不明確であったりするなど市民にとってわかりにくいといったことも、問題として生じています。

【課題】

組織体制の課題としては、責任の所在が明確であること、市民にわかりやすく簡素で効率的であること、多様化している市民ニーズに迅速に対応できることが求められています。そのため、本市の教育施策に基づいた事業を効果的・効率的に展開するために、事務事業の見直しとともに、事務分掌や組織体制の見直しが課題となります。

④教育委員会管轄部署の財務・事務

【現況】

平成 15 年度現在、教育委員会の組織は事務局機構として 5 部 12 課、教育機関として幼稚園 2 園、小学校 114 校、中学校 51 校、聾・養護学校 3 校、高等学校（全日制・定時制）5 校、社会教育施設等として教育文化会館をはじめとして約 40 施設を設置して、学校教育、社会教育活動を展開しております。この教育活動に従事する職員は市費・県費の教職員を含めて約 6,700 名であり、年間の教育予算は約 500 億円となっています。

平成 15 年度、川崎市教育委員会所管部署の財務に関する事務の執行及び関連業務を行う財団法人を対象として包括外部監査が実施されました。「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」においては、教育委員会の事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘され、また、指摘事項では、本市に働く公務員としての事業執行、換言すれば「市民サービス」のあり方という根源的な事柄をも問い掛けられました。

【課題】

上記外部監査への対応として策定した「教育委員会事務事業改善プラン」において、「事務事業のコスト意識化」「事務事業執行のチェック機能の強化」「事務事業執行組織のスリム化」という3つの改革の視点、それをもとにした5つの取組の考え方（教育委員会事務改善体制の確立、補助・委託事業の執行体制の改革、外部団体の改善、物品管理の徹底、組織の適正化と人件費等の削減）への具体的な対応が求められています。

8 プランに関連する具体的な動き

(1) 文部科学省が進める教育改革

【学習指導要領の改正】

文部科学省では、現在、初等中等教育の改革と大学の構造改革を進めており、中央教育審議会答申「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」を踏まえ、[確かな学力]を育成し、[生きる力]を育むという新学習指導要領の更なる定着を進め、そのねらいの一層の実現を図るために、平成15年12月26日付けで、小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領等の一部改正を行ったところです。

【若者自立・挑戦プラン】

若年者の雇用問題に対し政府全体として対策を講ずるため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び内閣府の関係4省では、平成15年4月に関係4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には、教育・雇用・産業政策の連携強化等による総合的な人材対策として「若者自立・挑戦プラン」を取りまとめています。文部科学省では、同プランに基づき、小学校段階からの勤労観、職業観の醸成、企業実習と組み合わせた教育の実施、いわゆるフリーターの再教育、高度な専門能力の養成など、それぞれの立場に応じた支援策を「キャリア教育総合計画」として具体化し、将来を担う若者の人間力強化を目指しています。

【子どもの居場所づくり新プラン】

文部科学省では、平成16年度から3ヵ年計画により、子どもたちの思いやりや行動力、協調性、前向きに生きていく力など、心の豊かさは、学校生活だけで身に付くものではなく、家族や同じ地域で暮らす多くの人々とふれあいながら得られるものという考えから、地域と家庭と学校が一体となって子どもたちを育てていく、という社会環境をもっと日常的なものとすることを目指して、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」をつくり、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、学校、家庭、地域が一体となって取り組む「子どもの居場所づくり新プラン」を実施しています。

(2) 川崎市における教育関連の検討、協議

【幼保一元化に向けた調査検討】

本市では、「幼保一元化」について、縦割り行政による年齢や保護者の就労形態の如何によって区別することなく、多様な機会の選択を保障するという観点から、総合的な子育て支援策を目指して、市内の既存の教育・保育資源を活かし、民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化が実現するように取組を進めてきました。

【特別支援教育について】

国際的な潮流や国の動向、本市における障害児教育の現状と課題を踏まえ、従来の特殊教育で対象としてきた範囲に、LD、ADHD、高機能自閉症を加え、障害のある児童生徒に対し、関係機関、地域と連携した、総合的な支援体制を確立することを目的として、「川崎市特別支援教育検討委員会」を設置し、今後の本市の特別支援教育の基本方針や特別支援教育を推進する上での教育システムの見直し及び人材区政計画、施設の整備計画について、検討を重ねてきました。

【高等学校教育振興計画について】

現在、川崎市高等学校教育振興計画に基づき、高等学校定時制課程のあり方、学校間連携のあり方、教職員の人事交流のあり方の3点について、それぞれ委員会（諮問機関）を設置し、高校教育の抱える問題点や現状の把握を行い、今後の方向性について検討してきました。

(3) 外部監査と教育委員会事務事業改善プラン

平成15年度、教育委員会及び関連業務を行う財団法人を対象として、地方自治法に基づく包括外部監査が実施されました。監査は多岐、多方面にわたりましたが、それぞれ12項目にわたる監査結果と意見が教育委員会に対し、出されました。その中では、事務事業執行のあり方を基本的なところから見直し、改善を図る必要性が指摘されております。教育委員会としては、この指摘・意見を重く受け止め、「事務事業改善プランー改善の考え方と主な取り組みー」を作成し、事務事業執行のあり方等の総点検を行うとともに、このプランに基づいて、着実に事務事業の改善を進めています。

(4) 川崎市行財政改革プラン

少子高齢化の進む分権社会において、自治体に寄せられる市民の期待は一層の高まりを見せており、それに積極的に答えていかなければならない自治体の責務は、格段に重いものとなっています。一方、本市の財政状況は極めて厳しい状況にあります。今から３０年ほど前の高度成長全盛期にその原型が作られた現在の施策体系・サービス提供体制は多くの課題を抱えており、部分的な改良を積み重ねただけでは、極めて近い将来において、現行の市民負担で現行のサービス水準を確保することすら不可能な事態となっています。

そこで、本市は行財政改革プランを策定し、「民間活力を引き出す」ことと、「受益者負担以外の市民負担の増加を回避する」ことを前提として、「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げる」ことを基本方針に改めて据えて、これまでの施策体系・サービス提供体制を例外なく見直し、中長期的に収支改善を図っているところです。

（５）新たな総合計画と教育プランの関係性

本市では今後の進むべき方向性を具体的に示す「川崎市総合計画」を策定しています。この計画は川崎市全般の将来像となる計画ですから、市ではできるだけ多くの市民の積極的な参加・参画のもとに策定しているところです。

新総合計画基本構想素案では、まちづくりの基本目標を実現するために７つの基本政策を設定するとともに、施策全体の枠組みを３０の政策の基本方向として掲げています。

かわさき教育プランは、新総合計画基本構想素案の中の基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」と基本政策Ⅵ「個性と魅力が輝くまちづくり」及び、その基本政策に付随する政策の基本方向「子育てを地域全体で支える」、「子どもが生きる力を身につける」、「生涯を通じて学び成長する」、「地域人材の多様な能力を活かす」、「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」、「川崎の魅力を育て発信する」、「文化・芸術を振興し、地域間交流を進める」などの内容と整合を図りながら策定を進めてきました。

9 時代潮流と教育

(1) 少子化

経済・社会の成熟化、男女共同参画の進展、将来への不安などが起因して、わが国の出生率は低下の一途をたどっています。平成 19 年には、わが国の総人口はピークに達し、その後は、人口減少時代を迎えることが予想されています。そうした人口減少社会では、労働人口の減少とともに、市民一人ひとりの社会における役割が増大するため、子どもの頃から、社会・地域へ貢献する意識の醸成や社会での実践力を身につけるための教育が求められてきます。

また、世帯あたりの子どもの数の減少は、親や親族の過保護、過干渉をもたらし、子どもたちは、より多くの管理・監視の目が働く社会の中で育つケースが多くなります。そうした環境下では、子どもの自立や子ども同士のコミュニケーションが妨げられる傾向にあるため、子どもが自ら考え行動する機会や子ども同士が主導的に交流する場の必要性が問われてきます。

さらに、学校現場においては、児童生徒の減少に応じて、学校や学級の適正規模・適正配置を検討していくとともに、空き教室、廃校などの学校施設を有効に活用していくことで、保護者や地域に開かれた学校を整備していく必要性があります。

(2) 高齢化

医科学の進歩、保健衛生の向上、生活水準の向上などによって、わが国の平均寿命は伸長し、急速に高齢化が進んでおり、平成 18 年には、65 歳以上の人口の割合が 20%を超えることが予想されています。そうした高齢社会では、仕事や子育てを終えた高齢者が、元気にいきいきと自らの経験や能力を発揮し、社会を支える重要な一員として新たに活躍することが求められています。

そのためには、高齢者が生涯学習や社会・地域貢献を通じて生きがいを持ち、自己実現を図っていくための多様なニーズにあった学習環境の整備と能力を発揮できる機会の創出が不可欠です。学校施設や社会教育施設においては、高齢者も安心して快適に利用できるための、施設・設備や機器のユニバーサルデザイン化が必要です。また、地域の歴史・伝統を若い世代へ伝えるための交流の場の確保も重要となります。

さらに、人生を長い目で見たライフプラン、キャリアプランなどを、早い時期から意識するための機会を提供していくことが必要だと考えられます。

(3) 高度情報化

わが国では、インターネットやコンピュータ等の普及に伴い、大量の情報が流動する高度情報社会を迎えており、世界中の誰もが多様な知識や情報を入手し、発信し、交換できる環境が整いつつあります。同時に、専門性の高い多様な知識や情報が付加価値や新たな文化を生み出す知識社会へと移行しています。さらに、いつでもどこでもインターネットにアクセスできる便利なユビキタス社会の到来も間近に迫っています。一方で、テレビゲーム、ビデオ、携帯電話などの情報通信技術の普及や社会経済構造の変化により、子どもたちの間では、リアルなコミュニケーション機会の不足が課題とされています。

こうした高度情報化時代には、ITリテラシーと呼ばれる情報通信機器を扱う能力を習得することが重要であるとともに、人と人との直接的なふれあいや実体験の機会の確保も重要となります。さらに、大量な情報の中で、本当に必要な情報を適切に入手していくために必要な、物事を俯瞰する力や物事の見極める力を育成する教育が求められてきます。また、子どもたちの発達段階に応じた情報環境の提供、インターネット利用上のルール・倫理、情報セキュリティに関する意識の醸成も求められています。

デジタルデバイドと呼ばれる情報通信技術に関する社会層の格差（所得階層、年齢、居住地域などによる格差）だけでなく、情報通信技術を使った学習能力の格差（デジタルラーニングデバイド）を解消するための取組も必要だと考えられます。

一方で、インターネットの普及は、ネットワークを通じた教育関連施設の利用予約サービスの提供、学校教育・生涯学習に関する最新情報の提供やEラーニングの実施、市民のニーズの把握などを可能としていることから、教育分野においても情報通信ネットワークの効果的な活用は期待されています。

(4) 国際化

高速交通機関の発達、情報通信ネットワークの進展や経済水準の向上に伴い、人、モノ、資金、情報が自由に国境を超えて短時間で移動するグローバル化が急速に進んでいます。21 世紀の社会は、異なる民族、宗教、文化が出会ったり、混在したり、衝突したりする可能性が高まることから、自らの地域や民族、国の文化や歴史についての教養を深め、異文化を尊重し、ともに生きる態度や知識を得るための多文化共生教育や誰でも平等に受け入れるための人権尊重教育の重要性が高まっています。

グローバル化が進展する社会では、世界共通ルールをもとに、地球規模での競争が繰り広げられ、誰もが世界を相手に活躍できる可能性が高まります。そうした国際舞台での活躍を可能にするためには、英語をはじめとする他国の言語を駆使した国際コミュニケーション能力はもちろんのこと、技術面や文化面などで海外に負けない競争力の向上が、個人にも、社会にも求められています。

また、外国籍の児童生徒や市民、海外から帰国した児童生徒や市民などへの教育サービスの提供や彼らの力を十分に生かすための教育環境の充実が求められています。

(5) 社会・経済の成熟化

高度情報化と知識社会への移行、グローバル化による大競争時代への突入などの時代潮流の中で、わが国の社会・経済構造は、大きな変化を遂げてきました。製造業が中心の産業構造から、21世紀は高付加価値産業やサービス業が中心の産業構造へと沿革すると同時に、年功賃金や終身雇用などの従来型の雇用慣行が崩れはじめ、契約社員、転職、起業、在宅勤務などの就業形態の多様化が進んでいくことが予想されます。また、このように、産業・就業構造が変革した社会では、物質的な豊かさよりも心の豊かさを求める志向が強くなるとともに、一人ひとりの価値観が多様化するため、教育分野においても、多様な教育ニーズ・学習ニーズへの対応が求められます。

また、人間は誰しも、何不自由なく、常に満たされた状態で生活を続けていくと、精神・頭脳・身体バランスが不安定になったり、健全な向上心の育成や我慢する力を習得することが困難になったりする可能性が出てきます。したがって、精神・頭脳・身体バランスやあきらめない気持ち、チャレンジなど精神を養うための教育機会を意図的、戦略的に提供することが必要となっています。

さらに、社会・経済の成熟した時代では、知識や技術の陳腐化が早いいため、生涯学び続けることの必要性を認識しておかなければならず、同時に、専門的な知識や技能を絶えず高めていくことが求められています。

(6) 地方分権、住民参加

地方分権の進展とともに、住民に密接した地方自治体が、自らの判断で政策やサービスを決定し、独自性や自立性を確保することが強く求められるようになっていきます。また、住民ニーズの多様化に伴って、住民及び地域自らが政策決定やまちづくり、地域活動などに積極的に参画することが求められています。さらに、住民のボランティア活動やNPO・NGOの活動が社会・経済活動の主要な役割の一部を担うようになっていきます。

こうした地方分権型の社会では、教育分野においても、地域の自己責任が問われ、今後は、地域格差が生じる方向に進む可能性が高いと考えられます。教育は、地域の魅力と密接に関わっていることから、教育行政が有効に機能している地域は、地域人口が増し、地域が活性化していくことが予想される反面、そうでない地域は、地域自体が衰退していく可能性も否定できません。

その際に、多くの地域住民が学校現場に参画し、学校運営も主体的に関与していくことが必要であり、また、その前提条件となる教育分野における情報公開を一層進めていく必要があると考えます。

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
1 幼児・学校教育	子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成 1-1	いのちの教育・こころの教育の推進 1-1- (1)	26	①	いのち、こころの教育の推進	1-①	指導課
				②	人権尊重教育の推進	1-②	人権担当
				③	子どもの権利学習の推進 (*)		
				④	性に関する教育の充実		健康教育課・指導課
		いじめ・不登校等への対応 1-1- (2)	27	①	いじめ・不登校等への対応		人権担当・指導課・生涯学習推進課
				②	不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実		人権担当・指導課・センター
				③	人権意識を高めるための研修等の充実		
		健やかな身体・育成 1-1- (3)	27	①	健康・体力の向上	1-⑧	指導課・健康教育課
				②	部活動の充実		指導課
				③	健康教育の推進		健康教育課
				④	「食に関する指導」の充実		
				⑤	学校給食の充実		
				⑥	薬物乱用防止教育の充実		健康教育課・指導課
		「確かな学力」の育成 1-1- (4)	28	①	読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底	1-③	指導課・センター
				②	自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成	1-④	
				③	思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実	1-⑤	
				④	表現力・コミュニケーション能力の向上	1-⑥	
				⑤	「確かな学力」にかかわる学習状況調査の導入	1-⑦	指導課
		川崎らしさを活かした学習機会の提供 1-1- (5)	29	①	読書のまち・かわさき関連事業の推進 (*)	2-⑦	指導課・生涯学習推進課
				②	音楽のまち・かわさき関連事業の推進		指導課・総合企画局
				③	21世紀子どもサイエンス事業の推進		指導課・文化財課
				④	子どもの権利学習の推進 (再掲)		人権担当
				⑤	多文化共生教育の推進		人権担当・指導課
		「生きる力」の向上のための環境づくり 1-1- (6)	30	①	少人数学級等の推進	1-⑨	指導課・教職員課
				②	少人数制指導などきめ細かな学習指導の推進	1-⑩	
				③	学校二学期制の導入		指導課
		社会の変化に対応できる能力の育成 1-1- (7)	30	①	情報活用能力の育成		
				②	国際理解教育の推進		
				③	小学校での英語活動の推進		
				④	環境教育の推進		
				⑤	福祉教育の推進		
				⑥	望ましい勤労観・職業観の形成 (キャリア教育の推進)		
		幼児教育の充実 1-1- (8)	31	①	幼稚園教育の充実		学事課
				②	幼保一元化の検討 (*)		学事課・健康福祉局
				③	就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成 (*)		幼児教育センター
				④	幼児教育関係職員の研修・研究		
				⑤	幼児教育センターと関係機関の連携		
				⑥	家庭の教育力の向上 (再掲)	1-⑬、5-⑥	生涯学習推進課
		特別支援教育の推進 1-1- (9)	32	①	小中学校における特別支援教育の推進	1-⑪	指導課・センター
				②	聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり	1-⑫	
				③	聾・養護学校・重度重複障害児学級の適正配置の検討		
		多様な教育機会・支援体制の整備 1-1- (10)	33	①	就学援助の実施		学事課
				②	奨学金事業の実施		
				③	学校と家庭の連携・相談の促進 (*)		指導課・センター
				④	海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実 (*)		
				⑤	夜間学級の実施		指導課
	1-2	地域に根ざした特色ある学校づくり 1-2- (1)	34	①	学校の裁量権の拡大	2-①	教職員課・学事課・指導課
				②	学校評価システムの確立	2-③	指導課
				③	学校の情報公開の推進	2-②	指導課・センター
				④	学校経営アドバイザーの配置 (再掲)	2-⑤	指導課
				⑤	川崎市教育改革推進協議会 (仮称) の設置 (再掲)	6-⑦	企画課
				⑥	効果的な学校運営費等の執行		学事課
		地域教育資源の活用 1-2- (2)	35	①	地域人材等の活用	2-⑧、6-⑤	指導課・生涯学習推進課・スポーツ課
				②	商店街や企業等との連携による職業体験活動 (就労体験) の推進 (*)	2-⑨	指導課・生涯学習推進課
				③	地域における体験活動の推進 (*)		指導課
				④	ボランティア等の外部人材の確保		教職員課・指導課
				⑤	地域の文化財を活用した学習機会の提供 (再掲)		指導課・文化財課
				⑥	地域住民との連携による学校の安全対策の推進		指導課・健康教育課・生涯学習推進課
		子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進 1-2- (3)	36	①	学校教育推進会議の活動促進 (*)	2-⑩・6-①	指導課
				②	地域運営学校の設立の検討	2-⑫・6-②	
				③	P T Aとの連携		指導課・生涯学習推進課
				④	中学校区地域教育会議との連携	2-⑪	生涯学習推進課
		子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備 1-2- (4)	36	①	子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善	2-⑥	教職員課・高校担当・指導課・幼児教育センター
				②	就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成 (再掲)		幼児教育センター
				③	幼稚園・保育所と小学校の連携の促進		
				④	小中一貫教育の検討		指導課
				⑤	中高一貫教育の検討		指導課・高校担当
		地域に根ざした市立高等学校づくり 1-2- (5)	37	①	新たな市立高等学校の創造		高校担当
				②	学校間連携の推進		
				③	家庭・地域との連携		
				④	教育内容の市民への提供		

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
	教職員の力量形成と自己成長 1-3	教職員の人事管理制度の再構築 1-3- (1)	38	①	管理職登用制度の見直し	3-③	教職員課
				②	教職員の採用方法の改善	3-②	
				③	人事評価制度の見直し	3-①	教職員課・勤労課
		実践的な学校・教職員の支援体制づくり 1-3- (2)	38	①	総合教育センターの機能強化	3-⑤	センター
				②	教職員に対する専門家等の支援	3-⑦	指導課・センター
				③	教職員相互の相談・支援体制づくり		
				④	指導力不足教員等に対する研修		勤労課・センター
				⑤	外部専門家・研究機関との連携		指導課・センター
		教職員の成長のための研修プログラムの再編 1-3- (3)	39	①	ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編	3-④	教職員課・センター
				②	教職員の自己研修活動への支援		センター
				③	教職員のIT活用研修の充実		
				④	各学校・各教職員の優れた教育実践の普及	3-⑥	指導課・センター
				⑤	教職員の企業等体験研修		教職員課・センター
	学校施設の整備と充実 1-4	安全で快適な学校施設の整備 1-4- (1)	41	①	校舎の耐震性の確保	4-②	計画課
				②	学校の防犯システムの整備		管理課
				③	環境に配慮した学校施設整備		
				④	教室等の快適化		
		コミュニティの拠点としての学校の整備 1-4- (2)	41	①	学校施設の有効活用の推進 (再掲)	4-④・5-④	管理課・指導課・生涯学習推進課
				②	他の公共施設等との合築・複合化の推進	4-⑤	計画課
				③	学校施設管理に関する地域住民との協働の推進		計画課・管理課・生涯学習推進課
		効果的な指導を支援する施設設備の整備 1-4- (3)	42	①	ITを活用した学習環境の整備		指導課・センター
				②	少人数指導等に適したスペース・設備の整備		計画課・管理課
		計画的な学校施設の整備 1-4- (4)	42	①	計画的な学校施設の整備	4-①	計画課
				②	学校の適正規模・適正配置	4-③	企画課・計画課
2 家庭・地域における教育	安心して子育てできる地域づくり 2-1	保育サービスの充実 2-1- (1)	43	①	多様な保育サービスの充実		健康福祉局
				②	幼保一元化の検討 (再掲)		健康福祉局・学事課
				③	保育・幼児教育に関する情報提供		学事課
		子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実 2-1- (2)	43	①	小児救急医療体制の充実		健康福祉局
				②	母子保健サービスの向上		
				③	親子参加型健康づくり教室の開催		
				④	障害児発達支援		
		地域の安全性の確保 2-1- (3)	44	①	通学路の安全性の向上		健康教育課
				②	地域における防犯対策の充実		指導課・生涯学習推進課
				③	子どもの安全にかかわる関係機関との連携		指導課
	家庭教育の充実と子育ての支援 2-2	子育ての支援の充実 2-2- (1)	45	①	幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実		幼教センター・健康福祉局
				②	地域子育て支援活動の充実		生涯学習推進課・健康福祉局
				③	ひとり親家庭の支援		健康福祉局
				④	児童虐待防止体制の強化		
				⑤	子育て支援活動のネットワーク化	5-⑦	生涯学習推進課
		家庭教育・子育てに関する相談機能の強化 2-2- (2)	45	①	学校と家庭の連携・相談の促進 (再掲)		指導課・センター
				②	家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催		生涯学習推進課・健康福祉局
				③	海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実 (再掲)		指導課・センター
		家庭教育・子育てに関する意識啓発 2-2- (3)	46	①	各種事業や定期健診等を利用した家庭教育や子どもの権利保障の重要性の啓発		人権担当・生涯学習推進課
				②	家庭教育・子育てに関する啓発イベントの開催		生涯学習推進課・健康福祉局
				③	企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請		市民局
		子育てネットワークの形成と学習機会の充実 2-2- (4)	46	①	親子参加型事業の展開		生涯学習推進課・健康福祉局
				②	家庭の教育力の向上 (*)	1-⑬、5-⑥	生涯学習推進課
				③	学級や講座に併設する保育サービスの充実		
				④	家庭教育・子育てに関するデータベースの作成		
	子どもが健やかに育つ地域づくり 2-3	居場所・遊び場の確保 2-3- (1)	48	①	こども文化センターの充実		市民局
				②	わくわくプラザの充実		
				③	子ども夢パークの充実		生涯学習推進課
				④	子ども会等各種青少年団体の活動支援		生涯学習推進課・市民局
				⑤	地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援		スポーツ課
		地域における様々な学習・体験の機会の提供 2-3- (2)	48	①	自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実		生涯学習推進課・文化財課
				②	博物館施設における体験学習の推進		文化財課
				③	商店街や企業等との連携による職業体験活動 (就労体験) の推進 (再掲)	2-⑨	指導課・生涯学習推進課
				④	地域における体験活動の推進 (再掲)		指導課
				⑤	読書のまち・かわさき関連事業の推進 (再掲)	2-⑦	指導課・生涯学習推進課
		青少年の健全な育成の推進 2-3- (3)	49	①	青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり		生涯学習推進課
				②	相談体制の充実		指導課・センター
				③	非行の早期発見・指導の体制づくり		指導課

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
3 社会教育・文化・スポーツ	市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり 3-1	市民の主体的な学習を支えるシステムの充実	51	①	市民館を拠点とした生涯学習の推進	5-①	生涯学習推進課
		3-1- (1)		②	生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供 (*)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
				③	図書館機能の充実	5-②	生涯学習推進課
				④	社会教育施設の整備 (*)	5-③	
				⑤	運営審議会の充実		
				⑥	学校施設の有効活用の推進 (*)	4-④・5-④	管理課・指導課・生涯学習推進課
				⑦	社会教育関係職員の研究・研修		生涯学習推進課
		行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進 3-1- (2)	52	①	行政区生涯学習推進会議の見直し		
				②	行政区・中学校区地域教育会議の活性化 (*)	6-③	
				③	行政区における教育支援体制の整備 (再掲)	2-④・6-⑥	
				④	地域教育サポーター制度 (再掲)	4-⑦・6-④	
				⑤	社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携		
		市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かすしくみづくり 3-1- (3)	53	①	市民教育の推進	5-⑩	
				②	シニア世代の活力を地域で活かすための支援	5-⑧	
				③	かわさき市民アカデミー事業の推進		
				④	ボランティア活動の支援		
		社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築 3-1- (4)	54	①	学校教育施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化	4-⑥・5-⑤	
				②	生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供 (再掲)		生涯学習推進課・文化財課・スポーツ課
		社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築 3-1- (5)	54	①	市内の高校・専門学校・大学・企業との連携	5-⑨	高校担当・生涯学習推進課
				②	図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実		生涯学習推進課
	文化・芸術活動の推進 3-2	市民文化・芸術活動の支援 3-2- (1)	56	①	文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進		文化財課・市民局
				②	市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築		市民局
				③	各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成		
				④	文化・芸術交流の推進		
				⑤	地域性・国際性豊かな文化施策の推進		
		文化財の保護・活用 3-2- (2)	57	①	文化財の調査・保存		文化財課
				②	橘樹郡街推定地の保存・整備		
				③	地域の文化財を活用した学習機会の提供 (*)		
				④	文化財を活用した地域振興		
		魅力ある博物館づくり 3-2- (3)	57	①	博物館施設の管理・運営		
				②	市民参加による博物館活動の推進		
		音楽によるまちづくりの推進 3-2- (4)	58	①	各種イベントの開催支援		総合企画局・市民局
				②	音楽に関する情報発信支援		
				③	ミュゼザ川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致		
				④	ストリートミュージシャンの演奏場所の確保		
	地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進 3-3	生涯スポーツの推進 3-3- (1)	59	①	総合型地域スポーツクラブの育成	5-⑪	スポーツ課
				②	多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進		
				③	スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進		
		競技力の向上 3-3- (2)	59	①	各種競技大会の開催・支援		
				②	指導者の養成		
				③	スポーツ団体・協会等との連携		
				④	一貫した指導体制の整備		
		スポーツ環境の充実 3-3- (3)	60	①	スポーツ施設の管理・運営		
				②	社会教育施設の整備 (再掲)	5-③	
				③	スポーツボランティアの育成・活動の場の提供		
		ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり 3-3- (4)	61	④	スポーツ情報提供の充実		
				①	トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援		
				②	市民によるホームタウンスポーツの推進		
				③	Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり		
				④	大規模スポーツイベント等の開催・誘致		
	共に支え生きる社会の創造 3-4	人権教育の推進 3-4- (1)	62	①	人権フォーラムの開催		市民局
				②	人権・同和研修の充実		人権担当・生涯学習推進課
				③	平和・人権学習の推進		生涯学習推進課
				④	人権・同和啓発の推進		市民局
				⑤	男女平等推進学習の充実		生涯学習推進課
		子どもの権利保障の推進 3-4- (2)	62	①	子ども会議の充実		生涯学習推進課・市民局
				②	子どもの権利に配慮した学習機会の提供		生涯学習推進課
		共生社会の推進 3-4- (3)	63	①	外国人市民のための識字 (日本語) 学級の充実		
				②	障害者社会参加活動の支援		
				③	社会人学級の推進		
				④	図書館における外国人や障害のある市民の学習支援		

施策体系一覧表

基本政策(4)	基本施策(13)	施策 (52)	ページ	No	事業 (188) *は施策体系の他の部分に再掲されている事業	重点施策	所管課
4 教育行政	教育支援体制の再編 4-1	市民参加による教育支援体制の充実 4-1- (1)	64	①	行政区・中学校区地域教育会議の活性化 (再掲)	6-③	生涯学習推進課
				②	学校教育推進会議の活動促進 (再掲)	2-⑩・6-①	指導課
		専門的な教育支援体制の整備 4-1- (2)	65	①	川崎市教育改革推進協議会 (仮称) の設置 (*)	6-⑦	企画課
				②	大学や研究機関との連携		センター
		行政区単位での支援体制の整備 4-1- (3)	65	①	行政区における教育支援体制の整備 (*)	2-④・6-⑥	企画課・指導課・生涯学習推進課
				②	学校経営アドバイザーの配置 (*)	2-⑤	指導課
				③	地域教育サポーター制度 (*)	4-⑦・6-④	生涯学習推進課
				④	行政区地域教育会議との連携		
	教育行財政の改革 4-2	教育委員会の事務事業の改善 4-2- (1)	67	①	教育委員会事務の改善体制の確立		事務改善担当・庶務課・教職員課・勤労課・学事課
				②	補助委託事業執行の改革		
				③	外部団体の改善		
				④	物品管理の徹底		
				⑤	組織の適正化と人件費削減		

[現況と課題] 一覧

基本政策（４）	現況と課題	ページ
1 幼児・学校教育	①子どもの権利保障に向けた教育・学習	98
	②児童生徒指導	●いじめ 99 ●不登校 99 ●いわゆる「学級崩壊」 100
	③子どもの体力	100
	④学校体育・運動部活動	100
	⑤給食	101
	⑥学校生活・授業	101
	⑦少人数指導・少人数学級	102
	⑧外国人教育 （多文化共生教育）の推進	103
	⑨情報環境・情報教育	103
	⑩教育における国際化	●E A F・A L Tの派遣 104 ●外国籍児童生徒・海外帰国児童生徒の教育 104
	⑪幼児教育	105
	⑫特別支援教育	105
	⑬学校評価制度	106
	⑭学校情報の公開	106
	⑮地域と学校の関係	●地域に根ざした特色ある学校づくり 106 ●学校教育推進会議と子どもの参加 107
	⑯学校運営	107
	⑰子どもの成長の連続性と校種間の接続	107
	⑱高校教育	108
	⑲教職員	●管理職の登用 108 ●教職員の採用・研修・評価 109
	⑳教育環境	●学校運営上の危機管理 109 ●学校の設備・環境 110 ●学校・園の推移 110 ●学校施設開放 111
2 家庭・地域における教育	①幼児期の教育に望まれるもの	112
	②家庭の教育力	112
	③地域における子育て	113
	④地域における子どもの姿	114
3 社会教育・文化・スポーツ	①市民の学習活動	117
	②市民館などの社会教育施設	●市民館 117 ●図書館 118 ●青少年教育施設 118
	③地域教育会議	119
	④学習成果の活用（地域人材、ボランティア活用）	119
	⑤文化財の保護と活用	120
	⑥博物館施設の運営・整備	120
	⑦生涯スポーツの推進（総合型地域スポーツクラブの育成）	120
	⑧スポーツ環境・指導体制の整備	122
	⑨市民スポーツ活動の活性化	122
	⑩地域における多文化共生教育	123
4 教育行政	①教育委員会	124
	②政令市への権限委譲	124
	③教育委員会事務局	124
	④教育委員会管轄部署の財務・事務	124